



三百八十八

ばいかつがましくにを取出し見せるにみなめうもん
ねんぶつにて三だんながらしいななりおに大きにお
ごろきかのものをとつて八まんちごくへおとすその
つきにしやばにてゑさしなりしがながきはをりをき
てしほくとしてとほるにおに見て是はあく人ぞう
なみやげはなきかどとへばいやござらぬといふすこ
しなりともあらばみせよといはれてまへきんちやく
よりさてく十へん迄御座らぬとて八へん念佛をい
だすにいづれもかうめうかくやくたりおにごもひれ
ふしておがみらいはいし實に十ねん一ねんなりとて
極樂へとほされた

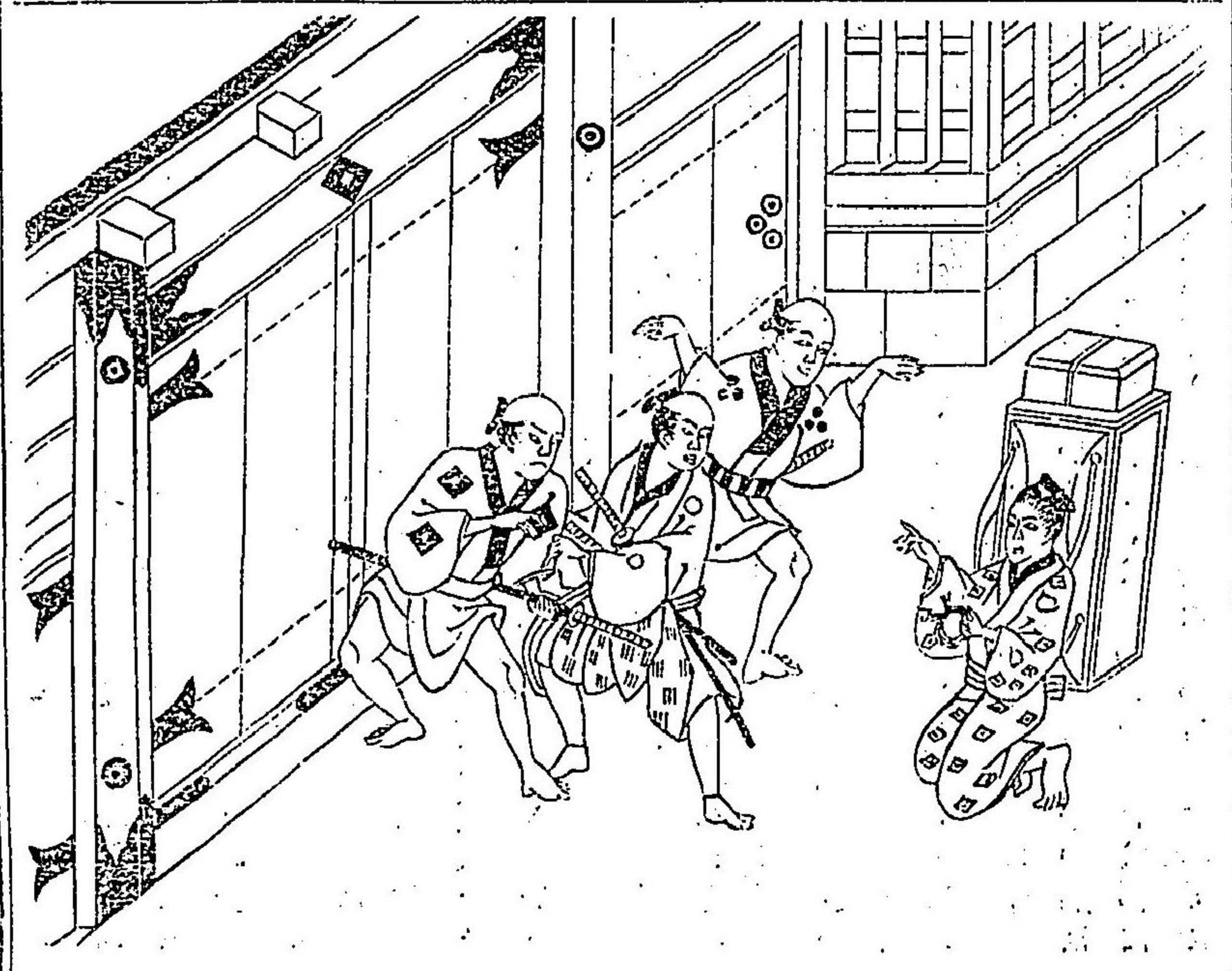
きかぬやつこのしゆごう

山の手筋にさる屋敷へ出入するもとゆひうりのわか
しゆあり又そのやしきにすわともいはかんなめた
がるやつこありなにとぞこの若衆をとねらへどもお
りがなければちからなし或時かのわかしゆきたりけ
ればいろくちちそうしてけふは雨もふりそふなほ
ごにあきないもなるまじわれらへやへきたり給へと
うちつれてやがてに

○○○○○○○○やつこけつぎにまかせて○○とて
すなのなかへ三寸ほど作藏をつきこみければすな○
○になるやつこわかしゆにむかひさてくそのほう
はずいぶんたしなみがわるいかならずくいまより
してこんにやくをくすりぐひにしやれといふた

車善七が火事

過にしころ善七がところに火事のいできけるにおび
たしく見ゆる米がしのわかきものごもおほく出て
見けるに此火事はまさしく吉原にきはまつたといふ
その中に上ろうにふかくあいけるもの申けるはさあ
らばかけつけてせめてくしばこの一つものけてやら
んとてひとついきに成てともはふたりづれにてかけ
つれたり浅くさこまがたにてこの外いきのきれけ
ればひとりのいひけるはしばらくまち給へ水なりと
ものみてかけんといふいやもはやいかすとよしとい
ふ是まできたりてなせにととへばまさしく是は善七
であらふといふこゝにてなにがしれんといへばいや
いや善七にきはまつた吉原ならばきやらくさかろふ
がかんこくさいほぎにちりがみに火がついたらとい
ふあんのととく善七であつたはなのきいたやつ



代官のかる口

とつとうわきなるもの吉原へ行とて道にて馬かたに
ゆきあたることの外にはらをたちてさんくしかり
ければまごも理くつものさまに云あひいよ
にいかりてわきざしにそりをうつておのれたひと
打にせんといふまごもころゑぬやつにておれがくび
もかねじやほどにむざとほきられじといへばかね成
ともきらんとてぬきければもとの口にはにすいづく
ともなく逃ければぬいたるわきざしをすくさ
さんやうもなければおのれでもきらんとて馬の細首
を切おとしけり町の者出合らうせき者としてとらへて
ところの代官へつれ行けるに代官ふたがしらにて支
配し給ふ所なれば兩人出合てくじを聞給ひさりとて
は物もいはぬちくしやうをさる事ひとをきりたるよ
りなをどがふかしづくのものなるぞありのまに
申せと仰ければとをり町何丁目大屋は空左衛門親は
八兵衛わたくしは九十郎と申といふ一人の代官とか
くふかきとが人なればつめろふへやれと仰けるに又
一人の代官仰けるは八兵衛子九十郎馬きつたほごに
あがり屋へやれとおふせられた

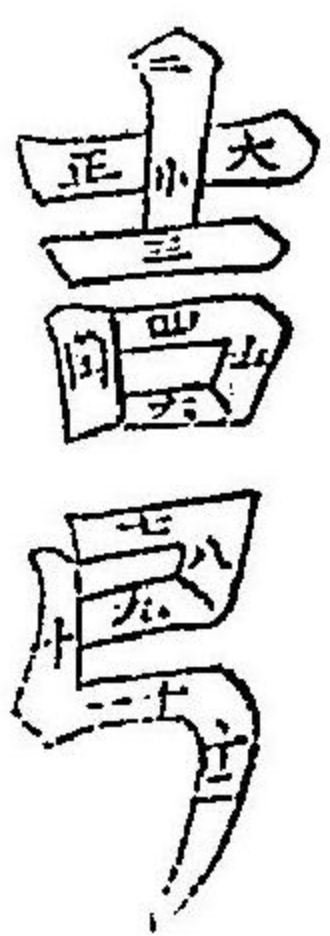
表具屋のかけ物

さる表具屋のみせに二三人よりあひてあそびけるに
ひやうぐにきたるかけものを見れば大もんじに吉弓
と二字かきてありこれはかわりたるものなりいかさ
まはんじ物なるべしといふに一座の人申されるは
いざやなぐさみにわれがしよざいにてはん
じてみんといふ一人は侍一人はいしや一人は百姓な
りていしゆは表具はりつけやのしやうばい三人いひ
けるは先ていしゆにはなにとおぼしめさるゝといへ
ばわたくしははつぎるくは是を請とりまして心には
んじてよろこびますよきゆみとかひてござりますに
よりよきゆみならばてまへよかるべしとはんじまし
たと云一座の人々もつとも申されるさりながら
四人のしよざいと申しなさるゝからはしよざい
ではんじましやうまづわたくしははりつけしやうば
いなければよきゆみならば張によかるふとおもひます
と云いしやきておれは吉弓とかるて御座るは十一
はくちのきうによひといふ事でござるふ口中の病は
十一のきうにてかならずよくなる物じやといはれた
百姓申けるはわたくしは春の初に此かけ物を見てよ



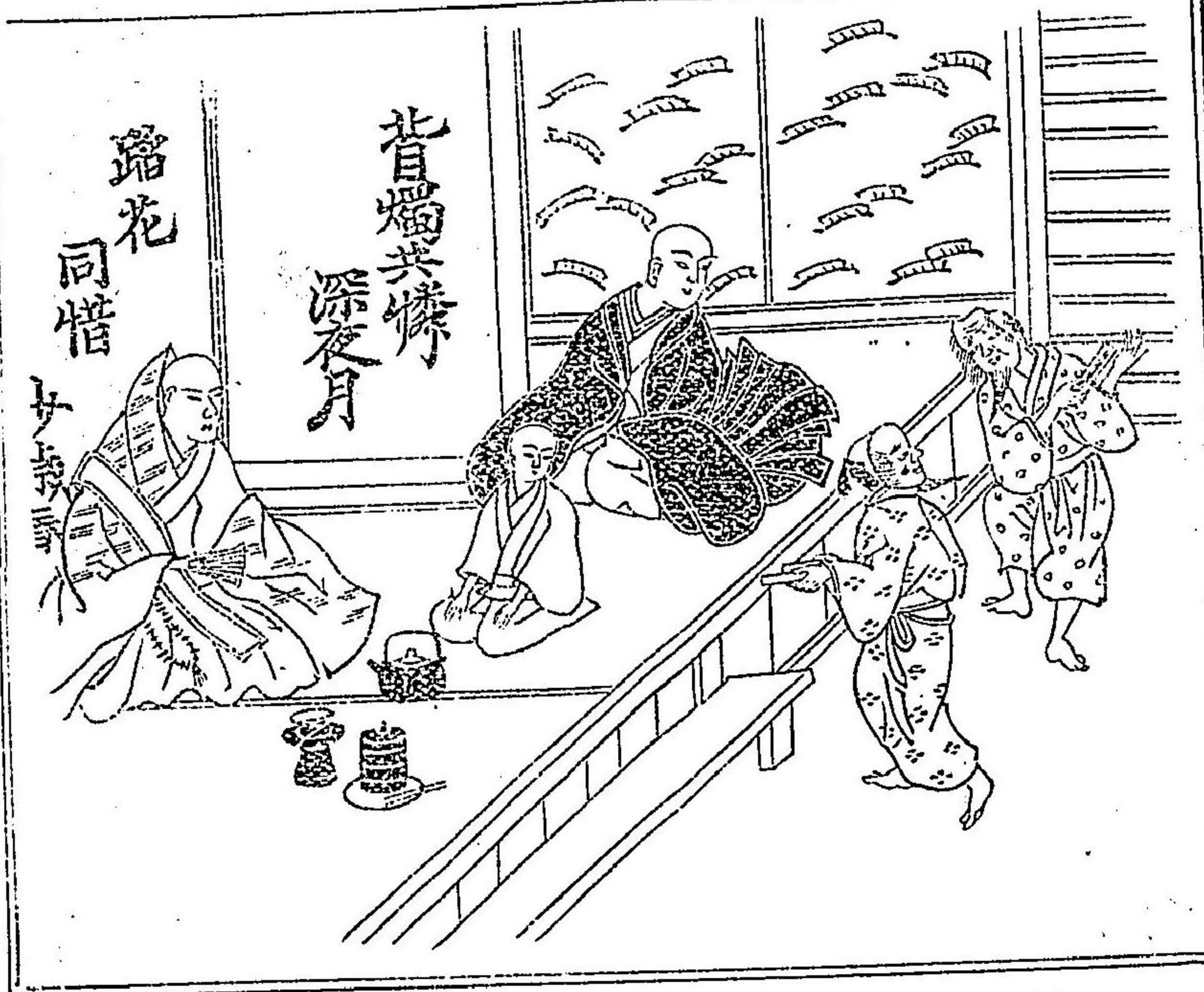
鹿の巻第四

ろこびますことしは何かもよく當らふとおもひます
よき月ならばあたるはづじやほどに云ふさむらゐ
きいてさりとてはしよざいよくはんじられた我
がしよざいはかたなわきざしなれば大小とはんじた
といはれた大小はもつともじやが心はいかにとこへ
ば大の字は先よこに一もんじを引小の字は先たてに
ぼうを引なればよこのぼうはみな大たてはみな小十
二月の大小なるべしことしは閏が有さかいにくわく
が十三有といはれたほごにこよみを引あはせて見れ
ば大小少もかわらず



よく見れば貞享三年の大小のかけ物也人々こと
しの中のでうほうにしられた
初心大こくまひ
さかい町のほごりにうとくなるものゝ子ありしがそ
の身ごうらくにておやかんごうしたりければとせいの
おくりやうあらずしてあなたこなたごうろたいけ

るころしも極月の末になりしかばもはや身のおきごころなくしてたゞほうせんとして居たりけるかゝりけるごころへつね／＼ねんごろにしたるごもだちきたりていふやうはさては我身のきやうがいにはなにをしておくるべきやもどでがなければいままらあきなにもなるまじ又ほうこうに出る事も身のかわがなればはどれもならずわれらとつくとしあんした春は大こくまひがはやる程に出たらばよかるふといひければかのものいふよふいかにもよきふんべつしてたまはつたさあらばそのやうをせんとしてにはかに淺草へゆきて紙にてつくりしめんを一つ十二文にてかひされたりしきものゝゑもんひきつくりひ春のくるをいまやおそしとまちいたりほごなく正月朔日になりしかばけふは年のはじめ月のはじめ日のはじめなれば門出めでたしと酒四五はひひつかけてまづ町々をござつた／＼といひてあるきけりしかるに淺草しんふく寺といひしほつけ寺のありしにかの所へゆきてさんもんよりござつた／＼とばかりいひてなにかまたござつたといふ事をわすれていたりければ内より小僧出て申けるは是はたぶんにせ大こくまひと見



へてなにか又をわすれたそうなどおもひみな／＼あきれはてごつといひてわらひけるもどより小ぞうくちあひのよきものなればなにか又ござつたご高聲にいひければ大こくまひ又あごをわすれていふ事のなくてそこにゆるりとござれといひてはづかしまひをしてにげてかへつた

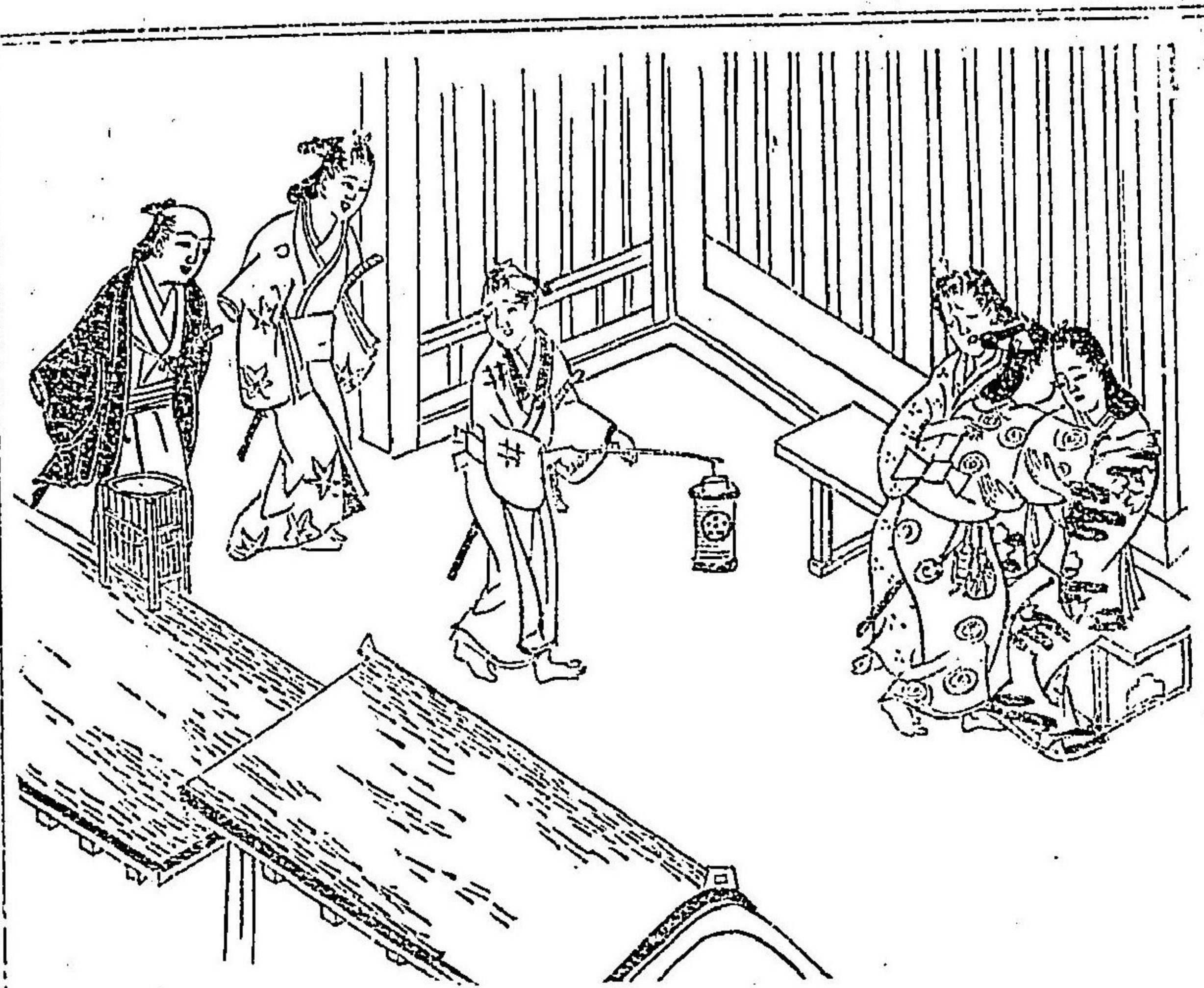
かんばんのよみちがい

彌左衛門町に明石屋又助とてそゝふなるものあり御出入の御屋しきへゆくごて道にてかんばんをみてはなし申けるはさて／＼此頃かわりたるつばの出申候が殿様にはつばがすきなされまするにいまだ御らんなされませぬかといふ此ごころはやるしようあみでの事かと仰せければいやごうゆがつばと申てもつばらはやりますほう／＼にかんばんでましたといふ是はめづらしき物じやごて御用人をよびつけ又助同道してつばを見てまいれと仰付らるゝかしこまり候ごうちつれてゆきて見ればどうゆかつばのかんばんなり用人もあきれてかへられた

鹿の巻筆第五

ぬれのはじまり

それ天はやうにしてすみやかなり地はるんにしてごうせず月日のめぐるもるんやうわがふの車のわやぐなるはなしのつるでにみな人のぬれ／＼といひてれんぼのやみをてらさせ給ふ日の本のそのかみさまごてさまとあまのうきはしのうへにしてせきれいのをのひこ／＼するを見給ひみこのまくはいありしより我朝ひらははじまりてあまのさかほこづんとさしこみから／＼からささがし給ふそのさきより出るしづくが國となるさればしづくよりおこるあきつしまるんどやうごの二つの間にやわらぎあひわがふの儀はまた地水火風の五つにかたまり目もあり口もありあるひは男女となると大ざつしよにかきけるはおれはしらぬがぬれといふを是からかながへて見るにうきはしのもごにてさかほこのしづくよりおこりてなん女のかたらひありまして思ひのふちにしづみなみだのあめにそでをしぼる君にあふせのなみまくら



なんどいへばぬれといふであらふといはれたればそ
ばなる男いやそうでないはじめての事には〇〇で
ぬらすによつてぬれといふといはれた

ゆやのあま

所はじかに申されぬ手前うさくなる人なればみな大
臣と申けるいはれをくはしくたづぬるに此人とつと
いろごのみごうもいはれぬやさ男あけくれたおふ
なのおもひつくわけのみをすかれけるにつねにりん
のたまをもてあそぶにさのみにおもふほごならずさ
るによつてあはれからこくの玉はすぐれてよきとき
くに何とぞもとめゑたきとおもふおりふし過にし八
月廿一日にてうせんじん来るさりとては此大せいの
うちにかの玉をもたぬ事はあらじとおもひほんせい
じにゆきてさましく心つくし代壹兩貳分にてとめ
出して身をはなさすてうほうせられけるに友だちの
人きたりて貴様たいせつの玉をもちたるよしせひに
かしたまへとふかくしよもふせらるゝまゝせひにお
よばずかしけるに此人もひたとやうにたつなれば身
もはなさすせんとうへゆかれけるにかの玉たもとに
あればぬぎすておくきる物に入ておかん事もおぼつ

かなし此玉はまさしくいこくのてうほうなるにもし
人にぬすまれてはせんなしとて手ぬぐひにつゝみゆ
つばに入るまるきものなればいかゞしてかざりおご
しけむみへずされどもわれゆつばにりんの玉おとし
たりともいはれずもし又人の手にわたりたる事もは
かりがたしさればとてせんぎならぬ物の事也せひな
くかへりてかのよししかたられければ此大臣ふかくな
げきさりとてはとおもひてそのゆやにゆきかよひて
うちにかひそだての十四五なるおんなのわらはあり
しにいまだ名もつけずあましくこのみよびしに是を
ふかくたのみ此ゆつばの中へめんようふしぎの玉を
おごしたりあはれどりゑたらばなんぢわれがふさい
にせんといひければやすきはどの事也しかしよるは
みへがたしまたひる女の身にて大せいの男入こみの
うちへ入たらばよもそのまゝはかへすまじいかゞと
おもひわづらへは此人申やうさらばなんぢはだかに
てゆぐに此なわゆいつけよおつとそとにひかへたり
とおもひなばさのみ人のよもせまじとかたくけいや
くさだめつゝもしかのたまをとりゑたらばこのなわ
をうごかせ我爰元にてひかんとてあがりばにひかへ

いるその時かのあまやくそくしひとつのでぬぐひさ
げもてゆつばの中へとび入ば人々おごろきわきへよ
るそのひまにかの玉をたづねとつて出んとすれば四
五人とりつくかねてたくみし事なればわれはかさか
き玉をばおしこみたかたわきへぞふしたりけりゆ
やのならいにかさかきいめばあたりになちかづくぬれ
てもなしそのひまにやくそくのなわをうごかせばそ
の人よろこびひきだしたりされどもつよくひきたる
ゆへにあがりばにてむねをやうつてごたいもすくみ
うちふしぬかの人なげきのたまふやうたまもいたづ
らになりぬしもむなしくなりたりとともにもうちふし
給ふときかのあまいきのしたにて申やうわがへその
あたりをみたまへといふげにも〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇かの〇〇よりかうみやうかくやくたる玉をとりい
だしてかのあまもやうくかゝるしやくしつゝに身う
けて女房にせられた金持いろにめぐるを大臣と申
なり

くだりなぞ

此ごろ上方よりなぞを二つくだしたみじか〇〇なが
〇〇なが〇〇はつきよがらすとどかれたみじか〇〇

はあつぎとくさりとてはよくとかれたといふはなしあるにひやうなるものこのなぞをきいてつきよがらすよりもあつぎができたくさいものじやをかいたひしがかのものさるかたへゆきて此なぞをばなしけるにが〇〇のはなししければさりとてはよきときやうとて人々ほめわらひけるに又みじか〇〇といふなぞござりますと云此ときやうはときけばかりぎといふかりぎといひてはつまらぬといへばさてさてみなさまはかみがたからくだりたなぞをさくほどのものがつまらぬやうにはときませぬかりぎはまづくさきものなりまた〇〇があるさかいでかりぎともいつらといふた

ばが寺請状

町々はすれくまでしうしの御きんみつよければおんなおとこともみな寺請状を大屋取おくほごにさる所にかわりたるばいありむすめをふたりもちしに此ごろふたりながらろう人して宿にいるされば大屋から寺請取てをこせといはれたけふあたかなるさてふたりのむすめともなひて御寺へゆきしが此ばはおかしきくせにていつもあとにいふ事をさきに



ふお寺さまのじうじに御めにかゝり申出しけるは今日は日よりもよくのどかなるまゝにむすめどもふたりながらつれてまゐりました御たいぎながらしてくだされませいわたくしのもついでにしてくださいませいとしよりましたさかいにまたまひりますもたいぎじやはごにたのみます寺請をといへばお寺さてさておかしき物のいひやうじやあとにいふ事をさきにいふさかいでよのだんなにかべごしなごできかせられぬいひぶんじやおもひながらもつともむすめたちはしてやらふがおのしも一度になるまいおれもたつたいまちやの間で二本かひてくたびれたとばをといはれた

作藏がかたこと

南こん屋町二丁目にさるろうにいなかもものをつかひけるになにやらのかぎにかゝりたるやうになまながき男なれば名を作藏とつけりつねにかたことをいへばさらにわけきこえがたきほごなりしにあるとき夜に入て火事の出来けるにかの作藏にみよといへばやねに上りみれば火の手まぢかくみゆるだんなごこじやととへばさてくさかつたがごうりじやへ

がちかいといふだんなまたかたことぬかすといふにわきのやねに上りたるものさてく火のこもおびただしわだぐらのほうにみゆるといふをきやねよりかけおりておかみさま御やうじんなされませい火事はまたぐらじやと申ますが〇〇がぶらりくごまひりますとくらはせた

躰の屋ごうぐ

さる人申けるは世中の諸道具家居門戸いづれも人の躰をひやうす人の躰にみなありと申けるをいかにごへば人のたいにまづむないたて板有はうげたしりげたとてけたも二所にありよつぱり(田舎にてね小便をよつぱりと云)とてはりあり兩手はうできなりほうがまちとてかまちありはなばしらとてはしら有ひたいとて井もありかやうの道具みな城の用にもちゆるといへばその城はごへばうしろとてしろあり中にめいもんといふ門もありその門に出入あるかごへば出入のために口ありよきもごほるあしきもごほる所なれば大事のせき所なりさるによつて口には物をならべたりやりをさがいとてやりありさきはいきごまりかごへばうら門ありといふおもての口

にははものやりあるにかんじんのぬけ道にやうじんの道具はなきかといへばをろかなりまづやうじんのためによりぼうあるががつてんかといへばまことによりぼうありと云されどもぼうばかりにて心もどなくばまつとやうじん道具をみせうかといへばいかにととふ兩方のあしをなげいだしては〇〇〇〇〇〇ひざをおりては〇〇〇〇

あに様のりやうけん

爰に花屋の茂兵衛といふて五十ばかりになりしが子ふたりあり兄は廿三弟は十二三に成ける南風はげしくふきてみせへごみおびたいしくふきあげけるほどに兄の太郎介をよびておもてへ水をうたせけるに弟の次郎はおもてのゑんにこしかけていけるおりふし母おや近所へ禮にゆきけるがとしばへはよそぢにあまれども心は春めきてわかしくしたる人なればだてぞめのきる物にしゆすのはいびろおびしてとりなりひきつくりひてかへられし次郎見ていよしなものめぼつとりものといふて母のしりをたしくおやち見て大だわけめそれあたまをはりやれ母にそのやうな事するものかといへば母おやさてくばかめといふ

におやちそのやうな事をさせつければくせになるてせなかをおもふさまにたく次郎おびたいしくなけばあにかけたつてなにものがたいたぞたれにたかれたとていかつがましくいへばおやちおれがたいたがなんとしたといふいかにおやちやとて正月しまにたくかしやるはいかやうなるかがしましたといへばおやちさてくおやが子をたくがなにじやいひわけをせまいとおもへどもあまりおのれいかつがましければいふ母おやのしりをたくさかいにおれがうつたがなんとしたといはれて太郎それはおやじのどうりじやをのれはなせおとこのあるものしりをたくぞといふた

しばい太夫もこの日まち

木挽町太夫もとにて日待ありしにあまり夜長なるにすこしなぐさまんとてうちよりてかうをしけるにひとりがどうをたらんといふてどうを取にさる名あるやくしやなりしがひたまけにまけるほどにのちはそこらあたりのかねをかりてみなまけたきのどくにおもひ此うへはせひなしこれをはるふといふわがかへの野郎をよび出してはるしかも名あるものなりさ



きのもの是はめいわくでござりますあまりひきもござらぬにといへば是はすてくも三十兩がものはあるがおのしはうきやらぬかといへばさやうなる大ばくちはいやでござるといふさてくおのしはよひからいくらごられたとおもやる是がしまいじやとてほんにはるそばなる人のいひけるはそれはさりさてはふかくで御さる二つにわつてはらしやれよひからみるにおやも入目はござらぬ貴さまのほんかちてまけさしつた二つにわればたごおやのめがよふてかしらをとられてもしりはのこりますしりさへあればいつでもきやくはなるといふた

心ばかりは我物

さる人吉原へけんぶつにまいられけるにさもじんじやうに出たつたるわかきおとこ来るあげや町の木戸ざわにてみればお出成れましたといふさりさてはがつてんゆかすごなたにて御座るといへばおまへたなにおりまするさしものや半兵衛がでしてござりますといふさてく六藏かこれはくけさもあふたに見わすれたおのしはさりさてはいしやうもちかな此けごろめんのはをりはいつこしらへたぞとてへばかり



ものでござります此つむぎのしろこそでは是もかり
 物このとうざんのきる物はかり物此さんごめのはか
 まはかり物さてくけつこうなるわきざしかな是も
 かり物かなかくと申此いんろうきんちやくはなほ
 かり物也したのおびばかりはおのしのかいやだんな
 のをかりましたかの人あきればはてさてもかりたりか
 りたり○○ばかりじやがといへば是もかり物なり
 さいふこれはどうしてかりものじやとへばみな人
 が○○ものじやと申さかいでこれもわたくしのは
 いはれまい

跋

あらしにちれる木の葉も陽氣をゑてまたほのめだち
 秋はもとのごとくにもみぢの色かわりたるうき世の
 中よむともつきぬはなしのほんにふるめかしきも座
 のきやうによりてあらたまることひじりのことばに
 古きをたづねてあたらしくはなすこれさいかくたる
 べしさればあとかたもなきそらごとをみてきたやう
 にいひつゝくるもむらさきなる女が源氏六十でうに
 ゆるしをとりあつめたること草は林にしげきおちば
 なごにひさしけれども鹿氏が心になへて道のたく
 みなるはまれなりさるによつて此あごよりははなし
 とひやと名付一冊にせんじ出すもの也御望のかたが
 たは板本まで御書付御越あるべく候鹿氏ぎんみをと
 げかき入もの也

元祿五年巳六月

作者

鹿野武左衛門

繪そらごん

つねに人のよくいふ事なれどもそら事畫は繪の風流
 故實にて侍るべし詩歌は有聲の畫也圖畫は無聲の詩
 歌也唐詩の白髮三千丈和歌の鶯のこほれる涙みなこ
 れ幽玄の秀作とし雪中ばせをば摩詰が無双の畫才と
 稱せり八景といへるも瀟湘洞庭は地名なれども平沙
 遠浦山市江天煙寺漁村みな虚景也詩歌の感應はしば
 らく他書にゆづる丹青の妙ある和漢相同じ北齋の楊
 子花馬を壁にゑがく毎夕必長鳴して水艸をもとむる
 が如しと李嗣眞が畫品に見へ金岡がゑがける馬夜な
 夜なはなれて近邊の田畑をくらひしよし古今著聞集
 にしるす淺草觀世音の懸繪の馬もはなれて草をくら
 へると世に語り傳ふ張僧繇が繪の龍は雷雨晦冥して
 天にのぼり常則が書たる獅子は犬ほへにらみ成光が
 書たる鶏はまことの鶏見てこれを蹴る高孝行が畫の
 鷹諸鳥はるかに見ておごろき恐れける事唐倭同日の
 談也繪にかける女を見ていたづらに心をうごかすが
 如しとは僧正遍昭の歌のさまに古今の序にはたとへ
 たるをさるためしも侍るをや陸説に進士趙顔といふ

もの畫工の所にて軟障に一婦人を圖するを得てはな
 はだうるはしきにかゝる女を得まくおもふ繪がける
 人のいはくわれは神畫なり此名は眞々といふ其名を
 呼て百日やまずば必應せん應せば百家の綵灰酒を是
 にそゞげ則活んと顔其言の如くすはたして障を下り
 言笑飲食つねの如く年をこへて一子をうむ其友の曰
 これ妖也余神劍あり是をきこれゆふべ眞々泣て曰妾
 は南嶽の地仙也君にうたがはれさらにとまらるべか
 らず其子をたづさへて軟障にのぼりて前酒をはき出
 す其障を見ればたゞ一子を添みな是繪也雅筵醉狂集
 正親町一位公通公の歌の自注に書れたり行暮てふる
 き宮居にやどりたるにかけ繪ごものあまたあるを見
 ていねぶりたる時の間にゆめうつゝともなく聞侍る
 事を書つゝけて雨夜のめざましとするものならし

繪そらごん

神前に繪を懸る事は其はじめ神馬幣馬の餘風也神馬
 を諸社に奉るに額髪に鈴をつけ尾にゆふしでを付る
 事江次第に見へたり幣馬は板馬の心にて幣物として
 贖物とする謂なり繪馬といふ事も神馬幣馬は上さま
 の沙汰なれば平人は是を繪に書て奉れるに起れりこ
 れを板馬ともかけ書ともいふ本朝文粹十三に北野天
 神に色々の物を中原長國が献上する文を大江の匡衡
 が作れるに(寛弘九年也七百八十四年寛政九年迄)繪
 馬三疋とあれば繪馬といふ事すでに久し今も祝義の
 進物に太刀を紙とて馬代となづけ金銀をもつてす
 るも是みなかゝる故實にもとづける舊禮也馬を畫て
 神にさゝぐるを繪馬といふべし又三十六歌仙など其
 外にもさまざまのかたちを圖し鳥獸花虫のたぐひみ
 な懸繪といふべしと眞野時繩が神學類聚鈔の諸院編
 卷之五にしるすもろこしにても吳、太伯祠閭門の東
 にあり每春秋市人相卒て牲體すおほく善馬練興美人
 を圖して献すといふ事楊升庵が外集に出せり此みや

しろの御神は何さはしらねど靈驗まし〜て崇敬殊
 なるにやさまざまの懸繪ごも侍る中に秋の田のかり
 ほの庵を御覽ある天智天皇ごおほしく不思議やたち
 まら繪をはなれて御むねから上に半分卷上たる御籙
 のうちより出させ給ひ御よそはひ殊更けだかくわた
 らせ給へるが社壇の上段におはします御聲高く誰か
 あると召るれば大職冠ごおほしく衣冠たゞしく鎌を
 持て御前に頓首せらる天皇御覽じてこよひこゝもご
 に筆まめな男一宿したればかねて面々末代繪に書あ
 やまられいひあやまられたる事ごもよもすがら物語
 して小冊にも残させまほしくおもふ也公家武家出家
 あるひは女人或は唐人仙人等まで懸畫にありあふや
 から罷出て遠慮なく存る子細を申させて見るべし呼
 出せと仰らるればかしこまつてかの衣冠の人何やら
 いはるゝとぞ見へし面々名乗て出るを見れば大職冠
 の次に時平の大臣大塔のみや大僧正行尊右大將頼朝
 源義經平忠盛藤原太秀郷權五郎景政坂田の金時猪の
 早太忠澄武藏坊辨慶仁田の四郎忠經其外あまた居な
 らびたり又かたへを見れば小野小町紫式部其外梅若
 の母或は鬼女のおもてなごも婦人の内にやあらん入

まじり遊女藝者歌舞妓役者鳥羽繪など迄罷出むかふのかたには最明寺殿西行法師世に菊慈童といふもの又は仙人七福神迄此社頭に懸繪のすがたはみなぬけ出てこゝかしこに座をつらねたり時に天智天皇勅詔あるは時代不同の面々貴賤僧俗男女をわかつたすもろこし人さへまじはり座すは誠に繪の一徳也面々心に思ふ事出ほふだいに申すべし先口明に朕がいほふは百人一首の巻頭にむすめの持統天皇と相ならびて一所にありて誰しらぬものもなく其名千歳のうちにさかんなるはよろこばしけれごあまりに心やすだてに天智天皇よばり人皇三十九代の天子ともおもはずふみ習ひの子供らに玉鉢の繪をもみくちやにされ手習御紙の側にありて龍眼に墨を付られ代々の天子のうちでもちと小口きいたものを用捨もないしかたわが衣手は露にぬれつゝとめつたやたらに胡椒丸のみにいひちらし夫も子供等は尤なれごおごなども、同じ調子其上建福寺をたつる時左の手のくすりゆびを切て燈幢の石壇に納めたなごいふ事申興の天子ともいはるゝ朕が何のため指を切ものぞうは氣にゆびを切なごいふも身を持たものはせぬ事佛に心中た

てやうわけがない又山階にて天上して沓がかたゝあつたなご天狗にさらはれたか出奔したかの様に聞へ迷惑千萬也なみ居るかたゝもさぞ後代におもひちがひあるべしと勅詔あれば鎌足公つゝしんで恐ながら天子の御事さへ其通りまして人臣等が義は其はづの事今晩こゝもとへは出ませぬが守屋大臣なども佛法をきらひましたは尤にてそれまで見つけもせぬあたまをそり見もなれぬ木像を取まはし色々の事を致す故あやしんで制したは國の大臣のさもあるべき事これらはまへへ申ふるした義ながらつひでの御物語佛法にたてついた故悪人の取沙汰釋迦に提婆太子に守屋といはれ鬼鬘さかしまにはへすさまじき舂相又菅丞相をかみなりのおや玉のやうに申事是等は近來世上高才に成ました故色々書た物も出ましてたいていの者は合點いたしたれば今更申におよばず夫故今晩なごもわざゝ出て申されす落つひてあられますが臣はさのみ繪にかゝるゝ事もすくなければごかまたりの末とて藤の丸の中に鎌を紋に付る人なごもあり今晩なごもかやうに鎌を持て出ませぬと何公家やらしれぬ故世俗に習つてかくの通りなれば藤

の丸に鎌付る紋所も同じ心いきなるべし御存の通り愚臣が名はかますにてむかし魚の名を付事はやはり物のやうにて君の御骨折らせ打亡されし入鹿なごも海豚といふ魚の名を付鮪の大臣なごも魚の名蘇我の赤兄なごも赤贖といふ魚の名鹽屋の連藤(齊明の御宇の頃の人)そのうち藤井造(天武の御宇の人)又愚臣が孫の房前なごもふさゝきにてはなく房ははう前はせんにてはせといふが實の義すなはち然の名なるをさなへ誤れり此外にも魚の名付たる人あまたもろこしにても伯魚といひ鯉といひ孔子の玄孫を孔鮒といふ祝鮓といふも魚の名也鳥の名付侍る事大鷦鷯尊(仁徳天皇)木兔宿禰(武内)軍別王子(仁徳の弟)飯豊も(仁徳の曾孫)鳥の名也其外數々こゝにいひたつるに及ばず臣が名をかますと申證據は足の字はそくともすうとも兩音にて論語にも足恭をすうきやうとよむが如く足はすうの音にて鎌足と書ても鎌子と書てもかますなるを子の字もつねに申金子なごのすといふには心を付ずして鎌足一名は鎌子とおほへ大系圖などにも大職冠鎌たり一名鎌子としるせり入鹿退治の時かまをもつて打たるゆる名付たりなご跡

方もない義をいひふらしそれから思ひ付て淨瑠璃にも大津真鳥を宿禰兼道が鎌をもつては向ふ思ひ入これば百姓すがたにやつして居たれば相應によく取合せてつくりたれごそれがし何故帯劔を用ひすわご鎌を以て入鹿を討べき理のなひ事日本紀にも子麿等と同時劔をもつて入鹿をさるごたしかにせるせり其鎌をおさめた所を鎌倉山といふなごよひかげんなうそを取つけいひなす義に候と申さるればしへいの大匠尊公にはしかれごも後代までをろそかにはいはず多武峯にある所の御像が明應七年にやぶれたる時も國家に變ある時はいにしへより御廟鳴動し御像やぶれさくるなごあがめ申さるゝ誠に御本望の至り也尤拙者儀は敵役の巻頭にして北野の御事を説言いたし末代に至るまで人にくまれおちよめの國經が妻を引はらひたるなごは悪行先非を悔るにかへらずわるくいはるゝは是非もござらぬが草艸紙の繪なごには耳からへびが出たりかみなりに引さかれたりかゝつた事はないさまに書ちらし三十九にて此世を去たるそれがし書に書た所は鬼鬘左右にはへあがりて大臣めいた顔色にあらず三代實録を撰したるも實

は藏善行が撰といはれ學才の義もしるものなく古今集に「もろこしのよしの山に籠るをもをくれんと思ふわれならなく」と詠る歌は自慢らしけれどもろこしのよしの山にさおもひ付はあまりあるまい作意なれどわれらが歌とは人はおもはず八雲御抄に本院のおとこのよめる也とあれど本院の大臣を時平とは存もよらずたれもしりてがない扱々わるひ事はせまい物にくまれもの大いけずやにいはれますとかの毘をかきなでく申されける大塔の宮開し召我等などはにくまれもせずふちべ伊賀守にむごく土牢で殺された故皆ふびんがつてひいきふんもさ叡山の中堂に居た故かの山の三塔といふは東塔西塔大塔とて中塔はだいた塔ゆるたいさうの宮なるをおふさうの宮とばかり申す般若檀にかくれした時敵のつはものごもがすかしておはしけれどたはぶれいひたるは般若は唐の玄奘三藏が翻譯したる故大唐を大塔にかよはしていふた秀句なれども夫もしらずいひちがへらるゝは何のかまひない事ながら本義ではござらぬと仰らるゝ行尊僧正成程く本義ではござらぬ事の沙汰あるは心外也拙僧は三條院の御曾孫にて貴族なるを聖

護院の宮といふ事は人が存せずやす山ぶしの様にいはるゝは出家の身ながら安からず大峯にてさくらの咲たるを見て「もろこにも哀と思へ山櫻花より外にしる人もなし」と詠たるは貴族の身にして法のため難行苦行し嶮岨の山みちにて相隨ふ人もなきにさくらを見て花より外にする人もなしとよみたるゆへ感情もふかゝるべきを何やらんに居ながらよみたる歌のやうに書たるこそ残念にはあれ尤撰集に大峯にてよめるとあるゆへたしかにはあれどもいかなればかやうの説ある事にやかの百人一首にも天智天皇より段々時代のふるきをさきへ書並べられたりとい見ゆるにわれらばかり曾祖父の三條院よりまへに出たもどふした因縁かしらすと次の座を見渡し給ふに長いるぼしは大あたまたまのかんばん頼朝卿身不肖ながら武家の棟梁たる拙者儀歌舞妓狂言に伊豆に居た時を致す節は題號は何にてもあれ世上みな伊豆日記とおぼへ惣じて兵衛佐と申時は色男のやうにござれども曾我の時分右大將と申と大てい末の役者の役割よほどたらぬ仕打ごうけがたの藝それともたてものは致さず大あたまたまの名をうけ圖はつれの長いるぼしをかぶせ馬

鹿をつくさせます手跡のわるい義は早下半年分に慈鎮和尚へ申つかはした歌拾玉集にござれども撰集にも詠歌はかれこれ入たれど歌よみとはしらぬ人もあり日本總追捕使を申給はりたるなどは武家のためには大功でござる祖父爲義が子供あまた持て國々に置いて日本を悉く源氏の手にしたがへんどの存念よりおもひつき子供もすくなしちと祖父がのはまはり遠ひやうなゆへ手みじかに家禮どもを國々に置了簡其うへ京に居てはごふでも公家に家禮どもも官位に押るゝ故引はなれて關東鎌倉に居住致し威勢を強大に致しこれがよいに成たさうで後代にも武門關東にかゝりやき武家一統太平の代には成ました大ていや大かた思案した義ではござらぬ物うたがいの性がござつたゆへ弟どもを殺し子孫をなくしたば口惜う存る一鉢北條めがたいのやつではござらぬ拙者がうへをゆくおやち蛭が小島に流人でおつたを娘をえばにして取たてわれらが先祖頼信頼義義家代々鎮守府將軍にて武徳を施し武士どもの思ひ付が厚うござつたゆへに北條では人の心よせがおもふ様にあるまひと時政思案で又義朝のあへない最期を人々の残念に存た

心を合點しそれがしを取たてやうす次第で跡は殺して仕廻ひをのれが取趣向娘の政子にわかひ時からいひふくめおそろしい手だてわれらもはじめから合點なれど時政がいふをさいはひ天下を自由に手に入たら時政めをほろぼす工夫たがひの大山事とくく我がらが仕勝ましたれど跡の所をしてやられたは五十余で相果た故まそつと生ておると義時めをしてやる積りでごさつたが命がたりませなんだごのたまふを義經聞給ひ夫は御尤で御座りますが私には大ぼねをおらせこしごへから追かへし扱々むごい兄貴の被成かた今こそ申せわたくしも兄貴をしまわうと迄は存せなんだがよほど高慢で日本半國ばかりはしてやる積りで兄貴の家來同様に成てくらす了簡ではござらぬんだが兄貴はご大ぶく中なふとじるしな氣は付ませぬ高館で死たるていをして蝦夷へわたり島の王に成てせめての念ばらしに子孫は韃靼を責取り後には大明を亡した今清の清和源氏の清の字で大唐をも源氏の子孫で取たごの義何の書に出たるといふ事もなく近頃人のよく申ことござるくらまに居ました時分僧正坊に兵法は習ひましたれどごうてんぐの

若衆にならるゝものあの鼻の躰でも御覽なされこれに繪には天狗の腕にのぼつたり鼻柱をわたつたり五條の橋を足駄をはいて欄干を飛んだり兵法劔術にひとつもならぬ事今時のつな渡りかるわざ師の稽古するやうな物自然と身が軽うござつて能登守に追れた時にはるかに船を飛こへた義はござれど天狗の腕や鼻にのぼつた事はござらぬ腕てんごうに辻切は致したるが千人切とて何のやくにもたぬ千人迄切て見る分も成程平家を亡す大望故軍法に随分心をこめて鬼一法眼が持て居た三略の巻が見たさに娘をぶづくりやう／＼かの巻を見た時のうれしさ今の世で見れば六韜三略のみか孫子吳子司馬法尉繚子大宗問答迄七書とてさらし本屋の店に打ちらしてあるが今の世は自由な事其時分は殊の外ふつていな秘書であつた何事もむかしと今とはきついちがいがいしかなんぼ昔でも上るり御前へ忍んで逢ました時笛を吹く大それたごふゆかるゝものの上るり御前は三州峯の薬師の申子ゆゑ薬師の東方淨瑠璃世界のあつたなればそれによりて淨瑠璃御せんご名を付ケ薬師の十二神將にかたごつて文段を十二段に作りたるを十二段と

いふが拙者が忍んだをりの名目になり上るり御前からしてうたいものゝ名に淨瑠璃の名があり又土佐ぶしの時分はていねいに故實を用ひ六段に致したも十二段を二ツ割の古法也歌舞妓には三ツ割にして四番續に致したがこれもものちには五段もの五段つゞきにも成ました其十二段の中にいせいといふ女がたそやたそ／＼といふた所のふしがめいぶしゆる後の世までいせいといふふしがすべての上るりにもござる後にともりの幽靈にあふたる事をうたひにつつて其時よしつね少しもさはがすといふはよけれどうちものぬき持つ／＼の人むかふが如く言葉をかわしてた／＼かひ給へばといふは利口らしくもござらぬ魍魎鬼神をやひば持て切拂ふは聞へたが言葉をかはずには及ぬ事もより何もしふ事もござらぬをのれにくひやつめといはふやうもなしに辨慶が打物ひやつとごといはふやうもなしにその上に辨慶が打物わざにてかなふまじと珠數さら／＼とおしもんでいりのふせた跡でぬいた打物をおさめぎはの不用であらふ所をも存やりもせずめつたやたらなつくりやう惣たいうたひや上るり歌舞妓で名の高くなる事も

あり又ごんだ思ひもかけぬ沙汰にもあひますごの給へば忠盛たち出て御覽の通り拙者は眇ゆる五節の夜のうたひものにも伊勢平氏ばすがめ也とぞはやされけると平家もの語にもかゝれたるはもと伊勢に住國たりしかば伊勢平氏とよばれそれに瓶子を思ひよせて目のすがめなるを酢瓶に取なしていはれたり懸繪などにかゝれる姿はいつでも承仕法師のむぎわらをかぶり油つぎをもつたを組とめた所を書ますが是は全躰其節みなのものが臆病さに雨夜に麥わらを笠にして片手にもつた火の光のうつゝたをひかり物よ鬼よなんぞ／＼おそろしがりました所をだきとめたばかり何の事もない義又せがれ清盛は白河院の御たね某に其母ともにくだされた故くま野へ白河院御幸の道にてぬかごを取て御覽に入「いもか子ははふ程にこそ也にけれ」と女をいもといふ故にいもが子とぬかごもいひかけかのつるのはふに子のはふ事をいひかけた上の旬院開し召て「たゝもりとりてやしなひにせよ」と仰られたはぬかごをば物に入るをもるといへばわれらが名のたゝもりをたち入給ひぬかごはめしのかてにも成て人をやしなふもの故其子をやしな

ひたつべき事に仰られて義理連續の上の句下の句尤正説也それに其子の夜泣する事を聞き召て「夜泣すごたゝもりたてよ末の世に清くさかふる事もこそあれ」との御製は平家物語にあつてもはねのはへたごんだ大うそ也一躰すめぬ歌なるにこれは後に清盛といふ名を前へ取越てつくつたうそにて盛の字はさかりとこそよめさかふるとはよむべからず第一さよくさかふといふ事がない詞也清盛にむりにあはせた平氏の旗のまつかなつくりごと／＼申さるゝかたはらより田原藤太いや其くらゐの事は堪忍なされ拙者は弓道に名をほごし末孫佐藤兵衛入道西行が頼朝卿にも傳へ奉り夫より小笠原家の弓法末代に永く傳はれる弓取のほまれ忝く存る所に勢田の橋で頼まれ龍宮へ參つてむかひで退治たる義世上に申ふるした通るなから明松二三千が程二行にてもへ中に嶋の如くなるもの龍宮城をさして近付けるを二行にともれるたいまつは皆おのれが左右の手にともしたりと見てあはれ是は百足の蜈の化たるよと心得て五人張に十五束三伏忘るゝばかり引しぼりて眉間の真中を射たるに其手ごたへくろがねを射るやうに聞へて筈をかへし

て立ざりければ二の矢をつがひて一分もたがへずわ
 ざとまへの矢所を射るに此矢も又おどり返つてたゝ
 ざる間いかいせんとおもひけるが屹と案じ出したる
 事ありて三度目の矢先に唾を吐かけておなじ矢つぼ
 を射るに此矢肩間のたゞ中をこをり喉の下迄羽ふく
 らせめて立たりければ二三千見へつるたい松も忽消
 て島のごとく有つるものたをるゝ音大地をひかせ
 りたちより見るにはたして百足の蜈蚣といひ傳ふ
 この二三千のたいまつともしたてゝ島の如くなるも
 のゝうごき来るをむかてと推量せらるゝものかよく
 かんがへて御覽なされ推量せねば矢さきに唾の了簡
 も出べからず身に取て迷惑なは矢さきにつばきをほ
 きかけて射通したといふ説也既に仁徳天皇の御時高
 麗よりわたした鐵の的を盾人の宿禰に勅ありて射通
 されたる義國史にも出たり虎と見て射たる矢は石に
 も立たりたけがむかでの身にたゝぬ矢は弓取の名を
 得しかひもなく無念至極の噂つばきを付て射通した
 とはあんまり機轉がきゝ過て弓取の名譽ではなくつ
 ばきの譽れとやいはん其から龍宮より其禮にもらふ
 た絹一卷鎧一領俵一ツ鐘一ツを持て歸り絹をつかへ

どもつきす俵より納物出すにつきなんだと申が拙者
 も東國で名あるもの家來どもが出してつかふとて
 絹一卷納物一俵ばかりからつかふものでござるかあ
 んまり小身代の秀郷畢竟平親王將門が藤身とやら申
 て切ても切ぬからだのきう所米嚙を聞出し討亡せし
 時の狂歌に「將門は米かみよりそきられける俵藤太
 がはかり事にて」とよめるは米かみから俵といひ出
 しはかりごごに升ではかる事をいひかけたので全躰
 田原が號でござる末孫の田原の又太郎忠綱をばどう
 らとさへ人々申ますに我等は米苞の藤太にいはれ其
 縁からつくり事のうそのかは右の狂歌も全く後につ
 くつた物で其時分の口あひではござらぬといはるれ
 ば權五郎景政片目をひからし秀郷の仰らるゝむかで
 を御弓勢では射通さすおつばきで御利運の様に申も
 御腹立は御尤それとは打てかへて鳥の海の彌三郎が
 へろゝゝ矢弓勢がよはかつたればこそ眼にあつた
 れどもうしろへ射ぬかぬは拙者が仕合ながら其矢を
 ぬかすに三日三夜追まはつて彌三郎を射とめたとは
 おつもりにもあらぬ事矢を片目になてゝ其矢がしや
 んと立て居てもふらゝとさがつても邪魔になるで

どうかけまはらるゝ物ちよつと目へちりがは入てさ
 へ邪魔にござるに拙者がつよひといふ所を申立るは
 過分ながらつよいものでもないのかゆひのといふ
 にはかわる事のないはづ理のない事と打わらへば坂
 田の金時まつかな顔で拙者などもめつたにつよい揃
 を人が申たてゝ片かはやぶりの大倉忽もの跡さき見
 すのやうに申なし何ぞといふと綱が智恵で事が納る
 やうに申せと綱は新參もので我等が引廻してつかは
 したも其證據はしふ柿といふふるいかな書の一冊
 にある通り多田攝津守殿のもとに四天王とて聞へた
 るおのこごもの中に公時といふはおのづから智あり
 て宗としける綱といふは新參にてあるが公時に心の
 剛になるやうをしへよといひければ公時が返答に心
 の剛を習はんとおもはゞ臆病を習へといひければ綱
 胸をひらきけりと書たのはわれらを智ありとかいた
 ゆゑいふではないが實説にて綱にさへ臆病を習へと
 教へた拙者が片かは破りな事すべきにあらず世上で
 常に用心を臆病にせよといふも此事でござるあちら
 こちらな沙汰と鬼に三里の灸すへさせながら大盃を
 引かゝへての理窟酒のうへが随分よくてもこわい男

ぶり也次に猪の早太忠澄打刀拔もつて丸い目を引く
 りかへし我等も強ひやつの中ヶ間ではござれどもさ
 したる事もつかまつらす主人頼政近衛院の御宇禁中
 にて仰をうけ給り雲中のあやしきものを射とさされ
 かしらは猿むくろはたぬき尾はくちなわ手足は虎の
 ごどくにてなく聲ぬえに似たりえしれぬばけものな
 れどもこれをぬえといはねば人がうけ取ませぬ一鉢
 何ども名の付やうのないよい見せ物と申ものなく聲
 がぬえに似たばかり其後二條院の御時ぬえ禁中にな
 いてしばゝ宸襟をなやまし奉り先例にまかせ又頼
 政に仰付られ射させられたりはじめのはぬえではご
 ざらぬかのはじめのばけものを主人が射とめた所下
 へ落て死かねますをつゝとよつて取ておさへつかも
 こぶしもとをれゝとつゞけさまに九刀ぞさいたり
 けりと申は人を切さへ九ヶ所疵をつけてころすはよ
 くよくなまくらものか此方のうろたへかでござるた
 けが猿か狸か又は鳥同前のばけものもつごも九ヶ所
 ではなく一ツ所をついたがそれも一刀にさしころす
 はづ一ツ二ツ三ツ四ツ五ツ六ツ七ツ八ツ九ツとぞ
 へるもおかしく夫を子細らしく是は九字の數なりと

いふ人のあるも猶おかしくこゝに九字の入べきわけもなしあきれた事と横手をうてば持たる刀はぐはつたりと落ぬむさし坊辨慶は五條の橋のおもひ入板の間ふみならし長刀杖につき愚僧元來叡山に罷あり三塔の優僧といはれ義經君につかへ右筆を致し此花江南所無也一枝折盗の輩におゐては天永紅葉の例にまかせ一枝を伐ば一指を切べしと梅の制札ゆゑ江南もこの花ともしたゝめた所今は櫻の制札とはよつても付ぬ事いかなればわれらに七ツ道具といふ物をせをわせつく棒さす股は辻番の宿がへそのけのこ切さいづちは大工とも見へまさかりは山伏か柚ではあるまいし鐵の棒長刀とも七ツ道具なんぼ達者でも此やうな常用でもない物を脊負ては身うごかしも不由それには今は懐中小道具迄七ツ道具の名あり連歌の付合にも辨慶が七ツ道具を牛若の小太刀一ツであひしらふやうに付る牛若の小太刀一ツを辨慶が七ツ道具で付るはあしゝといふ時は道具のおほいは無用にや拙僧かつて存せぬ事とまつ黒になつていへば仁田四郎忠常罷出それでも其許は堀川夜討の畫に土佐坊正俊をつらまへて尻馬にのらせられたは小きみもよ

く見へたがわれらがゐのしゝのつて居るを御覽なされさかしまにのつて尾づゝをつかまへた繪すがたゐのしゝとりのがゐのしゝのはしる所をうしろあしをさらへて引くり返す手ばしかいはたらきを致すもきやつめが力は首の方にあるゆへ力のないうしろ足を本^ノ、無二無三にあたまのほうに氣があつて走る獸の尻のほうをむひて乗て尾づゝをつかまへたとてたちまちすべり落るであらふかど見ゆるやうなれど猪のしゝを取ものが乗にはうしろ向にのる事のよし忠常もどは猪のしゝとりか是に乗たとて武勇のつよいわけにはあらずとよその評判を聞てげにとは存るまで也夜もふくるまゝ男のかたはまづ是迄にして次は女人法師仙人たちと居かわりましよふと入かはりたるかたへを見れば草紙をたらひで洗ふ小野の小町の繪口びるをうごかしてわらはが事を七小町とてもどよりよみもせず其頃聞た事もない歌其中にも「まかなくは何をたねとてうき草の波のうねゝ生しけるらん」とよめる歌萬葉集にあ^らど難せられ其草紙を洗ひたれば其歌水に洗落て入筆のむじつをのがれたるこの事さらゝおぼへのない事一向歌の事をしらぬ

ものゝつくりたるなるべしむかし世にしられたる小町が口からまかなくにといふ手づゝな五文字いひ出すべきにもあらず波のうねゝとばさだめて波のうねると俗にいふ事あれば田歌をよせて波のうねゝ生茂るといふにやかゝるいやしい詞をいひ出べきもどおもはれては迷惑さ順徳院は歌道中古の名人にておはしましけるがわらはが手より砂金千兩うけ取せ給へると御夢御覽て夫より御歌よみまさらせ給へるよし八雲御抄にも書せ給へりそれに手づゝなまかなくにの歌氣のどくなれど此歌となへて墨の付た物あらへば落る事ある故理外なる義はいひがたしもし此歌墨付たをあらひおとすむかしよりのまじなひ歌かまじなひ歌には俗なる事おほし夫に後に小町の名をつくりよせたる歟但し拾芥抄のまじなひの歌ものの中には見へず万葉入筆のむじつはのがれたりといへども此外七小町六首のうたもむじつ也又小町といへばかたはものゝうちにかぞへられおや子中ではさしあひのやうにいはるゝとさいしきの顔の胡粉もあからみて申さるれば紫式部いや申わたくしのめいわくは源氏もの語を石山寺に通夜して書とて大般

若經のうらに須磨明石の二巻より書はじめたこの事佛前の御經をどふして草紙のしたがきになるものぞすまあかしより石山寺に通夜して湖水の月に趣向うかびて書はじめたるとは心計の作意を人のしるべきやうもなしこの外の一説用ひがたきを河海抄に料簡とて書のせ給ひ湖月抄といふ世に調法がる抄物の名にさへ付られたるはいかなる事にや其外源氏書たる意味と俗説と數々のちがひはこゝに申ては源氏の講釋をするやうなれば申ませぬが女三の宮の繪はかけるにもあるゆへ少しばかり申すは猫の綱をひかへて立給ふ所俗畫にあるは大きな心得違わかなの巻を御覽なさればしれる事少さい猫のまだなづかぬをつなを引かけながら出たる其ひもがみすにかゝりてわきへ寄たる間からおくに立てゐた給へる女三の宮を柏木右衛門督の見給るよしを書たるなり又今やうにかきならす世俗の琴の歌の中に柏木の衛門がまりをこんどけたれば鞠は枝にさまりたれば梅はちらりほろりといふ所を川村檢校が柏木の鞠はさくららの木陰なるをうめどはあやまりなれば花はちらりほろ

りと、うたふべきかどさる人に尋たればい、や女三宮を見せめられしはさくらの花の時なれど此琴の歌の中にさやうの事も見へずしかればさくらの時ばかり鞠をけも致されまい程に梅の花の下にけられた事もあらふ程にうたい付た通りで笑ふて置れよとこたへられしよし改て益なき事は改めぬがよけれどもあまりにちがふた事は其まゝでもきのごとくすべらしの髪かきやりながらいはるゝもなまめかしきにはるか末座にゐたる女性私は吉田の少將の妾はな子と申ものなるがたみの扇を持まして物くるはしかりしおりれいのはん女の扇は候といはれたばかりはん女といふ名になりましたはん女の扇といふはもろこし班婕妤といへる女君の寵愛をさへたるを秋の扇のすてらるゝにたとへたる事を私名はおはんとはいはぬにいな事にて名となり梅若のおふくろは是も吉田の少將といへるよりの事歟何やらわかりませぬといへばかたへにかゝる鬼女の面聲を出し名を余所の事につけらるゝはわれらも同じ事はんにやめんといはるゝ事はなはだの間違なりも是は葵のうたひに六條の御息所の怨靈の出たる所に鬼女と葵のうへを

心得違葵の上の御なやみやす所の怨靈の鬼女を大般若經をよみて降伏せらるゝ時御經の聲に恐れてあからおそろしの般若聲やなどいふたを其おそるゝ經の般若を鬼女の名に呼るゝは花子ののたまを班女よりも又うへを行思ひちがひ上下のきばのくひちがふた事と鬼女の面にははじめて見たわらひ顔にがひものくふやうなはにがわらひなるべしさりながら小町紫式部などの次々に出たるは女形の心にてや侍るらん其外遊女藝者芝居役者の畫も居ならびたれども皆其時々の今やうすがた十年五とせのうち色々に替り侍ればむかし繪のうらみもなく今畫のそしりもあるべからずかはらぬものは鳥羽繪なるべしと鳥羽の男罷出左扇にていひけるは我等が姿覺僧正かゝせ給ひしより代々傳りて替事なく尤其内に近來はあまり狂がるすがたもあれども是までふどりじゝにかゝれたる事もなくあつびんもなく大ひげもなく美女もなく美男もなしすみのおれか木のはしといふやうな此すがたといふにしたがひて最明寺殿例之通雪中の姿にて立出給ひさき程から皆々の申さるゝを小くらがりで西行法師と一所にきいて居て出やうと存

ながらつゝでなくしておそなはりやうと西行とつれだちて只今罷出たが申々此坊主を繪がいた所六十あまりの古入道と見へますがわれら世を去たる時が三十七歳にて其まへの事なれば色事の用心なら随分きづかいのある時分玉づさが宿かさぬは尤也又曾孫のさがみ入道高時も三十一歳で仕廻ましたが太平記に田樂をもて遊ぶ所に四十有余の古入道と書たはわざとぎやうさんに書なせるかかの鉢の木のうちたひに梅櫻松の事ありて菅原傳受といふ上るりには梅王松王櫻丸と三人兄弟をつくれるも「梅はとひ櫻はかるゝ世の中に何とて松はつれなかるらん」といふ神詠あるよし世のことわざにとりまじへたるにや松竹梅を一對にいふも松竹を一對とし梅竹を一對にする事はあれども松竹梅の三を一對とする事畫工の筆のあやに出たる歟と申人侍りき諸國をひそかにめぐれる事も雪中難義などの一人旅にはあらず身近きさるものごもゝ召つれたる義と後の世にもいひ諸國の事をも訴訟をまたずみづから廻りて聞たる趣にいひなしたるはかり事也などいふ説がまことでござるこの物語りに西行法師拙僧も諸國を修行いたした故

繪には尻引からげふるしきづゝみをせおひて今時の願人坊主鉢たゝきの有様かやうにかゝねば諸國修行の躰見へず歌よむとて其心ばせ也「道のへの清水なかるゝ柳陰しはしとてこそ立とまりつれ」とよめるも遁世者の物に著せず桑下にも三宿せずとて木の下にもさのみ夜をかさねてはとまらぬを此柳陰の流水の優艶なるにしばし立とまりたる雅情こそおもしろけれ誠に西行の歌なるべし尤新古今に題しらす西行法師と入たるものを是は官女の清水のもとに居たる繪を題にてよめるよしいふものゝあるは無下の悪説沙汰のかぎり也と今の世にもよく心得ていふ人もあるは過分なる事也惣じて遁世行脚などいふ事貧でなるものでござらぬ歌の徳で諸國で物もくはせたりやうに末代の人は存らるべき今もむかしも同じ事やうでめしがくはるゝものでござらぬ西山宗因が連歌で後世出來かね俳諧に成たと申事われらが世になきはるかに後の事なれども繪のたましゝ世にこゝまつて聞しり侍りぬ公家衆などに門人多く取あつかはれて潤澤にもござるが本知もなく浪人師匠などの歌ばかりではゆかず素讀をしへたり手習師匠を半分し

たり歌ばかりでは暮し兼る拙僧も福僧でござつたゆゑ行脚も成ましたそのうち宗祇芭蕉いづれも我等がまねをしたるよし是も世にとまりし繪のたましひのき、及ぶいづれも金銀自由のものごもかまへてかまへて遁世隠者をたてらるゝごもまづ金持が第一でござる世を捨て山へ入てもくふものがなければ世へ又出ねばなりませぬさうなければ伯夷叔齊がやうに餓死するより外にはないご見へますこれに付ても金のほしさよといふ下の句はどの歌へ付ても聞へるはその筈の事と思ひの外西行かねもちばなし道理で銀のねこも頼朝卿からもらはれてもおしげもなく門前の子供にやられたご満座の繪の人々がをらるゝに付ては仙人だちの長生はいかにごおもふに皆丹藥を服して仙を得る事と列仙傳にもおほく見へたればひだるくない手あてはあなるべし王質がもらふてくふた棗の核のごごくなるものごあれば狐のあづき餅にてはあるまじ李鼻涕が丸薬は病をいやすといへどもはなくそを丸めたご聞ては氣のないもの也世に慈童とて菊のかたはら童子の畫われら事周の穆王の慈愛をうけたる童子故慈童ごよばれ誠の名はつたは

らすわれも八百余年を経たるうちにわすれたり彭祖が事ご人いへごも彭祖は列仙傳にのせて般の末に七百余歳周穆王道をごふ去て行所をしらす其後七十余年門人流沙の西に見るとあれば彭祖凡八百歳われも八百歳ご云ごも彭祖は般の末に七百余歳周の穆王道をごふといひわれは穆王の時童子なれば我は大に後ものも也同人の様にいふはあやまりなるべし穆王の空位を過てあやまちで御枕の上をごへける罪により酈縣といふ所にながす王猶あはれみて二句の偈をひそかにさづく是を書付置たる菊の葉の露落て流るゝ谷水を汲てみな上壽を保ち八百余歳迄慈童少年のちちちありて衰老の姿なしといふ事近くは太平記の十三巻に出せり酈縣の事は風俗通に出たれご事文類聚續集二十七にありかれこれごりあつめたる説なれごも慈童つみによりて流されて長壽を経たるならばめでたい所へはゆかず菊慈童の畫はいまはしきもの也ごさらはるゝ人もあはるは尤至極ごごみづからいひて打しほれぬすべて仙人長壽の數はめでたく聞ゆれごもそこにあらるゝ王質が山へ入て碁を見るうちに斧の柄がごさつたといふやうにわれしらす月日

が立てば何百歳でも無益の義也日本でも浦島が雄略の御代から淳和天皇の天長二年まで三百四十余年過て故郷へ歸りたれば家も故舊の友もなかりしよし浦も島も海邊の事にて浦島といふも名にてはなく海邊のいやしき一人の賤ながら人間世界の外に數百年を送りて故郷に歸りても詮もなき事なるにや東方朔が事列仙傳の西王母が條下にみれば三千年に一度みる桃を三ツぬすむといへるより九千歳といへごも歳星の化する所にして歳星を見ざる事四十年ご大伍公が武帝に答たるよし列仙傳にあれば西王母が桃のうわさにて九千歳といへごも人間にありし事はわづかの程也さのみうらやむべきにあらずご西行なごの物語を仙人ごも聞て我々も今晚ごに御一所の御咄のまちがひにちかく色々いひなしが有て蝦蟇先生なごも列仙傳にすなはち侯先生といへるかへる也其身元來かへるの事なれば小がへるなごもさぞ愛し申されたるべけれごゑにかきたるとは少しもやう違也成程繪にかへるばかり書てはわかちがたし繪そら事の尤なる也今の世にもへびつかひあれごかへるつかひはない鐵拐子の自分のかたちを吹出す事列仙傳にこ

そなけれ世々につたへて人みなしる今の世の見世物芝居へでも出したらば錢にもならふが自分なごさみばかりには詮もなき事毎日吹出してたまご吹出しても益なき事なるべし武志士の青き布を橋ごし陳楠の大水に笠にのらるゝごもあふないわご琴高は鯉にのる子英も又赤鯉にのる黄安は龜に座す盧敖も龜にのるといへり鶴に乗を費長房といへごもひてう房は壺公に隨ひて壺に入たる人にて後に九月九日桓景に告て茱萸袋を臂にかけて高きにのぼりて菊花酒をのみて禍をさけし人鶴に乗て笙を吹は王子喬其外にもつるに乗事は仙人の得手ものご見へて爲家卿の鶴の大臣に眞觀がごこつけるとご仙人のわたましの様に鶴に物をおほするをわる口の給ひし事井蛙抄にもあり又鶴に成て歸りしは丁令威也張果が白駒に乗た事はあれご瓢のうちから駒を出した事列仙傳には見へねごもむかしより世にいひつたふる所なり張九歌がぬのをはさみて蝶をあまたごせしは今もよくする手づま品だまつかひにて初平が石を羊にしたる仙術といへば大そう手づま品だまほうかなごの類をはなれぬやうにやなごたがひにあらをいふに久米の

仙人いやそれでも皆様はいろ／＼藝を被成所を繪にかもきて人も見ますがむごくしたのは拙者がすがた一角仙人がしくじりの例もござれども足引の山の枕詞の出所のやうに桃太郎やかれ木に花さきぢ／＼などのたぐひのむかし咄のあた事すこし優玄なるかたもあれどもいかにもとが好物だとして一たん仙人にも成たものゝな女のせんたくして居るふとも、が白いとてたけのしれたふとい足付うそぐさそうなまたぐらを見て目をまはし雲のうへから落た所惣じて仙人の畫は奇妙不思議をあらはす仙術の所をこそかくものなれ拙者ばかりは通を失なつたしくじりの所をかきます何も奇妙はいたさず雲から落る所計世に残るはいかなる因果でござるやらと涙ぐみての跡せんたく女をこゝにかゝねば久米の仙人とはさらに見へざりき扱大津繪といふものこゝには見へず鬼の念佛其外むかしの儘の一流にて繪馬にはいつかたにも見へぬものなり光琳乾山などはもやう畫なればあるべくもなしうき繪といふ物江戸に見へたるは享保の末よりの事にて七十年にはたらぬもの也其頃は是はうきはせずしてむかふへくほみて見ゆればくほみ繪とい

ふべしといへる人も侍りきことの外に繁昌して何もかもうきゑ書て今にあれば今晚もうき畫のうちよりも出てこゝのかけ繪にはなけれご高師直ゑん谷が家來の夜討の所なごよくある物也これは見るもいまはしく高家のれき／＼陪臣の手にかゝりて見ぐるしき事ごも武士などの見るべき物にはあらぬを上るり芝居なごにてするをおもしろがるはいかなる心にや何程俗繪にてもこれはやめにしてもらひたいものとうき繪なか間のいやがるも尤也かくて奥の方にかゝりたるたから船うごき出ると見れば大黒天小づちをふりあげ給ひ我等事大あなむちのみこと也なご／＼もいひて色の黒ひは北方子の方により水徳をつかさざれば金生水にて金も是よりわき出るはづにて子だからもわき出べくれき／＼の籠中北の方といふは聞へたが寺にてかくし女を大黒といふはいかなる事歟北のかたの日影もさゝぬまつ黒なかたへかくし置心にやあらん矢の根五郎の上るりにはふだん頭巾をぬかぬ慮外ものといはれむかしのゑび藏地口のせりふには大黒殿のづきんをどればあたまへはらりと吹出の小つちとわる口をいはるゝ此わる口は自分計にてもあ

らするびすは鯛をわきの下にして身もちがきたなひ毘沙門のかぶとづきんは用心過てうつごふしいほていはごぶつ福祿壽はさかやきにてまが入辨財天は舟まんぢう波のり舟の錢まふけといひなさるゝも衆人にけちかくまへにもあるごどくちりにまじはる神心わる口をいはれもてあそびとなるみな是徳のいたれる所也ながき夜のとをのねふりのみなめさめといふ歌も何の事やら正月二日の初ゆめにしき寐するならばし夢ちがひとて悪夢を善夢になすよしなれご一首のわけ聞へぬ歌にてとをのねふりごはいかなるねふりにやなみのり舟ごはいかなる舟にや浪にのらぬ舟やあるべき春のはじめの事もなしすべて廻文の歌といふものは聞へかねるものなれご別して心の聞へぬ歌也上からよみても下からよみても同じ事なるを歌をしらぬものは珍敷ふしきに思ふもおかし廻文ごていか程もある事にて三十一字のうち十六字めをくるにして引くりかへせばいか程もよまるゝ事也大かたは聞へ安からぬを用捨して見ゆるすのみ此歌計いなかでも未々のものでも知てゐるは是も徳ある歌といふべし正月朔日の夜はさし置て二日の夜をいふも

古き習らはし也いづれも自然のならばしにて千代万代もかはらすよろこばしき事也とみなゑみのまゆをひらきてとを山まゆのよこ雲たなびく頃ゆめはさめ侍りぬ

此書は石野遠江守廣道朝臣の著述なるを記し置ぬ
享和二戌年四月 仰畫堂

なら柴の序

原武太夫は寶永の比より三絃を以て鳴たる人なりある日品川の某樓にて三線の音常に替りたるを聞て海嘯ありとささるるを人々技藝によりて妙あるを感せしとぞ此書は何がしが請ふによりて自筆して與へたる寫なるべしと鯉喜ぬしが持來れるを購ひ得て例の十種中に收めおく

文久癸亥初冬

活東子識

- 淨瑠璃 三絃根元
- 半太夫 操座段物名代
- 自筆して遣せし名面
- 一久世氏 一加藤氏 一荒井氏
- 一觀世故新九郎 一佐々木市藏 一十寸見沙洲
- 一山彦源四郎 一勝原氏女 一市村羽左衛門
- 一尾上菊五郎

なら柴

小野のおつうは織田家の侍女たり信長公落去の後浪の身となりあやしの柴の折戸に一人住居して居たり然るに大閑秀吉公の籠中此由を聞き召されひたすら御懇望あり終に召抱させ給ふ或時秀吉公つれづれのあまりに作り物語せよと御詫ありおつう畏り矢はぎの長者が娘淨瑠璃姫容儀うるは敷また糸竹の道にもくからず夫婦深閨の内にかしづき養ひ立けるゆへ心だてゆうにやさ敷ありける御曹子牛若君奥州へ下向の折から彼の長がもとに一夜宿り給ふ時淨瑠璃姫の琴の音にひかれ姫の許へ忍ばせ給ふ事ども筆に操り文につくり源氏十二段と云物につくりて上覽に入奉る大閑是を御覽じて筆作文法伊勢物語に似たりと感じ給ひ山中山城守に命じて岩船檢校に音節を附させ給ふ岩船是を澤角瀧野兩檢校に傳へ侍る兩師は平曲琵琶に達し又三絃に手練して淨瑠璃節に合して一曲とす是三絃にのする初なり就中笛の段四季の調枕問答御座うつりなどいふ合せかたいたさか意

味を加ふ今此四手を習ひとす其頃紺屋長十郎と云ものあり(京都東洞院目貫屋長十郎事か)瀧野檢校に此由を傳へ妙音をあやどり人々奇なりとす自ら都めぐりと云一曲を作りしとなん爰に六字南無右衛門といふ妓女何某か傳けん四條河原におゐて初て淨瑠璃十二段を語りて貴賤の耳をおごろかしぬ夫より此由を都鄙一統にもてはやし月を積み日を重ねてふりにし事に成行ける依て南無右衛門また八島高館杯のあらましを作り是に彼十二段の淨瑠璃節を加へて語りけるより作り物語に節を附て淨瑠璃と號し其名世にあまねく其後瀧野諸侯に仕へて東武に下り瀧野勤めのひまに士商家にも交りける中に杉山七郎左衛門といふ町人瀧野の妙曲に感じて深く望て師弟となり伎藝を覺へ得て東都の一風とす又小平太と云者瀧野の弟子にて京都よりしたひ來りて七郎左衛門の助音を語る是より關の東にあまねくひろまりければ清立といへる人六段物のかへ作を興ふ七郎左衛門小平太是に節を付て語る工夫して人形に合て興行す七郎左衛門上京して丹後様と受領し小平太は薩摩様と受領するとかや

杉山七郎左衛門事
丹後掾

弟子 伊之助
同 肥前掾
同 薩摩掾
同 近江太夫
同 半之丞
同 次郎左衛門

丹後掾弟子
長門太夫

弟子 半左衛門
同 虎之助
同 清五郎
同 和泉太夫
弟子 三郎兵衛

丹後掾弟子
虎屋源太夫

弟子 大源太夫
同 小源太夫

長門太夫甥にて弟
子小太夫事
外記太夫

弟子 源次郎
同 左内調
同 宮内
同 左平太
同 清五郎
同 平太夫
同 次郎

近江太夫入道して
齋

弟子 近江市左衛門
同 丸市九右衛門
同 白休永休

長門太夫弟子虎之
助事 土佐太夫

弟子 内匠太夫
同 虎之助
同 小太夫
同 源太夫
同 吉太夫

小源太夫入道して
虎屋永閑

弟子 喜源
同 竹之助
同 後源太夫

長門太夫弟子
肥前掾

弟子 肥前太夫
同 初太夫
同 吉太夫

半太夫操座興行之節流物名代

- 一 源氏十二段
二段目小六檢見物語
三段目笛の段
同四季の調
四段目すわたみの段
五段目御座うつり
- 一 一生費
三段目道行
五段目きやうげの段
- 一 櫻狩
三段目道行
- 一 歌枕
三段目道行
五段目道行
- 一 弓場意恨
三段目道行
五段目道行
- 一 和泉が城
二段目調伏
三段目起請文の段
同勝負分々の段
- 一 日蓮記
三段目山入の段
五段目教化の段
- 一 丹波與作
初段靈寶の段
三段目おせん道行付りおせん物狂ひ
四段目おせん道行付りおせん物狂ひ
五段目馬つたの段
- 一 浅黄帷子黒小袖
三段目初瀬前道行
四段目さらし寶 四季の調
- 一 一夜目遠目笠の内
三段目大和之助道行
五段目京わらへ
同大和物わたり
- 一 女庭訓
三段目秋の前道行
五段目忍びはせむ

肥前太夫弟子
江戸半太夫
本苗坂本入道
して梁盤

弟子 宮内早世
同 半次郎
同 後半太夫
同 半三郎
同 後入道して梁盤

半之丞弟子後半太
夫弟子なる
元祖河東
本苗河部藤十郎

弟子 意教
同 後序活さ改
同 河丈
同 後河東庄右衛門事也
同 夕丈
同 後松浦家へ被呼出清海榮軒さ改名
同 蘭州
同 右二丁目菱蔭屋庄次郎事素人なれども
高弟なり

右河東意教忠右衛門同門にて劣らぬ上手にて語り
し河東は小田原町に住し天満屋と云魚販の子にて
本苗河部藤十郎と云ゆへに河藤と呼しを堺町に住
風と云者ありて藤といふ字を改東と云てより河東

- 一 參會和會我
 - 初段祐成角力物語
 - 三段目髮梳
 - 五段目虎少將道行
- 一本朝勇士鏡
 - 五段目花入景
 - 三段目草入景
 - 初段湯泉摘
 - 三段目道行附鱒の段
 - 四段目對面之段并裝束の段
 - かつこの段付矢切みたりいくさ
- 一 ゆなの意恨
 - 四段目對面之段并裝束の段
 - かつこの段付矢切みたりいくさ
- 一 放下僧
 - 三段目法正覺道行
 - 五段目十界の圖物語
- 一出世盛久
 - 初段草花盛
 - 三段目天皇忍の段
 - 五段目傳教祈同みさほの前道行
- 一 平安城都定
 - 三段目清支祈
 - 四段目櫻姫道行
 - 六段目四季の舞
 - 三段目道行
- 一 全盛櫻かけ
 - 初段金輪の段
 - 三段目達坂山付りびわの段
 - 四段目清貫道行并釘打の段
 - 五段目小ひちり道行
- 一 景清雷問答
 - 三段目道行
- 一 聖代時津風
 - 初段金輪の段
 - 三段目達坂山付りびわの段
 - 四段目清貫道行并釘打の段
 - 五段目小ひちり道行
- 一 會合源氏色安宅
 - 初段十二段
 - 三段目節の段
 - 四段目節踏
 - 六段目女郎名寄さいしん
- 一 神刀小銀冶午祭り
 - 初段名銀の巻
 - 三段目しのだ道行
 - 附わなの段

- 一 禁中綱引合
 - 三段目鬼神揃
 - 五段目室の前道行
- 一 愛宕鳴神上人
 - 三段目七夕祭
 - 五段目父母道行
- 一 古今七人男
 - 三段目木曾の花子
 - 四段目巴山吹道行
 - 三段目黒木衣
 - 四段目牛若丸千鳥姫道行
 - 六段目金山物かたり
- 一 忠臣京土産
 - 同流 橋本萬が紅關東小六けんみ物語
 - 三段目花軍同小問物語
 - 五段目露の前道行
- 一 龍があした嫁入五人會我
 - 初段小袖紋づくし
 - 三段目元服帯引
 - 五段目善治坊談義
- 一 少將がさし櫛嫁入五人會我
 - 初段小袖紋づくし
 - 三段目元服帯引
 - 五段目善治坊談義
- 一 四行はむかし傾城旅衣
 - 初段立田姫道行
 - 三段目江口の道行
- 一 吉川袖留會我
 - 初段のぼり紋盡
 - 三段目女髪ゆひ
 - 同かみすき
 - 四段目老母對面の段
 - 同槐原いくさ
 - 付りみたれいくさ
- 一 會稽會我
 - 初段高名盡し
 - 三段目老母道行
 - 四段目挑灯紋盡し
 - 付り雨乞の段

- 一 貞任せめ
 - 節事なし
- 一 好色與之助
 - 三段目清見八景
 - 五段目いなりくわんじよ
 - 三段目かつらき房下り
- 一 名ごや
 - 此節より成屋庄太夫ワキを勤る
- 一 山階右大將いろ遊び
 - 三段目右大將忍びの段
 - 四段目主従道行
 - 五段目殿上の鬨打
 - ワキ虎や庄太夫勤る
- 一 和國美人歌あらそひ
 - 小袖摸様
 - 天狗ぞろひ
 - ワキ虎や庄太夫勤る
- 一 かうきでん
 - 三段目嬬打の段付主上道行
 - 五段目清明祈
 - ワキ成屋庄太夫勤る
- 一 井のうしらふたり女
 - 心猫また
 - 鍋かふり日しん即
 - 三段目公家の段
- 一 右の外三流は焼失す
- 一 傳受事の部
 - 二段目
- 一 初段檀折天皇三重
 - 一切合三重
- 一 登り三重
 - 一 下り三重

- 一 愁 三重
 - セウ丸其外同事
- 一 山入三重
 - 獅子
 - 二すかり合三重口
 - 岡崎
- 一 習ひ事の部
 - 一 笛の段
 - 一 四季の調
 - 一 姿見の段
 - 一 教化の段
 - 一 和泉が城
 - 一 定元道行
 - 一 日蓮記
 - 一 蟬丸
 - 一 新談議
 - 一 清明祈り
 - 一 三絃續き由緒
- 一 丹後操相方
 - 源彌 盲人
 - 喜齋 源彌弟子
 - 天下 一平左衛門
 - 平左衛門弟子
 - 甚左衛門 八郎兵衛
 - 八郎兵衛 八郎兵衛
 - 山崎源左衛門 肥前永閑半太夫節相方
 - 源左衛門弟子
 - 山下又八 山彦源四郎師匠の異名をぶつかへり
 - 又八弟子本苗村上也
 - 山彦源四郎 牛太夫操座の合の狂言の唄事
 - 木下又八 山彦源四郎を勤め居たり後又八弟子と成
- 一 丹波和泉太夫相方の三絃に權左衛門といふ者山彦と銘ある三絃を所持せしを老年の後源四郎懇望せしゆへ藏前笠倉半平(今平十郎祖父に當るか)小田原町大和屋勘九郎兩人にて貫請源四郎へ遺すよろこびの餘りに扇八景竹馬の淨瑠璃の節より本苗村上を改山彦

と改名す源四郎は元來半太夫操座の合の狂言の唄を勤居たりし故半太夫節荒増覺へ木村又八(前に云ぶつかへり)弟子となりたり去によつて河東市村竹之丞座にて傾城富士の高根といふ狂言の節に吉原松の内といふ淨瑠璃(つるみ一魚作也)語りし時より河東相方とは成りたり古今の妙手故其以後出る新淨瑠璃手付面白し河東は半太夫節を好て覺へし上自分の節付は手品節(前に云手品市左衛門也)式部節(前に云廣瀬式部太夫なり)兩節を好て其すがた有るゆへ半太夫ふしと少し違ふ様にもきこゆれど古代の半太夫節道行等少しも替る事なし然るに近世の藝者の内にも半太夫節不覺して違ふようにもおもふやからも有るよし違ふにあらす銘々不知のなり源四郎も前々式部節をひきたるゆへ新上るり手付に式部の手多く有り古代の事をひく時は又八に習ひ置しゆへ古代の手くたり違ひなかりしに得と稽古せざるやからは又手くたり違ふと覺へしはなげかはし凡上るりは何節とて操を以て躰とすあやつりは能太夫の能にひとしいかふ基盤猶同じ然るに近世操を勤し太夫三絃人形の妙手迄皆たへて少しばかりのふし事のみ要とする

は能太夫の能を不知して小謠のみうたふがごとしかなしむべし元祖の半太夫は肥前太夫弟子にて肥前永閑を和らげて語りたるものなれば相方三絃も肥前永閑節のひき方不覺しては半太夫節ひくとは難言河東一統も半太夫節を和らげ語りたる物なれば半太夫古代の手くたりなど不覺しては河東節ひくとは云がたし予は前に云山崎源左衛門へたよりて肥前永閑半太夫古代の物操の一躰を習ひたびく操へ出會人形の妙手へんろく六郎兵衛小山兵三門三清介等相手とし古半太夫意教左内など相方にて勤其外彼是と心身を盡すと云其元來不肖にして其器に不當老年成就難計を計り元文元辰の八月十五夜所持せし三絃弟子高木序遊に譲り遺殘る三絃淨瑠璃本唄の本等一時に焼捨其後無絃無聲の靜なるを樂とせしに我數年道に勞せし事をいたみてや人々一章一句を送らるゝ其儘にも難捨置梓にちりばめしは世に知る所嗚呼古代の達人人形の妙手迄殘らずして江戸操の正しき格式をしれる人も無き世ぞなげかはし犀は角に死し虎は皮に死し熊は膽に死し孔雀は羽毛に死す我は三味線に死せし甲斐もなく一藝ともならで止ぬるは毛物にも劣

りたる身因果とやいはん命とやいふべき

世の口ずさみに藝は身のたすけといふこともあれば

藝が身をたすけずしかも好でへた

身はたてもせで浮名のみたつ

かく認め去方へ送りしを如何して聞傳へけん市村羽

左衛門尾上菊五郎自分の行とす道にはあらねど珍

らしき古術なれば寫し給はれど懇望するも藝の道に

志深きを感じて叶はぬ筆をうごかしぬ

右書面他見難成ものゆへ望者へは以自筆認め送るは

益耻を重るなれど朝露夕陽しばしの身誰をかはぢた

れをか恐れん跡のかたみともと

かき置も跡のかたみとなら柴の

折ししのふるにしとも見よ

此一冊懇望に付沙洲源四郎へ

自筆して遺す

盛和印

行年六十八歳

俱舍論舞

釋迦殿が目なしごのになり得て天地萬法を觀るにこ

ごごとく目なしごの也と説給ふ草木だに佛になれば

ましていはんや人間のなごか佛にならざらんおしやかごの彌陀ごのも皆佛じやといふたもごぶりうそつきよ目なしの事を人々にしらせんためとあれこれに物によそへてしやべられた凡夫の心しらせれば義理計にて一事めなしごのいひあてられ大きなうそよあかうそようそをつかさば佛にやせまひそりや又なせに方便のうそは皆々誠也うたへやのめや一寸先は闇の夜うたふもまふも法の聲されば風のこゑ水の面みな目なしをあらはせば諷ふもまふものりのこゑさればかせのこゑ來世も過去もあらばこそ三世不可得人心おこらぬ所が極樂にておこりし心を現世と云さらりごなひが過去といふ橋がのふても天へのぼる愚鈍な經は頼にやせぬよいもあしいもごがむれば皆惡にこそ成ぬべしいたづら者が世に出て多くの人を迷はする心とはいかなる物をいふやらんさらりごつと一筆に書たは何ぞ松風の音一ツなきもの一ツもなし墨繪の風のさつてもく涼しやなからだがあつかろ不動ごのあくまがうぶくおいてもらを必らずよひと思ふなよ氣ざす心があくまなれかたみの五りん茶臼にせひだまされなりんの三世よささるは何

のさとりなかさくらぬ先の悟り也

兩義舞 鳥舞 天冠舞 夏神樂

七月芝居風流踊

七月は陰陽合躰の月にて陰氣地の上へのぼりて陰陽不順にして變易の月なれば大風吹五穀をそのふここを以て安くおだやかに陰陽陽氣に移り燈籠をさばし踊をなし陽氣をうしなはざるようにして五穀成就人民安穩をいのるなり元來七月芝居の踊は京よりはじめたり今に相續す江戸芝居には踊なし大阪は京に習ひてをどりありよつて大阪にても都大をどりといひ傳ふ

一小舞拾六番は表八番裏八番也一番とは一つがひといふ文字也よつて表裏合て八番八の字はいの字なりいは四十八字のはじめ伊勢外宮内宮の間四十八丁あるを表す此まひは八乙女の舞より出たるもの也

室町

文がやりたやむろまちすじへどりや違へて他の人にやるな花のふみさまの手にわたせ

鹿子

おなつかしやといはんとすれどかの子かたびらでお目しげればめもとならではあらわれぬ

木下

花は折たし木末は高しはなれがたなの木のもどやいなかなれども駿河は名所田子うち出てしほごり

三しま

ざるを君を三しまとふしおがむ

葉の露

しだれ柳の葉の露おちて淵となるまでおん身にそは物はおもはじ世に何事も

香衣

水をむすべば月も手にやざる花をれば香衣にうつる習ひの候ものを袖をひくにひかれぬはあらにくやの

高安

高須がよひの朝もどりすそがぬれ候袖とにもに池水によな月はうつれどもあせうしと君のしらす顔にて

片裙

先文をやりてみて來たらばだいても寐よすものこづまあはせて片裙打しき恨もねよすもの

千歳山

君千とせそりやむかしのさわれ石岩に生る、苔の色どにかくに君と我が中よもつきし

戻袋

我戀のいろに出るよ人ごとに水はせけぞもしたゆくけふりはいとへど空にたつ戻の袋にいろ小袖何とつゝめどいろに出て

芭蕉葉

そなた思へば虎ふす野邊もかよひなれにし我なれごます花あればばせうばの露しつふりすて、あうらめしや思ひきろやれ戀のみち

鹿毛駒

いごまにゑて來たかけの駒むまをくくらしよあふみよやもどよりくつわのなりもよあよの鹿毛のこまるすとも殿にそはひであじきしよじきしよだひなの我が身や

石川

あふてもどる夜半の花が下ものあふてもどる夜半

の花も紅葉も見もわかぬ我は石川をにごらぬとも人がにごりをかけふには何としまいらせう

津國

津の國のなかしまの中津川原をせきかねて土もちはるもたひで錢もちは關越もこのおこの其下にとは千鳥足はふめるひやらさらちりこんどゝるひやらさららんとさらさらるひともるひやらさら

上の寺

いつもよりけさ打太鼓の音のよさよかみの御寺の安國寺か扱又加賀の大聖じのお道場かめせきりきりすんでんごうごうつたる太鼓の音のよさをなに見たさになよさて山のはに、笠をそらさいよさてそらさいよのみてもどろあふてもどろ

織殿屋

おりごのやの孫三郎がおりてをこめておりきぬ牡丹唐草獅子や象龍雪柳折竹のまがきの桔梗に法のしかも白菊祇園殿會の竹の下の浦吹風もなつかしさすやうでさ、ぬから木戸なせ待人ござるぞまつ人はこまひげに候いざ、ら門をさそふよ

右之歌いづれも代々のせん集のうたの言葉をとりあ
るひは心をとりて名ある方々の作なりされば此小舞
貴人もつばら翫び賜ひしなり延寶年中庄左衛門とい
へる立役元來武門の歴々より出たる者なりしに歌舞
妓役者となり以前習ひ得たりし小舞を幸ひに芝居に
て行ひ後に小舞の庄左衛門と云苗字のように人々い
ふ其後中絶して正徳年中のはじめ竹しま幸左衛門と
いへる立役此小舞を行ひける此幸左衛門はむかし佐
渡島氏よりわかれしよし藝者たるものはくわしく覺
悟せずしては不叶事なるに今覺留めし者なきはなげ
かはし

又いはく麻布長坂に羽山八郎右衛門といふ者有(元
來杵屋八郎右衛門とて芝居勤し妙手なりしが其身有
徳にして歌舞妓勤をやめて麻布邊に引込安樂の身と
なり居たり)然るを予聞傳へし故尋求行て稽古の望
いひ入しに八郎右衛門も兼々予が噂聞傳へたりしよ
しにて君は諸流の淨るり名有上手を相手とし唄三絃
は岡安の妙手に稽古有本手組の小事は古今の名人と
いはるゝつれ川檢校を師として何不足なき身と聞傳
ふる然るに芝居事迄に心を盡さるゝは甚感心せし也

歌舞妓事は杵屋の一流たるゆへ世々に名有妙手たれ
かれ有るといへ共會てしたかはす杵屋の一流を立置
事古代よりの格也とて何角聞にしたがひて教へたり
し上此小舞拾六番といふは所作師唄三絃共に不知し
ては不叶事なるに今覺へ留し者なし貴君藝に志深き
故ゆづり置さて此一冊を與へたりかく三絃に數年志
を盡すと雖も生得不肖にして其器に不當遂に成就な
り難き事を計り元文元辰八月十五夜所持せし壽の字
の三絃弟子高木序遊に讓遣し残りし三絃三丁淨るり
唄の本迄不殘一時に燒捨其後無絃無聲の靜なるを樂
とせしに予が數年三絃に心身を盡せし事を痛てやあ
なたこなた京大坂長崎所々より一章一句を送らるゝ
故其儘にも差置がたく梓にちりばめしは世に知る所
嗚呼古代の達人并人形の妙手まで皆々うせて江戸操
の正しき格式もしれる人もなく操を勤し太夫三絃も
少し計りの小歌ごときふし事のみを要とするあやつ
りは能太夫の能なりゆかふこばんも是にひとし江戸
淨瑠璃は諸流ともに一流六段宛にて互に習ひ有定
法有て互に習ひなくては相手とせず初段天王立だん
をり三重わけて習事二段目軍切合三重人形との相方

定法有のぼり三重下り三重山入三重わかれ三重うれ
ひ三重種々習ひ有淨るり三絃人形不揃しては成就な
りがたし人形妙手庄五郎庄三べん六六郎兵衛小山兵
三門三などゝて上手は有人形もめつたに身振こまか
に人のごとくにつかふを上手とはせず躰をくづさず
能のごとくにきつとつかふに習ひ有りて少しのつか
ひ方に數年心を盡し少し計りのおもひ入ちやりのき
りやうにも種々むづかしきつかひ方扇のさしやう拍
子のふみやう迄に朝暮心を盡すといへども名有人形
の上手には不及今は人形一ツに三四人取付き人の
たらく如くにするは互におもひあひたる名人也又歌
舞妓の所作師といふもめつたにさんだりはねたりす
るをば所作師といはす皆々をどり師也所作師とい
ふは南北孫太郎市川故團藏近くは故市村羽左衛門也
此外は皆手踊師也いかにといふに右拾六番物にて身
のかため面でのきりやう扇の持やうつかひやう拍子
のふみやう一躰のかためごとく手練して所作なるに
右の小舞も不覺銘々のきやうにまかせ身の達者にま
かせてさんだりはねたり手を振り袖ふりさわざまは
るを何もしらぬ見物がほむるにいよいよのりてさわ

ぎまはるこれらを所作師と覺しは一笑するに不足前
に云人形の人の如くにうごくを上手といふにおなじ
又近世の歌も皆三下り也芝居などの賑やかに繁昌な
る場にては三下りの調子甚嫌ひたる事也故いかん
いふに本調子二上りと違ひて三下りは恨ねたむ吟に
してこんくわい猫杯の類皆々此類ひ三下り也芝居な
ご繁昌なる場にては古來本調子二上りを第一とする
に先年上方より坂田平四郎といふ者下り菊之丞所作
にあはせて無げんといふ少し計りの小歌を謠ひし也
これをぬめりといふよし兵四郎予に出會咄たり本う
たは松島庄五郎勤あいゝのぬめりを兵四郎うたひ
し也歌舞妓役者とても古代は不及ながらも能のかた
を學びて身振に心を盡したりしに今のうたはおんど
の拍子あひ也むかしは猶更瀧川(るうといふ異名也)
平七迄は歌并三絃相方もさまざまこんたんしてひか
へ、しめ、おこつき、とびこみ、ひつはりあひ、はやめ、
しつめ、生き死、くわひさま、互に心を盡し相方面
白くいつまでもすたらすはやりしゆへかの所作の身
振りにかくむづかしき身振跡まで残り咄しにも云傳
へしに是も近世の人形のつかひかたとおなじくむり

むたひにも達者にまかせてさんづはねつさへすれば
 我も上手と覺え人々も譽るにいよいよ募りて所作と
 いふ事は失ぬ又近世長歌と藝者も思て居る長うたご
 は意味ある事也去るによつて古代の役者附などにも
 小うたごは記せしが長唄といふ事はなし長うたとい
 ふはふしをながく引ずりて謠ふゆへに長うたご覺へ
 しが少しの三下りうたを今はながき所作にもうたふ
 ゆへに長歌と覺へしや早くうたふにも長歌のうたひ
 かた有りしづかにゆるりうたふにもたゞの歌ある
 事なるを其あやもなくめつたに長唄とはいかなる事
 ぞやいづれにしても歌の事は不案内と見へたりこゝ
 に近頃去方にてあやつり有りしよし定て上方流の人
 形一つに四五人もとりつきての操ならんと思ひしに
 江戸淨りりのあやつりのよしいかなる太夫何と云三
 味線人形遣ひは誰なるぞや予は曾て不覺今とてもか
 くれし達人ありと思ひおそろしく此書面を見ん藝者
 若少し成とも不審あらばこひくくわしくはなしき
 かさん
 右書面市村羽左衛門懇望に付自筆して遣尾上松助も
 藝に志深切にて望にまかせ跡のかたみともと筆をう

ごかしぬ

先達て懇望に付自筆して遣し名面

尾上菊五郎 西川與藏 佐々木市藏

市川團藏 杵屋佐次郎 杵屋喜三郎

三絃濫觴

晋ノ阮咸世ニ不遇ツレトノ日ヲ送ルトテ始テ作り
 出セシ器也近世全雜戲具トナリ變童妓女ノ弄トセシ
 ヨリ自ラ拙キ調ノヤウニ成リテ淫亂ニシムナカダチ
 ノコトニモテキタルコソ是非モナキコトトゾ

右晋書阮咸傳下畧

一シテノ足コキウニ合

一翁カエリ 三下六 二貳ツノ一(コヘヲツ

ツケ三人形体ノ内事)

一ニハトリゴヘ

一鈴二十二 口傳

一相手有ニハカヅ有

一山寺舞ノ事

十二調子

正月平調 二月勝絶
 三月下無 四月雙調

五月鳧鐘

六月黃鐘

七月鸞鏡

八月盤涉

九月神仙

十月上無

十一月一越

十二月斷金

但十二時にあてゝくる時は寅の時を平調にして
 夫より次第にくる也又四季五行にあて申時は

一雙調春也木喉ノ聲

一黃鐘夏也火齒ノ聲

一壹越土用也土牙ノ聲

一平調秋也金舌ノ聲

一盤涉冬也水唇ノ聲

五臟の聲の事

肝東春木青角目双調

すし聲はよばふ肝これを主とする

心南夏火赤微舌黃鐘

にがし聲はわらふ心これを主とする

脾中央土用黃土宮唇一越

あまし聲はうたごふ脾これを主とする

肺西秋金白商鼻平調

からし聲はかなしむ肺これを主とする

腎北冬水黒羽耳盤涉

しはばゆし聲はにらう腎これを主とする

又六律六呂ともいふ

六律は黃鐘大簇姑洗蕤賓夷則無射

六呂は大呂應鐘南呂林鐘仲呂夾鐘

佐山流

七段獅子由來

芝居由來の一帖は城北下谷池の端に幡頭友麿といへ
 る老翁あり(翁は濱田侯の叔父なり)其身安樂にいき
 て憂患をしらず朝暮茶事を専とし或は遊藝の世に名
 有ものを集めて友とし日を消するのたすけとなしぬ
 津れ川檢校とて(三絃に古代本手の手事組佐山流市
 川流とて二流有則其名を古流とす此津れ川は其佐山
 より習ひ傳へて三世元より古今名人にして世の知る
 所也東都湯島邊に住し八十五歳にして没しぬ)常に
 來り居て予も又時々語りあひぬ予三絃に志深きを感
 じて本手の手事を三四曲教ぬ又或時語て云申若勘三
 郎芝居三絃の元祖杵屋勘五郎といひしものは我元祖
 の佐山檢校が弟子也勘三郎先祖寛永中城東中橋にて
 芝居俳優興行せしころ大樹家のめしありて猿若新ば

ち太鼓といふ事を勤る杵屋勘五郎相手たりかねて佐山檢校に七段獅子といふ秘曲を習ひ其後習ひ傳ふるものなければ今覺悟したる人もなし君いまだ年若ししかりといへども藝に志深きゆへに此手を傳へ置我己に八旬に及べり朝露夕陽しばしの身也ながきかたみに傳ふと云予も若かりし時なれば古代の手段たごへよく熟すとも今様に不用也とのみ思ひて心にもそますたゞ教るに隨ひてまなび置し計り也爰に近き頃中村傳九郎予が方に來り止宿して何かと古代藝術の事に及ぶ折から先祖勘三郎寛永上覽の時申若新發太鼓の事をもつて永錢(永錢は永樂通寶の儀也)五百貫文下し給はりしなど語る次に七段獅子といふもの今は知れるものもなく歎かほしきなど語るを思ひ出て予が先年檢校津川に傳はりし事を云出ぬ傳九郎悦びに堪ずさらば試に舞んといふ其席に家内幸次郎彼是列座して各奇異の思を成す時に傳九郎立上り獅子の所作予も誠におぼつかなく思ひながら彈するに身振節奏までに符節を合せたり傳九郎も予も感歎しきりに不覺涙を催すに至る幸次郎けうたんして此曲を教へて後世にのこせと願ふも理りなり思ふに予も又

年老われすがたみとも成ぬとゆるし侍りし勘三郎も此事を感じて申若新發意太鼓の一卷持來りて我一家のみに傳へんは火災の恐れなきにしもあらざれば予がかたにも寫しとゞめよといふに任せて筆をうごかしぬ此所作勘三郎傳九郎此外しれる者なし又七段獅子の彈するやう知れるものなくば古實此儘に絶はてん彼を歎き是を思ひて此書傳來の意と七段獅子の古義と合せて是をしるすことしかり其獅子の曲にいたりては岡安幸次郎金子氏よの女に教殘し置侍りに尾上何がし此事を傳へき、深く願ふも藝道に深切をかんじて禿筆を不耻して是をあたふ然るに永井の何がし三絃の達人として世に廣く心ざし厚くして此曲を傳へよとの望予も老年朝露夕陽しばしの身なれば其有増を淺間しき筆にいはすもかたみの一品もたれをか耻誰をかおそれん

明和四亥秋
原武太夫
行年七拾壹歳

御一笑の序に思ひよりし自作の狂歌に
我が年の程より藝は若きよし
あぢのつくのは藝のやまひぞ
三絃ははやしものなり相方を

よくうかひてわれをたつか
相方をうかひ過てもたるは
うかひはぬよりおどり成べし
もたるゝとしむるはまがふすらゝと
はやきとまがふ物ぞ知べし
くらひものかつらむきぞと思ひすぎ
静かにあらでもたれこそすれ
つやありてきれいはよはし達者むき
ふしへあたりてさまゝにぞなる
しらむきをはやき事ぞと取違
はやきにあらでひとりかけだす
わが達者手先へいでて内のはり
よわきがゆへにひつはりはなし
ひかへしめかけ出すよりはましなれど
ひかへ過ればしをからくなる
ほごびやうしうかめすきつゝ相方を
よそになしてはわれひとり行
それゝの位ちがひに氣をつけて
てうしかけごへ相應にせよ
手所を心にこめてゐるゆへに

手にはならずにもたれにぞなる
聞人は大勢あれど其内に
よく聞人はひとりふたりぞ
大勢の内でもひとりを目當とし
残る人をば皆すてにせよ
聞人をみな素人ごゆだんすな
いかなる人かきかはんはづかし
上手下手わがたけ程にきゝわくる
へた多きゆへわくる人なし
何藝も手に入がたきものなれば
人をそしらすかんしんぞよき
あぢわひとふるびつきなばこれまでと
藝をばやめて身を樂にせよ
世にしろうとくろふとゝいふ事有るにならひてく
ろうとゝいふ事のあるなるべし藝の善惡厚薄をさ
しての名にはあらず其人々の身分をさしてのこと
ばなり
しろうとゝくろふとゝ身は替れども
くろふとゝいへども藝の功者なる
しろうとゝいへども藝の功者なる

身はしろうとに藝はくろうと
今の世はへたも上手もわかりなし

ひいきなものはみな上手なり
當時の藝者に對して

藝の道こまかにしらすの皮
厚きを見れば撥もあたらす

原氏盛和
かきをくも跡のかたみとなら柴の
折々しのふるにしとも見よ

岡安一統系圖

元祖

岡安四郎三郎

四郎三郎弟子
名人

岡安小四郎

小四郎弟子 四郎三郎兩名取

岡安小三郎

後南浦改

岡安良州

新町名主實名四村左兵衛

岡安新次郎

四郎三郎弟子
岡安源助

同
岡安藤九郎

小三郎弟子素人
實名石野悦
岡安南柳

素人實名原武太夫
岡安原富

同
實名古人杵屋彌十郎
岡安扇朝

同
岡安二泉

同
岡安庄次郎

同
岡安半次郎

同
岡安壽南

南柳弟子
二代目
岡安小三郎

素人
實名古田覺預
岡安南浦

二代目
岡安南浦

同
實名高山矢紋
岡安南露

南柳弟子
岡安以禰

同
岡安加禰

原富弟子後南柳弟子
岡安幸次郎

同
岡安喜十郎

同李敬事
岡安源三郎

源三郎弟子後南柳弟子
岡安文次郎

文次郎弟子
岡安ふで

同
岡安吉兵衛

此免狀は岡安南柳より岡安何某へ苗字譲り候節の
寫なるよし

其許儀數年岡安流三味線執心之處格別出精に付
此度苗字相讓申候尤以來猥に苗字相讓候儀被致
間鋪候仍免狀如件

寛政三辛亥年十一月九日 岡安小三郎門人
岡安南柳判

吉野傳のはし書

かはらの院のありつるわたりなるもしほやのあるじはむかしのおとこのみたまやそふらんみやびごこのまる、御方世の人にことなりけり近き頃吉野傳といふ書をかきあらはしておのれにはし書をといひおこせられりうち見るにまづおとこのかぬ此ぬしは色好む人にはあらざるにかくあそびのうへをそやかくやといはれたるなんめづらかにおかしきそもくいにしへのあそびの中にその名高く聞へたるもおほかれごそはみなよめる歌のけしうはあらぬによりてぞかしすがたこゝろばへはいかありけむそのかみは大かたのもののひみやびやかなりしかば今のやうに歌よむことかたからずすぐれたりごときおとこのくべしやは此よし野といひしはそのかたもつたなからず心ばへすがたうちあひめでたくあはれになさけふかゝりしとむぐらの門に思ひの外にらうたげならん人のとぢられたらんよりもまさりてかぎりなくめづらしくおぼゆるにまめ人のかゝるすぢをしもどり出られたるも又思ふよりたがへることにてかへすが

へすめやしうこゝろごまる書に南無
吉備の山人藤井高尙

中頃みやこによし野といへるあそび有けりそれがすがたこゝろばへのめでたかりしよしはやり人のしれることながらよき人のうへにぞまことなるすぢをもとめて書もつたへおかめかうやうの人のうへはあはあはしきかたなればこゝろといむる人のなきゆゑにやあらんまれいひ傳ふるもおほかたそらごとなりけりざるをこのあそびのためいごほしうおもひてなんふるきさうしの中よりまことなるものがたりをえらびかいつごへて一まきごはなしけるおとなしき人にわらはれぬべきすさびなりかし

文化九申冬

都志保加萬能浦人

經邦

一此傳は延寶の寫本色道大鑑を本とし其餘古き冊子の中に見及ぶかぎりを其原本のまゝ出せり
一傾國に諱名をつくることは右大鑑の作者の製する所にして同名のあまたあるからに其人をわかたんとてなり又おのづから實の名のしられたるは其まま用ひたるもあるらん
因に言此書の作者香舟軒箕山は都近衛の人姓は藤本本姓は畠山其先上總介源泰國の遠裔なり了因又哲齋と號す此人壯年の時より六十餘州の遊廓を歴行して國々の風俗を窺ひ年を積こと三十有餘年にして大鑑十八卷を撰みたるよしみづから凡例にしてせり今その志を遂て不朽に傳ふるのみ



吉野傳

遊女吉野實の名は徳子祖父は藤原の秀郷の末なりと
 ぞ慶長の頃都大佛の邊りにうまれぬまだいどけなき
 ほごより六條三筋町の郭林何がしなるうかれ女の長
 がもとにありて童名をば林彌といひき一とせ出雲の
 國の守これが相を見給ひて家あるじにのたまふやう
 此童なみならずよくおほしたてよかならず名を日の
 本にしらるべき相ありとをしへ給ひしがげにおよず
 けては天の下にならびなきあそびとなりてぞ萬のを
 のこしたはざるはなかりし其頃もろこしまでもきこ
 えたる人はあづまに羅山林氏都に徳子よし野となん
 むかし江口の妙西行に歌よみかけしなごはこよなき
 ほまれながらすこしほふけづきてすきたわめたるか
 たの情にうとくやありけむとおもひやらるれば日
 のもとにてたぐひなき名妓とは此よし野をぞいふべ
 きさて天正のはじめ二條萬里小路に廓ありし時より
 今の島原の廓になりて寛文延寶の頃までに吉野とい
 ひし遊女十八ありけり此徳子は二世のよし野なるを

今はさだかにしれる人あらざれば先其時をかうがへ
 わかちてこゝにしるしつ

林與次兵衛家 二條柳町遊女の長なりはじめ又一郎といふ其後六
 條より今の廓に移りて寛文五年斷絶す

元祖 吉野 謙順子 時代詳ならず上職高名の遊女なり今按るに天正慶
 長の頃萬里小路の廓の遊女なりしならん

二代同家 吉野 謙順子 六條廓上職の遊女(コレヲ大夫職又五三ノ君ナド
 通稱ス)禿名林彌肥前といへる天職にいたつて
 元和五年五月出世寛永八年八月退廓在廓の間十三
 年六條にて七人衆の内定紋一ツ巴なり

三代同家 吉野 謙順子 時代詳ならず坤廓(今ノ島原ナイフ)天職の遊女
 (俗ニ天神トイフ)今按るに正保慶安の遊女ならん

喜多八左衛門家 上ノ町

初代 吉野 謙雄子 六條廓上職の遊女寛永十七年出世それより坤廓に
 移りて正保三年退廓

二代同家 吉野 謙雲子 坤廓天職の遊女明暦三年出世始上職万治二年天職
 となる寛文二年卒すも浪花の上職にて齋といひ
 し者なり

三代同家 芳野 謙媛子 坤廓上職の遊女禿名三彌延寶三年出世徳子吉野に
 次ては高名の聞えあり定紋は一ツ巴の中に櫻の花
 あり今人二代吉野さちもへるは此媛子さちなり

田中喜三郎家 中ノ町

吉野 謙征子 時代詳ならず坤廓上職の遊女後正職となる今按る
 に正保慶安の間ならん

高田七郎右衛門家

よし野 謙榮子 坤廓天職の遊女もさは林家の上職なりしが正保四
 年高田家に移りて天職となる

伊藤吉右衛門家 柏屋と云 上町

吉野球子 時代詳ならず坤廓にて上職の遊女なり按るに万治寛文の間ならん

宮島甚三郎家 太夫町

吉野球子 坤廓天職の遊女秀名七之丞寛文十一年出世

さて徳子吉野がことは箕山が大鑑の處々に見へたるをまたべちに列女傳とて眞名もて書たる卷あり其中に吉野傳ありていとくつばらかなり今其本文のままを出して後のしるしとす色道大鑑卷之十七扶桑列女傳云吉野諱徳子姓藤原松田氏襲祖出於倭藤太秀郷後陽成院御宇慶長十一年丙午三月三日生洛陽大佛自七歳之秋被養林氏與次兵衛之家而從益子肥前禿名林彌肥前不深憐愍徳子而家主勞而令退之其後不扈從先輩矣于時雲州太守視之告家主曰童女林彌有奇異相必發名於日域最可爲上職依此言元和五年己未五月五日出世而補太夫職于時徳子年十四名曰吉野自是先有此名依爲高名號之徳子性輕爽而智甚深靈艶而化心活然恣氣且下情有要焉徳子聽香得妙亦常好酒能遊宴言語奪人心在廓之内高德威儀其繁數無指頭語斷舌根而已有大明國吳興李湘山者夢中會

吉野通言幕這幽容而以寛永四年丁卯秋八月賦詩而送扶桑其詩曰

日本會開芳野名 夢中髣髴猶驚

清容未見恨無極 空向海東數鴈行

又翌年自漢土請徳子之壽像我朝之遊客儀焉而命畫工令圖之跪徳子之目前寫佳貌畫工尊其暉相而不探毛延壽之例時圖畫處七影不遠顔色恰如移影鏡悉附軸爲七幅而遣九州異朝商人代之綾羅而歡喜夥況於倭人乎衆人見金峯山之花者忍松氏姿詠袖振山之月者思徳子面影矣寛永第八辛未年就庵客而有詠論因茲雖不充二年季同年八月十日年廿六而還舊里箕山之評云噫呼徳之感天下也夫至乎哉吉野流美名于中華令風雅之士惱丹心何必在色耶吾國唱名于異域者載在青史而今不足贅天正而來羅浮子道春達名大明活所子道圓擅文詩名于海外吉野可與二賢並蹀躞矣惜哉使司馬氏在必探載女史之傳

十八人の大密合ありけりさなきだにその時の上職どもは莊嚴常にあたりもかややくばかりなるに此日ははれの會なりとてあらたに衣裳を改む綾羅綿繡をまごひ金色のひかり座に充てひごへに安養淨土に異ならず此日吉野其上客たりけるがいまだ出座なしいかにととへば曉天まで起居給ひしにいまだしづまりておはすといふさらば夢おごろかし申せとて座中より使をたてしに目をさましてはやいづれも來り給ひつるかそれへまゐりなんと寢所にて手水をこひぬみだれ髪にて座に出たり白綾の肌着に無地なる黒きものふたつかさね紫のくし帯をまはしく出つるが數輩並居たる女郎をこえて座上に着たる躰あつと感じられてしばらく挨拶もしがたかりけるとかや其座におはしける歴々の御かた予にかたせたまひけるま書つけ侍る云々(採要)私に云今按するに此頃の太夫職といふものは先童なるほごより其人をえらびいとよくおぼしたてゝさて世に有がたきほどの姿ならでは此職にはなさずと(今按るに傾國の上首を太夫といへるは元和の頃よりの稱なり其頃六條に佐渡島庄五郎などいふ座ありて申樂の能をなすに其中に藝

の堪能なる遊女をさしてしかよびしより中頃は又姿をみやびわざとうちあひてすぐれたるを百人が中より十人ゑり十人が中より一人ゑらみ出すほごならでは太夫とはいはざりしと(なん)さればおのづからをよしとておもてに化粧せすまれく化粧するは品くだりたる遊女なりと(なん)さるに此吉野名たる遊びごものさばかり心づかひしたる圓居のむしろにつくろはぬ姿のかくもきぢめの見えつるはいとくたぐひなきかたならし先閑田子伴のうし續崎人傳を草案せし時此遊びの傳を載す其中に鍛冶のものを吉野に懸想してつひにはいをさげて後西川に沈みて死せしことをきたりこは西鶴がつくれる好色一代男(天和二年板本櫻塚西吟が跋あり)てふたはれ書に見ゆ(其後名代紙子など云冊子にも書り)「都をは花なき里になしにけり吉野は死手の山に移して」と或人のよめりなきあとまで名を残せし太夫前代未聞の遊女なりいづれをひとつあしと申べき所なし情第一深し爰に七條通に駿河守金綱と申鍛冶の弟子吉野を見て人しれず我戀の關守はよひくごとの仕事にて五十三日に五十三本五三の價をためていつその時節

を待ども魯般が雲のかけはしのよすがもなく袖のしぐれは神かけて是ばかりは偽なし吹草祭の夕暮に立しのび及事のおよばざるは身ほごいと口をしと歎くを或者太夫にしらせければ其こゝろいれ不便とひそかに呼入こゝろのほごをかたせけるに云々(下略)續崎人傳中吉野が傳に云かくて明の日桂川に身を投し者ありしが一通の遺書ありとし比のおもひをばとげて今は世におもふことなければかく身を捨るなりとかけり何事ともしられざりしがこの鍛冶男なりけるとかや希有のこといふべし(採要)私に曰又其比近衛信尋公(鷹山公)稱す世に三筆と稱せし三藐院殿の息なり(華街にての御名を石白と呼て)石白は關白をかくしていふならん)しばし吉野の許にかよひ給て御情の程いと深かりしに吉野おもはずも人の妻となりければいとおもひみだれ給ひしよしは松花堂昭乘に賜ひし御文にてしらる 其文に曰(此文は賀樂主人かくせり)

年來誤り候て執着候事之今更截斷難叶事出現候て妄念亂候一兩日山居候而佛法之道理も申談候は如何猶承諾于三十日邊可登山候

菊月十一日

瀧本

今案するに天正十八年原三郎左衛門といふ者豊太閤の御ゆるしを得て都万里小路二條の南北三町にはじめて遊女町をつくる(傾城廓の名こゝにおこる)まだ其比は人の家もなく大路は柳の木立ならびたりしを木を伐りて家の柱とし格子局など時の間に成てこゝを柳町の廓とぞいひける(今俗柳馬場といふも柳の木ありしゆゑなり又今の島原に出口の柳といへるも其なごりなりとぞ)さるほごに四方に在しうかれ女の長も皆こゝにつごひていとくにぎはへることなりけん豊太閤はもとよりかやうのことをすき給ふ御本性なりしかば御顔をものにつませ給ひ從者一人二人にて人しれず格子局などはありかせ給ひしとなんこれらにていにしへをしるべしそれよりこゝにあること十三年の後や、世の中おだしくなりしにつきて商人の家造るさはりなりとて秀頼公の御時慶長七年に柳町の廓を六條坊門(今の五條をいふ)の南西、洞院の東に遷さる中に三つの大路あるからに時の人三筋町の廓とぞいふ(今の室町新町西洞院これ

なり)かくて元和のはじめに浪華津の浪しづまりてよりは天の下にありとある人みなながらやすくたのしき時にあひしかばやんごとなき御かたゝゝ國の守なごもこゝに通ひ給ひてよき人になれまゐらす遊女ごもなればその様おのづから風流なりけり萬のおそびわざもむかしめきて十炷香具おほひ歌よみ連歌し彈ものも琵琶琴などすべてえんなることをこのみて下者のわざは目にだにもふれず其比三筋町に七人衆といひてわきて名高きあそび七人ありけり其七人といふは林家の吉野同じ家の對馬同じ家の土佐柏屋の三笠宮島家の小藤若女郎家の葛城永樂屋の初音又其後六條の四天王といふあり万右衛門家の萬戸同じ家の淡路五郎左衛門家の野風八左衛門家の長島かく世にしらるゝほごの遊女はひとせの身の代りとて黄金あまた家あるじにあたへおきさておのがまにゝまらうごに逢ふほごに司高き人にまれ寶おほき人にまれ心にあはぬ人には絶て見えすさればもしあはじといはれし人はうき恥を見て長き思ひに沈みまたかれが心にあひてしたしむほごの人はつひに身をはふらかし家をうしなふにいたるとぞ傳て云ある年のやよ

ひ仁和寺の花おもしろき頃都の守りし給ふ公の(板倉周防君なりといふ)此邊りをすぎさせ給ふに木々には色々の幕うち廻し廓のもとにはいときらしき女の乗ものゝあまた立ならびたりしかばさては内あたりの女房のしびて花見給ふならむと人してとせ給ひしに三筋町のうかれ女ごものつごひて花見に來たれるなりしとなんかうやうの過差のことのみありしゆゑにや大猷院殿の御世寛永十八年に又今の朱雀野へ遷されたるなり(此所を新屋敷といふ又島原といふは其年肥前の島原に耶蘇宗門の徒峰起す其後徒楯こもる所を島原といふ此廓も其所に類するをもてしかいふとなり名づくる所自稱にあらずと正徳の山州名跡志にいへり)されども萬治寛文の比は猶ときめきて遊女のみやびなりしこと六條の時におとらざりしを(今の廓になりて正保慶安の間奥村の八千代中村家の小藤なごいひしはいと名高くすぐれたる遊びなりし又寛文中には喜多家の大和高田家の左門柏屋の小藤上林家の薫此四女を後の四天王といひしとなり)おほやけの法や、つよくて品高き人の出入をとめはた我人おさまれる世の習ひに移り

てどめを尊み貧しきをいやしみ若き人もおのづからまめくしうかゝるあたりに寶をうしなふ人まれにたれなりもて行に遊びどもさるかたに心ひきていつとなく品くたりて延寶天和の比には手がき歌よみよろづに心高き遊女はやうくなくなりにたりと笑山翁がかきたるにてしりぬさても吉野かく姿のめでたかりしのみならず其心の操も又こと人には似ざりし大鏡十五雜談の部といふに云六條の時後の吉野徳子天下に名を高くし威勢都鄙にかやかせり子細ありて季の充るをまたす家主隙を出し暫く洛外に居たり上京なる人これをしたひむかへて妻室とす其頃京わらんべ吉野が高徳をほむるに夫の家名をつけてこれを唱ふ一族聞て安からぬことにおもひ使をもつて離別すべきことを諫といへども夫これを請す一類名あるものどもなれば各議して不通せり然りといへども夫これをいたます猶なづみて晝夜これをたのみ居りかくして年を過るに吉野節あり義あることを夫が一類傳へきゝ感じて和睦しけりさらば妻室に對面して一門の交りをなさんと日をさし夫が家にあつまる一門の女中天下無双の吉野といふに初て逢事

を恥てさなきだに綺羅を盡すなる輩あらたに綾羅錦繡をたちぬひて香をたき翠黛紅粉ををはれとみかき立彼亭にうつる一家の男女おしなべて座につきたる粧ひ善盡し美盡せり一門土器とりく酒闌なるまで吉野座敷へ出す使をたて、問に吉野がいはいく我身不祥なり御一門の座につらなり奉ること憚おほかるべしと謙退す一門の女中先吉野を見たがり我くども外ならぬ身にしあればいかでかこゝろおかせ給ふべきさあらば奥に入り侍らんとて男女もろとも籠中におしこみこゝかしこを見るに吉野といふべき人なし内室はいづちにぞといへば臺所の末にきよげなる女のしをれたる肌着のうへに藍染の木綿の袷をかきね黒き帯を押しごきて高くしたり髪をばつくね兵庫に曲て腰に白きさらし布をはさみどりしまひたる器をおしのごひて居たり是何人ぞやこれ則吉野なりき一門女中そば近くむらがり吉野が手をとりて中の亭まで誘ひ出し各並居つゝかく紫のゆかりと成ては隔なく睦びまゐらせんとおもふにさまではいかばかり辭しおはしますぞやうしろめたしなごいへばさてさて有難き仰冥加なきまでにおぼえ候妾は是匹夫の

家に生れ幼少より人につかへ殊更つたなき傾國となりし身なりなべての妾は色につきて其一人の寵をうくるといへども外のいつくしみなくして胸をいたましむるに堪たり今公の御いたはりによりて是にまゝまるといへども籠中のさたに及ばすひとつとして其心なししかあるに今公の妻室にならずへさせ給ひゆかりあるかたにおぼさんとや中々おもひもよらず自今以後公の家女としてつかうまつり御家門の御まじはりにめさせ給はし陪膳をつとめ御酌につかへまつらんと儉に演たりし詞の花のにはひあまりて一門の女中さしもきらめきてかざりしかのこ縫箔の玉の光もよし野が藍染の魚服にけおされてたゞ色なくぞ見えたりけるおのゝあつと感じつやゝ返答にだに及ばすをどこがたの親類も皆對面して努力し疏意あるまじ向後隔なく申かはしまゐらせんと諾してそれゝに盡事をはりて引ぬそれよりして一家一門の憐愍したしみあげてかぞへがたしをしい哉人生かざりあれば吉野の花も無常の風にちりて人のこと葉のみぞ今世に残れる物みなかくのごとし云々

探要 今案するに上にいへる上京なる人は佐野三郎兵衛といひし人なり又真名傳に倉客につめて訴論ありこれによつて年季不充といへども舊里にかへるといふ此倉客はかの鍛冶のをのこごとなりさて吉野此をのこごにて訴なごのくせちいできたるを佐野氏はもとよりあひおもふ中なるうへにて情深きこゝろざしのいと殊勝なりとて日頃よりおもひまさり人しれずかれが身の代をあたへてさて家あるじよりは訴るによりて舊里にかへせしよしはいはしめしはらくかごかなる處におきて後むかへとりたるならむ佐野氏は其頃都にきこえたるごみ人にて箕山などごも風流をもてしたしくむつみたる中なるべければかやうにたゞしく書たるなるべし吉野佐野が家にうつりて十二年の後寛永廿年八月廿五日卅八歳にてみまかりぬ佐野氏は代々日蓮宗にて立本寺に塚ありかの寺にはふむりしにやあらん此寺もご上京にありしを寶永の火の後西の京にうつされたれば今はさだかならず又鷹が峯の日蓮宗の檀上に(寺號は寂光山常照寺と云)吉野塚とてありこは日經上人の因をおもひてこれが髪などをさめたるならん此日經上人の事は崎人傳に云よし野島原にありしとき(時代の事

よくかうがへられざりしなりある客舎へ一人の僧きたりてよし野とやらん一目みたしといふあると頭をふりてよし野は名妓なりかろしく見給ふべきにあらず殊にさる御身にては似げなしとあらしくいへども僧きかすたゞ見るべしと動かねばもてあましてせんかたなくかくと告たれば何とかおもひけんついたりていざおくへおはしませといざなふを僧は立ながらつら／＼と見てよくみせたり今は用なしはやかへるべしたゞし是を見るには一百錢の銀入べしと人はいへりさらば是をて首にかけたる財布よりとりて其家主にあたふあるじ笑ひてこれ計の事に何の價をかうけ侍らんとかへしたればさては人が我を欺きしなりとて又首にかけて出られぬ吉野ふしぎにおぼえて密に人をつけて其歸る所を見せ其名をもきかしむるに鷹が峯の檀上にて學匠の聞えある日經上人といへるにてかの銀は人のいふまゝに信心の旦那にかりて携へられしなりき吉野深く信仰して殊更に小袖金子などを施して今よりは歸依の者に成侍らん何にてもともしからんものは心おかす仰給へてこれより後はしば／＼音信しが灰屋にていくほど

なく身まかりし後ある人此僧のことを告しかば則鷹が峯檀上にはふむりて今も吉野塚とて有となん云々一日立入うし予が爲に鷹が峯にゆきて吉野塚を尋ねはた僧にかたらひて鬼録等を寫して予におくらの塚は本堂のうしろのかたにあり

唱玄院妙蓮日陞 寛永廿年八月廿五日于時廿八歳

又鬼録には佐野紹益先妻とせる寺僧云此寺先の門は名妓よし野が建る處なりと又これが爲に年に三たび殊(正五九なり)今に經を讀誦するぞいとくさうのこといふべし又吉野あそびたりし時常にもてならせし調度廣東島の衣のきれ京極黃門の山中の色紙蟹の盃などいふものを世に傳へてもたる人こそありときししか

因に云佐野重孝は都上立賣の人にて通名は灰屋三郎兵衛後剃髮して紹益といふ(重孝は其懷紙に出たるところ也)實は本阿彌光益が男佐野紹由が爲に養はる重孝はやく妻あり或人いふ本阿彌光悦が女なりとよし野はそれが後にむかふ處なり(大鏡に一類名ある者どもなればとかけるはこれらはい

ふか)重孝和歌および茶香鞠に名あり中にも歌は逍遙軒貞徳翁にまなびていとよくよみしとぞ

むさし野の草はみなから置露の月をわけゆく秋の旅人

又或人のもたる懷紙の歌 明やすきうらみはあらし我袖に

すし夏の夜の月 又よし野の身まかりし時哀悼の歌とていひつたへたるは

都をは花なき里になしにけり

よし野は死手の山にうつして 此人の著す處にぎはひ草二卷ありこは兼好ほふしのつれ／＼草にはたがひて茶香鞠あるは和歌のこ

とにてやごごなき人／＼にちかづき奉り其身幸ありしことごとくおもひ出て書たるなりこの草子のはじめに我身の幸を人にしらしめむとするにやと罪うべきことにも思ひ侍らぬにはあらねどもといへりこれらもて其富たりし事しらる又下の巻には光悦が鷹が峯の太虚菴の有様なごつばらかにしるせり元祿四年十一月八十一歳にて終れりとなり

めづらしきかもおむがしきかもこれのもしほのやのあろじのものせられし吉野さぶる子のつたへはや見もてゆくにも心ゆきて今のをつゝにあらましかばおのれがたまもあくがれいづめるこゝちぞすなるかしこかれどもかのよしとよく見てとよみ給ひし大御歌の此ふみのうへにもいとふさはしくぞおぼゆる世の中のみやびをたちはさるものにてなさけうすきあそびがごにもかたはしたによみきかせてしか

みさご人 城戸千楯

道成寺考

大日本國法華經驗記卷下

第百廿九紀伊國牟婁郡惡女

有二沙門一人年若其形端正一人年老共詣熊野至牟婁郡宿路邊宅其宅主寡婦出兩三女從者宿居二僧致志勞養爰家女夜半至若僧邊覆衣並語僧言我家從昔不宿他人今夜借宿非無所由從見始時有二交臥之志仍所令宿也爲遂其本意所進來也僧大驚恠起居語女言日來精進出立遙途參向權現寶前如何有此惡事哉更不承引女大恨怨通夜抱僧擾亂戲笑僧以種種詞語誘參詣熊野只兩三日獻燈明御幣還向之次可隨君情作約束了僅遁此事參詣熊野女人念僧還向日時致種種儲相待僧不來過一行女待煩僧出路邊尋見往還人有從熊野出僧女問僧曰着其色衣若老二僧來否僧云其二僧早還向既經兩三日女問此事打手大瞋還家人隔舍籠居無音即成五尋大毒蛇身追此僧行時人見此蛇一生大怖畏

告二僧言有希有事五尋許大蛇過山野走來二僧聞了定知此女成蛇追我即早馳去到道成寺事由啓寺中欲遁蛇害諸僧集會議計此事取大鐘伴僧籠居鐘內令閉堂門時大蛇追來道成寺圍堂一兩度則到有僧戶以尾叩扉數百遍叩破扉戶蛇入堂內圍卷大鐘以尾叩龍頭兩三時計諸僧驚恠開四面戶集見之恐歎毒蛇從兩眼出血淚出堂舉頸動舌指本方走去諸僧見大鐘爲蛇毒所燒炎火熾燃敢不可近即汲水浸大鐘冷炎熱見僧皆悉燒盡骸骨不殘纔有灰塵矣經數日之時一腐老僧夢前大蛇直來白老僧言我是籠居鐘中僧也遂爲惡女被領成其夫感弊惡身今思拔苦我力不及我存生時雖持妙法薰修年淺未及勝利決定業所牽遇此惡緣今蒙聖人恩欲離此苦殊發無緣大慈悲心清淨書寫法華經如來壽量品爲我等二蛇拔苦非妙法力爭得拔苦成就中爲彼惡女拔苦當修此善蛇宣此語即以還去聖人夢覺即發道心觀生死苦手自書寫如來壽量品捨衣鉢蓄設施僧之營屈請僧侶修一日無差大會爲二蛇拔苦供養既了其夜聖人夢一僧一女面貌

舍喜氣色安穩來道成寺一心頂禮寶及老僧白言依清淨善我等二人遠離邪道趣向善趣女生切利天僧昇兜率天作是語了各々相分向虛空而去弘賢曰此書は後朱雀院の長久元年首楞嚴院沙門鎮源撰するところなり

今昔物語集第十四

紀伊國道成寺僧寫法華救蛇語

今昔熊野ニ參ル二人ノ僧有ケリ一人ハ年老タリ一人ハ年若クシテ形貌美麗也牟婁ノ郡ニ至テ人ノ屋ヲ借テ二人共ニ宿リヌ其家ノ主寡ニシテ若キ女ナリ女從者二三許有リ此家主ノ女宿リタル若キ僧ノ美麗ナルヲ見テ深ク愛欲ノ心ヲ發シテ勸ニ勞リ養フ而ルニ夜ニ入テ僧共既ニ寢ヌル時ニ夜半許ニ家主ノ女竊ニ此ノ若キ僧ノ寢タル所ニ這ヒ至テ衣ヲ打覆テ並ビ寢テ僧ヲ驚カス僧驚キ覺テ恐レ迷フ女ノ云ク我が家ニハ更ニ人ヲ不レ宿而ルニ今夜君ヲ宿ス事ハ晝君ヲ見始ツル時ヨリ夫ニセムト思フ心深シ然レバ君ヲ宿シテ本意ヲ遂ムト思フニ依テ近ヅキ來ルナリ我夫無クシテ寡ナリ君哀ト可レ思也ト僧此レヲ聞キテ大キニ驚キ恐レテ起居テ女ニ答テ云ク我レ宿願有ルニ依テ

日來身心精進ニシテ遙ノ道ヲ出立テ權現ノ寶前ニ參ルニ忽ニ此ニシテ願ヲ破ラバ互ニ恐レ可有然レハ速ニ君此心ヲ可レ止ト云テ強ニ辭ス女大キニ恨ミ終夜僧ヲ抱テ擾亂シテ戲ルト云ヘドモ僧様々ノ言ヲ以テ女ヲ誘ヘテ云ク我レ君ノ宣フ事辭スルニ非ズ然レバ今熊野ニ參テ兩三日燈明御幣ヲ奉テ還向ノ次ニ君ノ宣ハム事ニ隨ハムト約束ヲ成シツ女約束ヲ憑テ本ノ所ニ返ヌ夜曙ヌレバ僧其家ヲ立熊野ニ參ス其後女約束ノ日ヲ計ヘテ更ニ他ノ心無クシテ僧ヲ思テ諸ノ備ヘテ儲テ待ツ僧還向ノ次ニ彼女ヲ恐レテ不レ寄シテ忍テ他ノ道ヨリ逃テ過ヌ女僧ノ遅ク來ヲ待煩ヒテ道ノ邊ニ出テ往還ノ人ニ尋ネ問フニ熊野ヨリ出ル僧アリ女其僧ニ問テ云ク其色ノ衣着タル若キ老タル二人ノ僧ト還向シツルカト僧ノ云ク其二人ノ僧ハ早ク還向シテ兩三日ニ成ヌト女此事ヲ聞テ手ヲ打テ他ノ道ヨリ逃テ過ニケリト思フニ大ニ噴リテ家ニ返テ寢屋ニ籠居ス音セズシテ暫ク有テ即チ死ス家ノ從女等此ヲ見テ泣キ悲ム程ニ五尋許ノ毒蛇忽ニ寢屋ヨリ出ヌ家ヲ出デ道ニ赴ク熊野ヨリ還向ノ道ノ如ク走り行ク人此レヲ見テ大キニ恐レテ成ヌ彼ノ二人ノ僧

前立テ行クト云ヘドモ自然ラ人有テ告テ云此後ニ奇異ノ事有リ五尋許ノ毒蛇出來テ野山ヲ過ギ疾走リ來ルト二人ノ僧此レヲ聞思ハク定メテ此ノ家主女約束ヲ違ヌルニ依テ惡心ヲ發シテ毒蛇ト成テ追テ來ルナラムト思テ疾ク走リ逃テ道成寺ト云フ寺ニ逃入ヌ寺ノ僧共此ノ僧共ヲ見テ云ク何事ニ依テ走リ來レルゾ僧此ノ由ヲ具ニ語テ可レ助由ヲ云フ寺ノ僧共集テ此ノ事ヲ議シテ鐘ヲ取下シテ此ノ若キ僧ヲ鐘ノ中ニ籠メ居ヘテ寺ノ門ヲ閉ツ老タル僧ハ寺ノ僧ニ具シテ隠レヌ暫ク有テ大蛇此ノ寺ニ追來テ門ヲ閉タリト云ヘドモ超テ入テ堂ヲ廻ル一兩度シテ此僧ヲ籠メタル鐘ノ戸ノ許ニ至テ尾ヲ以テ扉ヲ叩ク事百度許ナリ遂ニ扉ヲ叩キ破テ蛇入ヌ鐘ヲ卷キ尾ヲ以テ龍頭ヲ叩ク事二時也寺ノ僧共恐ルト云ヘドモ惟ムデ四面ノ戸ヲ開テ集テ此レヲ見ルニ毒蛇兩ノ眼ヨリ血ノ涙ヲ流シテ頭ヲ持上ゲテ舌舐ズリシテ本ノ方ニ走リ去ヌ寺ノ僧共見ルニ大鐘蛇ノ毒熱ノ氣ニ被レ燒テ炎盛ナリ取テ不可ニ近付然レバ水ヲ懸テ鐘ヲ冷シテ鐘ヲ取去テ僧ヲ見レバ僧皆燒失テ骸骨不レ殘纒ニ灰許リ有リ老僧此レヲ見テ泣悲ムデ返リヌ其後其寺ノ上臈タル

老僧ノ夢ニ前ノ蛇ヨリモ大ニ増レル大蛇直ニ來テ此ノ老僧ニ向テ申シテ云ク我ハ是レ鐘ノ中ニ籠メ置シ僧ナリ惡女毒蛇ト成テ遂ニ毒蛇ノ爲ニ被レ領テ我レ其ノ夫ト成レリ弊ク穢キ身ヲ受テ苦ヲ受ル事量无シ今此ノ苦ヲ拔カムト思フニ我ガ力更ニ不レ及生タリシ時ニ法華經ヲ持チキト云ヘドモ願クハ聖人ノ廣大ノ恩德ヲ蒙テ此苦ヲ離レムト思フ殊ニ无縁ノ大慈悲ノ心ヲ發シテ清淨ニシテ法華經如來壽量品ヲ書寫シテ我等ニノ蛇ノ爲メニ供養シテ此ノ苦ヲ拔キ給ヘ法華ノ力ニアラズバ何カ免ル、コトヲ得ムト云テ返去スト見テ夢覺ヌ其後老僧此ノ事ヲ思フニ忽ニ道心ヲ發シテ自ラ如來壽量品ヲ書寫シテ衣鉢ヲ投テ諸ノ僧ヲ請ジテ一日ノ法會ヲ修メテ二ノ蛇ノ苦ヲ拔カムガ爲ニ供養シ奉ツル其ノ後老僧ノ夢ニ一ノ僧一ノ女有リ皆笑ヲ含テ喜タル氣色ニテ道成寺ニ來テ老僧ヲ禮拜シテ云ク君清淨ノ善根ヲ修シ給ヘルニ依テ我等二人忽ニ蛇身ヲ棄テ、善所ニ赴キ女ハ初利天ニ生ジ僧ハ都率天ニ昇ヌト如此告畢テ各別レ空ニ昇ヌト見テ夢覺ヌ其後老僧喜ビ悲ムデ法華ノ威力ヲ彌ヨ貴ブテ事无限實ニ法華經ノ靈驗揭焉ナル事不可思議ナリ

斯ク蛇身ヲ棄テ、天上ニ生ル、事偏ニ法華ノ力ナリ此ヲ見聞ク人皆法華經ヲ仰ギ信ジテ書寫シ讀誦シケリ亦老僧ノ心難レ有シ其レモ前生ノ善智識ノ至ス所ニコソ有ラメ此ヲ思フニ彼ノ惡女ノ僧ニ愛欲ヲ發セルモ皆前生ノ契ニコソ有ラメ然レバ女人ノ惡心ノ猛モ事既ニ如此シ此ニ依テ女ニ近付ク事ヲ佛法ニ誠メ給フ此知テ可レ止也トナム語リ傳ヘタルトカヤ(此書は宇治大納言隆國卿の筆作なり此の卿は白河院の承保四年に七十四歳にて薨せられしかば鎮源より少しをくれしなり此の一編は全く法華經驗記によられしとぞみへたる)

元亨釋書卷第十九

釋安珍居鞍馬寺與一比丘詣熊野山至牟婁郡宿村舍舍主寡婦也出兩婢一曰一比丘珍有姿貌中夜主婦潛至珍所通心緒初二比丘恠慰勞之密至此始覺珍曰我是緇服豈闍闍之徒乎寡居餘情溢于非類又可耻也婦人大恨傍珍不離珍不得已歎諭曰我自遠地赴熊野一宿志蓄來久神甚嫌淫穢者回不可歸途必來婦主姑待之女喜而歸曉更珍早前路着神祠即便反經婦家而不入急奔過主婦

數歸程儲供膳傍門伺路過期不至適一僧過主婦問曰一比丘某物色熊野及途有相見乎對曰如婦言二比丘我親見而其沙門去此恐二日前也耳婦聞大怨憤乃入室不出經宿爲蛇長二丈餘出宅赴途奔馳而過路人噪曰相語曰如此大蛇何爲取路人々相傳至珍所珍思女化急馳入一寺寺名道成告衆乞救衆皆議下大鐘置一堂納珍鐘裏堅閉堂戶已而大蛇入寺血目欲口甚可怖畏衆僧走散蛇赴堂戶不關便以尾擊戶聲如鐵石戶漸碎蛇入堂應時四戶皆開蛇乃蟠圍鐘一舉尾敲鐘火燄迸散寺衆集看無爭奈何移時蛇去寺衆倒鐘見中不見珍又無骨只灰塵而已其鐘尙熱不可觸也數夕一者宿夢二蛇來前一蛇曰我是前日鐘中比丘也一蛇婦也我爲淫婦害已爲其夫惡趣苦報不難救脫而我先身持妙法華未久遭此惡事微緣不虛尙爲極因願爲我寫壽量品我等二蛇定出苦道我等來寺願垂哀愍覺後大憐乃書壽量品又捨衣資修無遮會薦二蛇其夜者宿又夢一僧一女合掌告曰我等因師慈惠僧生兜率一女生初利語已上天(此書は後醍醐天皇の元亨二年虎關禪師撰する所なり僧の名を

安珍といふこと、安珍のくらまに住せしといふ事は此書に始てみえたり

道成寺鐘銘 鐘今在京都妙滿寺

聞鐘聲 智恵長 菩提生 煩惱輕

離地獄 出火坑 願成佛 度衆生

天長地久 御願圓滿

聖明齊日月 淑算等乾坤

八方歌有道之君 四海樂無爲之化

紀伊州日高郡矢田庄

文武天皇勅願道成寺治鑄鐘

勸進比丘瑞光

別當法眼定秀

檀那源萬壽丸

并吉田源頼秀 合力諸檀男女

大工山田道願 小工大夫守長

正平十四年己三月十一日

何の年いかなる故にて此寺にうつりしといふこと

詳ならず

南紀名勝畧志

日高郡

天音山道成寺

矢田庄土生村ノ中ニ有古ヘハ法相宗タル由今ハ天台宗也本尊十一面觀音並日光月光四天王ノ木像各聖徳太子作之由也當寺ハ文武大帝大寶年中紀ノ大臣道成奉行トシテ御草創ト云ヘリ然ドモ不レ體縁起ニ卷有リ書ハ土佐將監筆之由書ハ後小松院宸翰也ト云ヘリ或曰啓書記之由此説可レ然書牀勅筆ト不レ見古之縁起ヲ將軍義照卿由良興國寺來ル時披見シ與書ヲ加ヘ判形シ給フト也載ニ元亨釋書

熊野遊記云道成寺即千手院爲ニ天台宗ニ本尊千手觀音也人皇四十二代文武天皇朝慶雲年紀大臣道成奉勅草創在昔此寺本尊漁人網出ニ于海中ニ方今門前村家稱ニ九海土里ニ即其漁人九名所レ居也云又此村呼做ニ鐘卷村一者人皇六十代醍醐帝時牟婁郡處女慕ニ旅僧ニ到レ此不レ及怨念凝結化爲ニ毒蛇ニ終殺レ之亦沈ニ没江水ニ云近時五尺童知レ此故敢發此地爲ニ海濱ニ以ニ網レ佛沈レ蛇事ニ可レ知

此寺ニ所藏古畫卷相傳テ土佐氏祖宗ノ所畫其詞章ハ則當時ノ紳縉家ノ手ニ成モノナリト觀レ之書畫其精妙全卷處女慕ニ僧事ヲ記シテ元亨釋書ニ載ル所ト大

此圖ハ半婁郡日高郡ノ方位及ビ熊野道成寺ノ所在ヲ見ルタメニ略寫スル所ナリ

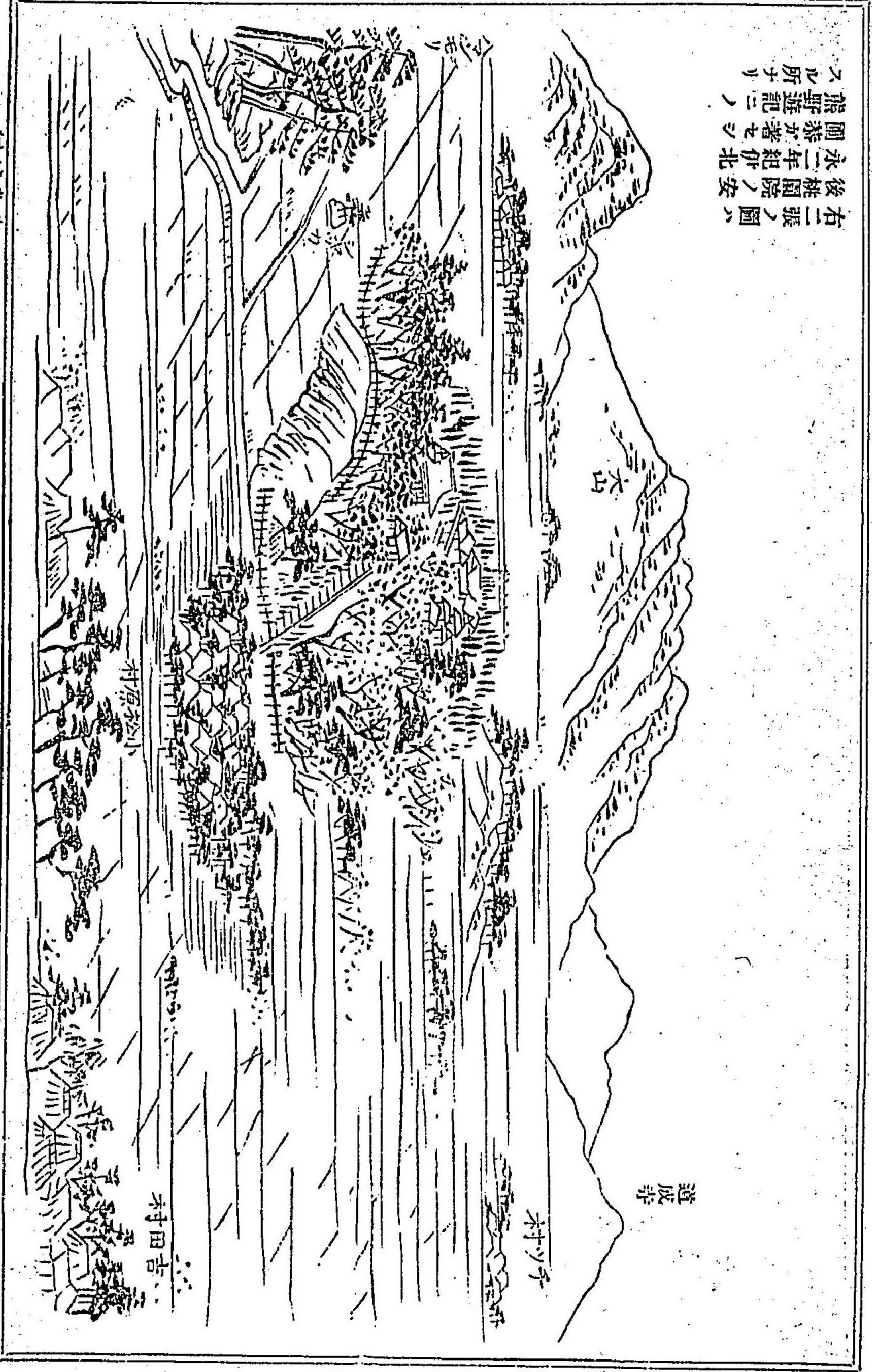




日高川
 一日天田川大和
 十津川ヨリ分流ニ
 シテ四十八里ニ
 シテ海へ入ト云
 此圖ハ南岸天田
 村ヨリ日高ヲ順
 望テノ景象ナリ

道成寺十水

右二張ノ圖ハ
 後桃園院ノ安
 永二年紀伊北
 圖卷ガ著セシ
 熊野遊記ニノ
 スル所ナリ



道成寺十水

同小異ナリ書韻古雅ナル事ハ實ニ三百年上ノ者ナリ
 弘賢按に鐘銘及び此二書道成寺を文武天皇の勅願
 といへるは何も寺傳に據し成べし然れども勅願な
 らば正史にしろざるべきを續日本紀に所見なく伊
 呂波字類抄にも記さざれば扶桑畧記にも所見なき
 成べしされば勅願といふは信じがたし殊に紀大臣
 道成といふ人も不審なり文武天皇の朝の大臣は左
 は多治比真人島右は阿倍朝臣石上朝臣麿すべて三
 人にて道成といふ大臣あることなし大臣の二字も
 し傳への誤にもやとおもへざ紀氏系圖にも所見な
 し續紀全編に道成といふ人二人あれども一は巨勢
 朝臣一は高田道成なりいづれも桓武天皇の朝の人
 にて其官祿も下れる人なれば私にかくばかりの大
 寺を建立有べしとおもはれずいといふかききこ
 となり又おもふに道成二字は人名にはあらで佛典
 より採りしにも有るべきにや

紀伊國日高郡吉田村

鐘卷道成寺縁起

抑紀伊國日高郡吉田村道成寺と申は人王四十二代文
 武天皇の御建立にして本尊は御丈一寸八分閻浮檀金

の千手觀世音菩薩海中より出現し給ふ處の靈像にて
 殊に蛇身化益の御誓靈驗新にましませば都鄙の參詣
 常に絶ず境内廣大にして本堂樓門庫裏回廊鐘樓經藏
 甍を並べ莊嚴また金玉を鏤め凡一千百餘年の星霜を
 ふるといへども依然たるは實に是關南第一の靈場な
 り其來由を尋るに古へ此邊りに正八幡宮の社ありこ
 の社と道成寺との間二三町の入江にして九海士の里
 と呼て九人の海人住めり或時海中に光りものあり蟹
 人恠みおそれて近よらず一人の蟹不思議に思ひて光
 る處に至り海底に入りて探り求るに終にこの赫奕た
 る靈像を得たり蟹人奇異の思ひをなして土生といへ
 る處に柴の庵をむすび安置し奉て朝夕の恭禮いとね
 んごろなりければ或夜靈像蟹人の枕上に立せ給ひて
 曰汝我にいのる事他事なし汝心に願ふことあらば申
 べしと蟹人夢中に答へ申やう我別に願ひ申すことな
 し只一人の娘を持侍るが今に至りて頭髮生せずあは
 れ大悲の佛力を以て頭髮を生せさせ給へと渴仰する
 と見て夢覺たり奇特なる哉翌日より娘の黒髮生じて
 丈に餘れり蟹人歡喜して其髮の落一筋にても人に踏
 せじと拾ひて則樹の枝に置けるを雀來りてふくみ去

妃嬪もおはしまさざりしよしなれば海士の子を后に
 立給ひしと云ことは跡かたなきそらごとなり

安鎮略物語

道成寺縁起に付て一ツの物語あり人皇六十代醍醐天
 皇の御宇奥州白川といへる處に安鎮と云る僧あり常
 に三熊野を尊信し山伏の姿となりて同國室の郡真砂
 の庄司が許を宿として毎年此處に宿りけるこの庄司
 に一人の娘あり名を清姫と呼て未だ幼稚の頃より容
 顏麗しく殊に伶俐なりければかの僧いと惜みて戯れ
 言などいひつゝ後には妻となして奥州へ具し行んな
 ざいひけるを娘は稚き心に誠と思ひいと嬉しげにて
 いなむ氣色もなかりしは惡縁の初とこそ後にぞ思ひ
 しられるる扱延長六年八月の事なりしに例年の如く
 庄司が許に宿りけるにかの娘夜更人靜りて安鎮が閨
 に忍來て言やうわらははもはや今年は十三歳に及べり
 いつまで斯て置給ふや此度は是非に具して陸奥へ下
 らせ給へとかきくごきて申にぞ安鎮はよしなき戯ご
 とをいひしことと後悔すれご色にも出さずひごま

り遙に帝闕に至り紫宸殿の軒端に巢を喰たり或時帝
 御覽ありて女の髮筋雀の巢よりたれて地上に届きた
 る事不思議なりとてかの巢を取らせ見給ふに女人の
 黒髮に紛なし則この髮の主を尋よとの宣旨ありて普
 く國々を尋求るに終に紀伊國日高郡吉田村九海士
 の里に至りかの髮主を尋得て都に歸りその由奏聞し
 ければ則娘を召れけり世に稀なる美婦人也ければ后
 の宮に備へさせ給ひけるしかるに后宮雨ふる日には
 必玉顔に涙をたれて物悲き風情に見え給へば帝怪み
 其故を問給ふに后對て曰我古郷の柴の庵に安置し奉
 る觀音あり雨の日は庵室漏て濡させ給はんことを歎
 申なりと始終を語り給へば帝御感ありて扱も難有佛
 鉢哉さらば一字を経營參らせんとて紀の大臣道成公
 に仰て七堂伽藍を御建立有て天音山道成寺と號しか
 の靈像を安置して九人の海士人をも神に祝はせ給ひ
 九海士王子と崇て今も吉田村に宮居有りて例祭絶す
 諸人は是を尊敬すと云々(弘賢曰これは文政元年回向
 院にて開張の時印行して弘めし所なり文武天皇の勅
 願にあらざることはずに上に辨するがごとしこの
 みかどの御后は淡海公の一女藤原宮子と申奉り外に

つたばかりで見ばやとおもひければいかにも今年は具して下るべし去ながらいまだ参詣を遂げざれば必下向を待たまへ伴ひて奥州へ下らんと言ひすかして明れば庄司が許を立出るに娘は門送りして一首の歌を詠す

先の世の契りのほどを三熊野の

神のしるへもなごかなからん

と紙に書て出しけるに安鎮心の内にはおそろしと思へど返歌なくんばいかれることもやとおそろく

三熊野の神のしるへど聞からに

猶行末の頼もしきかな

と詠して頓て下るべしと云捨て別れけり夫より娘は指を折て安鎮が下向を待てども歸來らず餘り待たて外も出て行ともなく歸ることもなく吟ひ行に先達とおぼしき老僧等に行逢たり娘問ていふやうみづからが尋る人は若き僧にて侍るが手箱を取て逃候がさやうの僧に逢給はずやといふ老僧のいはく逢たる僧のありしが夫れば七八町跡なりといふ今一人は十二三町も過つらんと答ふるに娘思ふやう扱は我をたばかり逃げたるならんいつく迄も追付んものをとつばや

きつゝ飛がごとく追行そのさまいと怖く旅行人も是を見て扱も凄じき女性のけしきかななにゆへかくはいそぎ給ふと口々にいへど娘は耳にも更に聞入れず追かけゝる夫より切目川と云るを打渡り上野といへる所にてやうやく追付聲を掛けるに安鎮心中に權現を念じ欲知過去因果見現在果欲知未來果現在因果の四句の文を唱へ爰を詮と逃げたりける此文の功力に依て娘の眼くらみて石に腰をかけ息を休て居たりしに領より上は蛇となりて腰掛たりし石もくぼみしと也娘は天田川迄追來るに渡守は安鎮に頼れて渡さず娘いよゝ怒り川へ飛入渡りける時ははや惣身蛇躰となり渡越て夫より道成寺に至り安鎮が足跡を嗅で終に安鎮をかくせし釣鐘を見付て七巻まきければ鐘は湯と成て安鎮も死灰と成蛇は則道成寺を出て入江に沈み死しけるとなん此物語は三歳の童子も能知る所なれば略して具に記さず殊に鐘樓の場に至りては謠曲に作り今様に諷ひて劇場の舞臺に顯然たれば見ん人は彼を通はしてその真偽を正し給へと云(弘賢曰是も文政元年の印行なり安珍を安鎮と書るは據なきことなり奥州の僧といふことは謠曲にはじめてみ

えたり女を眞砂の庄司が女といへるも謠曲にいふ所なれ共これも據なしさて奥州に安珍の子孫なりといふ修験者有て年若き程は紀伊の國に行ことを禁ずといひ紀州に眞砂の庄司が子孫とて長子はかならず女子にて聲をとり生るゝ子もまた女子なりかくして世世女子に家をつがすその女子いつも姿色有なごいふことはまことにや信じがたき事なり疑ふらくは謠曲行はれてより附會せしにはあらざるか謠曲道成寺は觀阿彌の作なりといへば應永頃いできし物なり虎關釋書をたてまつりしより七十餘年のちなり

道成寺考附録

琉球國にこれに似たる事あり中山傳信錄卷第二(重陽宴)云第一爲老人祝聖事第二爲鶴龜二兒復父仇古事第三爲鐘庵事中城縣姑場村農家陶姓有兒名松壽年十五歳白晝端麗至首里從師一日行至浦添山徑中向昏黑持一竹竿點地行見燈求宿乃一獵家父出夜獵止一女年十六頗妖麗留宿挑

之松壽坐睡不許強擁之松壽拂衣起女羞且怒持獵具欲殺松壽松壽走女逐之山曲有萬壽寺主持僧普德頗有行松壽奔入號救四顧無隱處僧伏之大鐘内令三徒守鐘傍女至三僧戲勸逐之女不得松壽仰哭如癩出門去僧啓鐘有聲女還奔入方欲爲惡忽披髮改形入鐘内普德與諸僧繞鐘咒之女自鐘倒垂首出見鬼面一手一叉下擊諸僧僧咒不已寺外大雷電女化魔走出不知所在(世に行はるゝ俳優の道成寺によりて造りしにや其本末猶考ふべし)

新吉原町定書

一吉原町出火之節自然と遊女屋に参り働いたし居火元は立寄見廻り不申様成行候間未熟之儀も有之小火も大火に成り甚不束之至向後右躰に候得ば人足は暇遣し其遊女屋茶屋は爲過怠十日商賣爲相止戸びさせ可申事

一前書抱人足驅付人足法被股引隔年に相渡し冬春風烈き節は抱人足之分町内限り自身番屋に爲相詰可申事

一右之通火消人足手當いたし候へば最寄田町邊龍泉寺町邊出火吉原風下之節は右火消人足指出消防爲致吉原内出火之節は御差圖無之とも右最寄町火消人足之儀も欠付消防に相懸り候様仕度趣今度御願申上候いづれにも吉原町人足之義前書之通相究出精相働可申事

一遊女屋井茶屋共之内にも銘々抱人足共前々より手當致し有之候間仕來之通いたし法被半てん等差遣候共以來前書町内火消抱人足欠付人足紛不申様染

色印等に至る迄分ヶ置勿論右遊女屋茶屋人足之儀も風上風脇之分是迄之通成丈ヶ火元井風下へ相廻し消防並飛火防爲致可申事

但同町三谷町其外最寄に罷在候駕籠入口のもの共儀畢竟吉原町に附家業いたし候に付出火之節は早速懸付水の手等世話爲致可申事

一出火之節遊女共爲立退方之儀は兼而最寄之場所其外寺院等方角敷置家内男女井平生立入候諸商人諸職人等へ兼て申談置欠付次第附添風筋見計大門口其外拾ヶ所之用心口より爲立退無怪我之様常々心懸可申事

一諸御觸之儀外町並之通名主より支配限月行事申渡又は家主銘々井品々寄店々之者壹人別にも申渡請印取置候之儀も有之候得共猶以末々迄行届候様取計可申事

一人別之儀毎年四月人数高書上同月人別帳仕立名主へ納置月々増減之人別相調候儀外町並之通聊無雇略取計可申事

但遊女名前帳前々より仕來候様名主へ差出置増減之儀其度々遊女屋より相届可申事

一御成之節淺草筋井吉原町裏通御場に相成候節は前日より町毎自身番の月行事井家主相詰名主一同相廻り前夜より大火焚候儀無用に爲致御當日明六時限焚火爲相止遊女屋に罷在候客之分曉七ツ時限差戻し二階窓れんじは勿論其外御見通し相成候場所へ切目張いたし都て二階に人一切差置不申名主は早朝五十間道へ罷出御徒士方御差圖受別而火元相改御通行之内大門へ出入差留候儀前々より仕來候通彌堅可相守事

附大川通木下川龜有橋場井千住筋御成之節も右に准じ相勤御通船之内大門出入差留諸事入念大切に相守可申事

一風烈之節其外共都て外町々見合自身番等相勤候節は別て入念相勤可申事

一大門番人之儀一町より一人宛揚屋町共六人宛外に定使番人壹人都合七人にて貳人宛晝夜代るゝ相勤候得共人数少にて不取締に付以來五町より壹人づゝ相増都合拾貳人に致四人づゝ代るゝ晝夜爲相勤可申事

但右門番人酒食等猥之儀無之様爲仕若不相用者

も有之候は、早々取替候様可致事

一惣て喧嘩口論等之儀吉原町之者是不依何事堅相慎可申候併他所より晝夜諸人入込候場所にて別て燈籠俄等之節は格別賑ひ候に付自然喧嘩口論又はあばれ者等有之候は、自身番へ相詰候家主其外抱人足井前條に有之候店廻之者共早速出合取鎖若怪我人等有之候は、手後れ無之様手當いたし可成丈無事之様取計可申候然共流重く候哉其外難相濟筋は町法之通御訴可申上候事

一御當地町々陰賣女之儀は古來より當所之者相調御訴申上候仕來にてたごひ當所より御訴不申上外より顯れ御吟味に相成とも其節陰賣女之儀は當所名主に御預被遊候に付其御手當いたし召連罷歸候上於會所五町順番にて當番町之者人数を仕分ヶ當人名前を以圖取にいたし町毎に圖に當り候者を引取其町之遊女屋に是又順番に預り入用は町人用或は其町限之溜金を以出金致來候儀に有之尤御吟味落着之節女共三ヶ年當所へ被下置候得ば町毎冥加金入札にて女共引取右冥加金之儀は遊女屋世話役之者へ預置溜金にいたし以後右躰賣女御預中之諸入

用は右溜金を以仕拂過金之分は毎年十二月惣地主へ割符いたし候仕來に付猶向後書面之通相守一町限勝手合之儀決て致間敷事

附右賣女共之内病氣にて引請人無之分は町内限居處手當いたし療治を加へ當人共難義不成様養育遣可申事

一前書賣女之儀三ヶ年を経銘々引受人相調御掛り御番所に申上候處其節身寄引取人も無之分は名主引受にて其町之厄介いたし追々身分片付ヶ遣候儀に付右入用も前條に有之溜金を以差遣し若入用不足之節は是又仕來之通其町々町入用にて仕拂候儀聊申分無之事

一遊女屋共遊女召抱候節口入之者申參候は、勾引筋之儀無之哉相談不取極以前其遊女屋共より内々外手筋を以當人出所并實子養子之譯其外身寄之實否請人人主之住所身分等相糺召抱候上名主方帳面に記置可申候勿論年季之儀は前々申合之通貳拾ヶ年以下を限可申事

附女街中繼之儀去丑年四月中御停止被仰付候に付同五月伺之上其節より請判有之分追々遊女身

寄之者引受其者より主人方別紙證文取之年季明之節右判人の不引渡身寄之者へ引渡し遣し身寄之者は主人方にて世話致遣候筈に有之且又新吉原に有之候女街之儀は中繼は無之遊女奉公人口入頼來候得ば遊女屋に連參尤奉公濟致候得ば請狀に右口入之者加印いたさせ候得共以來右加印不為致口入而已為致候筈に御聞濟有之候事

一右新吉原町に罷在候口入之者之儀人數限候ては株之様にも相聞候に付人數は不限株賣買杯と申儀不為致非不正のもの猥之儀等無之右渡世筋之者より自法證文名主方に取置毎月一度宛右證文之趣申渡請印取置候儀に有之候然る處當時近邊外町に罷在候者も有之不取締に付吉原町に為引移左も無之とも口入之儀相斷自今以後尙以口入之者吉原町住居に相限若不正之儀及見聞候は、無用拾取計口入不為致儀は勿論之儀其品により御訴申上御吟味受候様可致候

一遊女共之儀病氣之外他所に差遣候儀一切不仕儀に候處之居見物又は遊船などに遊女差遣候遊女屋も有之由先々にて不埒成儀も可有之も難計依之自今

以後古來格式之通遊女共猥に他所出之儀不致様致度若相背候もの有之候は、召連御訴申上候様いたし度旨享保十四酉年九月大岡越前守様町方御勤役之節名主又右衛門庄左衛門御願申上候得ば同月廿七日御内寄合へ被召出御詮儀之上遊女共圍より外へ出し候事不宜候間遊女屋共へ可申聞旨被仰渡言上御帳に御記被下置候儀有之候間彌右之趣相守圍より外へ差出候儀致間敷候事

附遊女病氣等にて醫師へ遣候節は名主より申上吟味を受候上名主切手を以指出馴染之客宿所は勿論中宿等にて立寄申間敷候

一遊女病氣之節主人方にて養生致し候は勿論之儀に候得共日々客等入込混雜致候に付最寄外町等にて補理候別荘に遣し置養生致候儀も有之候間右跡之節は名主へ申出糺之上切手を以遣し快氣次第早速引取候様可致畢竟病中之為養生下宿為致候譯にて致來候間相止候ては差支可申に付自今以後相互に心附右別荘に馴染之客は勿論他之者も一切入不申聊猥之儀無之様可致候事

一遊女衣類之儀古來相定之通何品にても紺屋染相用

金銀之糸入候地合織物錦天鷲絨は勿論惣縫金銀之摺箔共決て不相用糸綱裾模様に限其外何によらず格別花美無之様追々古風に立戻候様心付可申事

但伊達紋之儀も無地物にて大サ曲尺差六寸限に可申付事

一禿衣類之儀も右に准じ可申事
一夜具之儀も御法度之品は不申及金銀之糸交候織物錦天鵝絨之類決て不相用敷之儀は三ツ以上不相用惣じて格別花美不成様可致事

遊女髪之飾物櫛壹枚筥本簪四本耳搔貳本之外為差申間敷趣に有之候處追々猥に相成候に付向後櫛貳枚筥耳搔共都合七八本に限其餘數多取飾候はば遊女仲間へ取上候事

一家作之儀美麗に不可致段前々より仰出有之候間急度相守別而三階躰之家作不仕金銀張付同減金物等無用に可致事

但家作三階躰之儀は此間早々相直し軒高サ壹丈八尺限其餘高き分追々修復之節相直可申事
一屋根之儀は柿葺大屋根にて別而火事之節は不宜候間古來都而家作三間梁より大く致間敷候御定に付

當時有來之分は是又普請之節三間梁に限可申候
一吉原町圍外見通目隠板之儀以來共無等閑相守可申候

一先年より遊女身揚りと申儀有之是は祝ひ日愧敷故主人相對之上身揚いたし其日は勤爲休右揚代金多分遊女共之手前より爲差出或は貸にいたし且又祝日にも不限平日も身揚いたし候之儀右は年來の仕癖に相成候間遊女共致難儀且年季明身分片付兼候類も有之候間遊女共身揚之義相止可申旨兼々申合置候通以來一統相止可申事

附遊女屋之内無據遊女共を懲しめ仕置致候も有之勿論身賣之儀に付仕置も不致候ては取締有之間敷義とは乍申祝日等に客來無之とて非道之折檻いたし或は家々により部屋持座敷持之遊女共より宿賃同様出金爲致又は疊替等遊女共入用にて爲取賄候向も有之勿論古來は客少々不向成遊女は下女働に仕業爲致候由に候處繁昌に隨遊女之身にて下女並之働いたし候を愧敷存遊女共より給金之割合を出し主人方へ下女奉公人爲召抱候様成行尤當時右躰無之候得共間々古風相殘座

とも無用に致し井客等も下男下女へ五節句其外心付等可致無用事

一遊女年季中諸入用之儀主人方より取賄可申旨井遊女年季明迄之仕着せ物は何によらず其遊女に爲取暇出し可申候貞享四卯年中も定證文有之候得ば前條之仕義故年季明候ても處々之借金多く身分片付兼候も有之候間以來遊女屋申合何れの遊女共立行候様取計遣し可申事

一遊女共年季明にて受人方へ引渡候節身寄無之女にて別人方へ爲引取候儀迷惑之由申立候は、卒爾に不引渡其趣意に寄當人不及難儀様取計遣し可申事但引取候もの無之候は、前々より仕來之通其主人方へ厄介に致し置可申事

一馴染來候客にても遊女屋へ預物等致間敷候
一藏替と申遊女懲しめのため其外勝手に付外遊女屋へ遣候儀有之候右藏替譯立候儀にて當人判人共承知も無之もの非道之取計致間敷事
一突出し又は新造出しと唱へ新に遊女を仕立出し候中には遊女屋抱之内名高き遊女を姉と唱へ右新たに出し候遊女は妹と唱へ都而衣類髪髻者不申及諸

敷代杯と申名目社無之下男下女の遊女より五節句二季爲祝儀夫々出金いたし候に付主人より給金之出分少く左候得ば遊女より給金之割を取候も同じ同理にて古風を引候も當時に取候ては自己の勝手合にて不宜儀に付是等は將來にても相止可申候且又祝日其外遊女身揚いたし候得ば其遊女は働者之様に申成し外並より取扱方よくいたし候向も有之此儀一旦は遊女之勵みにも可相成哉に聞へ候得共自然と身詰りに相成年季明身分片付之障に成候趣粗有之畢竟遊女奉公之儀は多分親共當難のため無余儀身賣いたし候儀にて實々主人之慈愛も無之候ては身分難立行次第に付身揚いたし候を其儘にいたし或は宿賃同様之出銀爲致候之儀も有之候ては不仁之沙汰にも相當既に遊女屋向之儀は一圖に薄情にて非道之取扱致候様世情風聞歎ヶ敷儀に付右等之趣末々迄無相違相心得可申候尤も遊女共不勤か心儘之儀も有之候は、急度申付如何様とも致論いたし遣し可申事

一毎年七月遊女共より抱人足仕着等遣し候義内抱候

入用式姉女郎より取賄候向も有之候此儀は仕來とは乍申右入用金はいづれも馴染來候客より申受候儀に有之候得ば右は遊興之余りにいたし候事故自ら入用際限も無之其思義に寄り客の身の上にも抱り旁渡世筋永續を考候得ば甚不冥利之儀に付向後右新たに候遊女衣類四季世とも其節々三通に限可申且又茶屋藝者等大勢連歩行候儀は不致筋物杯は決而無用に仕井附金と名付目録配物振廻等も手輕に取計下男仕着せの儀は木綿にいたしやり手女へは絹太織に限り可申事

一馴染來候客外之遊女屋へ參候節吉原内途中にて馴染居候遊女ども其客を見當て候得ば無理に連參幾日も留置尤右躰無躰之長留いたし候に付ては新造遊女數多附置其遊女共之揚代金も不殘爲相拂思義に寄り客之髪どもを剪其外法外之儀におよび其上夜具衣類等爲拵候なご是等之儀客之身分に寄株録にも抱り難義迷惑之儀に付享保十一年年證文之通自今右躰不法之儀仕癖相止若客之内馴染候遊女の對し不義理の筋も有之候は、神妙に茶屋に懸合譯立候様爲被扱可申事

一茶屋舟宿等は引手と唱へ遊女屋より揚代金に准じ口錢同様金銀差遣候儀近來粗有之よし此儀外渡世とも違ひ口錢同様之取計可致譯にも無之に付向後右躰之儀堅無用にいたし其外音信等致間敷候事

一惣花と申客より遊女屋召仕共々爲惣祝儀と金子遣候儀間々有之候之處遊興之儀とは乍申近來別而過分に相成候間自今成丈手輕に取計手重之儀無之様可致事

一茶屋案内なき客之分兩三度におよび候は住所承置様子次第身元相調可申事

一揚代金之儀は都而現金に可致儀にて茶屋より案内有之分は右茶屋より直に可受取等之處馴染來候客有之茶屋は右茶屋遊女屋と相對之上十四日拂或は晦日拂に勘定いたし候も有之候處右日限に至勘定不埒明未熟之茶屋も有之度々及催促候得共彼是申遊女屋へ對し不法之挨拶など致候も有之旁近來別而等閑に相成候間自今揚代金不埒明向は其段名主に相届遊女屋仲間一統張札差出客案内差留可申尤揚代金之儀は相慎何分相對にて取立候様可致事

但本文之通揚代金滯不埒明客案内差留候茶屋を

内々に案内爲致候遊女屋も有之候は過怠として右滯金右遊女屋より爲辨可申事

一遊女屋召仕やり手井客廻之男近來風儀惡敷金銀申受候事のみに懸り不埒之勤方いたし不奉公之儀も有之趣に付自今急度申付遊女屋相互に心付相調若心得違之者も有之候は暇遣し吉原町住居奉公も相構可申事

附客廻し方男之儀風俗かふごうにいたさせ綿服之外着用不爲致遊女送迎等之節不作法之儀無之様可致事

一新規茶屋名題之者は前々申合之通行狀見定之内其年より三ヶ年之間揚代金現金拂に爲致延勘定相對にいたす間敷候事

一遊女買揚候客藝者呼候得ば遊女屋方にて失却雜費も相應迷惑に付遊女屋仲間近來熟談申合之上藝者一組に付新造遊女一人宛附候得ば稀には藝者長座いたし候節は直に新造と號猶又遊女差出候向も有之哉是等之儀決而致間敷儀にて兼而申合候通藝者一組に遊女壹人を限可申事

附重立候遊女買揚候得ば新造遊女多く右遊女同

様爲買揚候仕癖も有之哉以來重立候遊女にても新造三四人に限其以下右に准じ可申事

一吉原町他處より新規店持候内には御府内外町々に有之候隱賣女渡世向所縁之者共も有之以前は隱賣女之分は當處より御訴申上其所御捕方御役人方御越被成候に付右案内として遊女屋井町役人等罷越候處右之儀相洩賣女共逃去候儀なども間々有之右は賣女屋共より右躰所縁之者之内通のため右吉原町へ住居爲致候之儀等相顯れ且茶屋其外遊女屋へ附候渡世筋之もの共にも通候ものも有之旁不取締に付寛保四子年六月遊女屋町役人一統申談申上他所より新規に店持候者は店請人之外に吉原町家持より其元取極右請合證文は會所宛に相究候に付則會所受と號し其以來規定相守來候處此儀近來追追根に相成他所より隱賣女躰之渡世いたし候者共手輕に引越來若渡世おもしろからず候得ば其儘何れへ哉引越參候様成行自分住所も無之不埒之者共吉原町之内に不絶徘徊いたし甚不取締に付向後は他所より引越來候分前書に有之寛保四子年規定之通店請人之外吉原町家持哉又は身元儘成地借店借

之者受合人有之候は會所へ別證文爲差出右請合人無之者は決而他所より引越參不申様取計可申事

一遊女客有之砌揚代金不持合候共刀脇差何にても質物に取申間敷趣元祿三千年定證文有之處近來遊女屋小見世之内には見物様に參り金銀用意無之者にても引留遊女差出し揚代の代り衣類など留置候類も有之哉之趣に付向後右等之類急度相止可申不相用者も有之者無用捨渡世相爲止可申事

一吉原町質屋共儀遊女屋共より質物取置候處女子共之對談にて不束之仕方等も有之哉其上其品損料貸置損料取候に付自然と外色品代金之方滯有之候由以來相互に不法の儀無之様正路に可致事

附外商人にて内々質物取候も有之右は質屋共より損料にて借受候品を内々質物に取候族も有之哉之趣甚不埒に候間以來質屋仲間入不致質物取引いたし候者有之候は名主へ申立札之上下右質物無代にて爲取歸可申事

一質屋共儀是迄有來候軒數に相定拾人宛組合仲間相立紛失物は不及申右躰不埒之質物取方致間敷儀且外商人にて質物取候類之儀相互に調合猥に無之

様可致申合事

一吉原町商人共諸色直段格別高直に候趣相見候此段畢竟繁花之土地柄にて外町には隔り差懸り入用之品殊に遊女共は人差遣にも差支旁不得止事品々買取候事故不利益欲に迷ひ賣同様之儀も可有之哉因而以來諸色外町並相當之直段を以致賣買聊過分之賣値取間敷事

一吉原町最寄三谷田町龍泉寺町邊水茶屋船宿等遊女屋方は案内致來候儀も有之に付前々より遊女屋より懸合不審なる者案内不致右家業向に付ては遊女屋手に属候事故不埒之儀無之様書付差入れ有之候儀にて此段心懸可申處近來猥に相成不束之筋も有之候間前々より仕來之通書付取置猥に不束之儀無之様爲取計可申事

一吉原町に入込候夜商人之儀多分最寄に罷在候者共にて前々より人数相糺不埒之者不入様致來候處是又近來猥に相成紛敷候間以來人数極置商爲致可申事
但此節右人数相究候儀に付手筋を以一己之取計最負ケ間敷儀堅致間敷事

得其中には風儀不宜仕癖も有之不取締にて尤茶屋之儀は遊女屋に附候家業向に有之候處心得違之向も有之新規に茶屋等差出候者は外家職筋未熟之者にて殊に末々軒敷計殖候ても相互に渡世手薄に相成一同迷惑之筋に付當時有姿之軒敷相定候事

但茶屋名題札之儀は前々仕來にて名主より相渡有之に付今般右名題札相渡銘々引替相渡以來渡世相止め候者有之節は名題札名主へ相渡猶新規に相始め候者は右揚札相渡し猥之儀無之様可致事

一客之内未知る人にも無之者罷越遊女屋へ致案内候様申族も有之候得ば是等は馴染候客縁を以罷越申合候儀に有之不審成跡は不申及出處不愷成者客にいたし案内致す間敷事

附旅人之由申引合も無之客罷越候節宿所等承り引合置可申事

一客多く取扱候茶屋杯遊女屋より音信無之候得ば其遊女屋へは客送不申様にいたし音信等を受或は手引と名付け客送候度毎に遊女屋より金銀受取候儀以後相止め并附金と名付思義により遊女屋より少

一按摩取之儀も本文同様人数極置候處近來未熟に相成不入柄のものも有之紛失物等之儀も安心不致其上按摩取賃錢等過分に毎々遊女屋茶屋共迷惑之筋も有之候間自今立入候按摩人数調置賃錢もねだりがましき儀不申様究置可申事

一吉原町類焼之節假宅にて渡世いたし候得ば揚代之外も雜用も手輕に候間一旦は格別に賑ひ既に衰へ候遊女屋も類焼後却て繁昌いたし身上取直候向も前々より粗有之候に付毎度類焼之節未火鎖不申内向々假宅借受之對談に相懸り候儀も有之趣にて右等之類は自ら消防之方無精に相成家財取片付にのみ相懸り候故小火も及大火吉原町一圓之類焼にも相成可申に付向後は万一類焼に逢候とも相互に申合たごへ摸合にて成とも手輕に小屋懸補理吉原内にて渡世いたし可成丈外町假宅渡世之儀御願不申上様可致事

一町内に不幸有之候節其家計商賣相休其外諸親類縁者等商賣遠慮いたし候儀古來申合之通り可致無用事
一茶屋仲間之内前々より時々申合仕法等相極有之候

少宛目錄受來候處是また増長いたし候向も有之寛政三亥年中にも定連印致置候得共以來成丈相減じ古風に立戻候様致尤客へ對し無心中懸間敷事

一茶屋之内には客引留藝者等大勢引揚中には女藝者共客相對など申成し如何之筋も有之中宿等いたし遊女屋へは不能越類も有之趣にて遊女屋渡世之障り畢竟茶屋共心得違之事に候間以來茶屋共一統申合右跡如何之筋無之様堅相守たごへ茶屋にて藝者呼候客有之候とも聊紛敷儀無之様いたし若相背候は茶屋は遊女屋一統案内差留女藝者も差留可申事

附前々自法連印等いたし置候通客之内女藝者身受等世話致候茶屋并藝者共本文之通取計可申事
一女藝者不埒之中宿いたし候兩隣之茶屋も申合不行届儀に付爲過怠一日商賣爲休可申事

一遊女屋揚代金之儀は茶屋案内之分は早速受取遊女屋へ指出し可申縦相對有之候共毎月十四日晦日勘定無違滞相濟し可申候若不埒明候は前條に有之趣遊女屋へも案内差留候趣茶屋一統相心得若右跡之儀有之候は堅相慎可申事

一揚代金之儀は茶屋引受に相成若不埒明出訴之儀も有之候得共揚代金之儀は外貸借とも違恐入候儀に付兼而心懸余慶之金子貸不申様其外勘定いたし成丈及出訴不申様可致事

一惣茶屋之内にて世話役之者十二人相立來候間自今以後右世話役之者諸事致世話前條之趣無違失相守茶屋名代札之義仕來通毎月一度づゝ改を受茶屋錢差出し可申事

但右茶錢之儀は寶永二酉年中定之通會所入用手代給金等之入用に相成可申事

一吉原町男女藝者之儀前々名主より札相渡稼爲致候處十七年以前安永八亥年中角町家持正六儀新吉原町附日本堤土手聖天町角四角寺前より御傍示杭壹丈二尺馬踏五間築立衣紋坂下より御高札塚前通五拾間道井大川口際迄地形一式但石橋より大門口迄之間道造り井吉原町四方惣下水浚柵堰板修復水道尻に有之火之見番人給分仕拂右入用手當吉原町之内男女藝者遊女屋抱素人抱井自分稼之儀は其當人より證文取置厩口引受男女藝者札數永々百枚に相極名題札相渡以前名主より渡置候名題札は不殘引

上稼爲致候旨吉原町名主町人共一同對談相極爲取替致證文置候通以後人數名題札之儀は定之通に枚に相究右之高に限不相増様に致可申事

一藝者共勤方之儀井身持不埒有之候ては吉原町一同商賣跡之障にも相成候に付兼而正六方より嚴重に申付候得共猶以相聞之衣類之儀も御法度之類は不致髮之餅は成たけかふどうに爲致櫛簪とも二三本に限格別目立候儀無之様いたし茶屋より藝者をやこひ門外へ連可參と申客有之候共差出不申様井女藝者組合相定其組之世話人相付万一客の通ひ合不埒之儀有之候ては遊女屋の妨に相成候譯に付不埒之筋合無之様致吟味且又男藝者遊女と通ひ合或は遊女馴染にて客を外遊女に取持など無之様いたし若男女藝者共相背候は稼差留可申事

一前書之通正六儀男女藝者引受余分も有之候に付年年土手又は下水修理等いたし井近邊御成之節道繕人足掃除人足等も差出候得共今般爲冥加前書之通火消人足人數之内三十人分給金其外入用とも一己に請持候儀に付出火之節は自身差配いたし消防可申事

一吉原町駕籠之儀は御尋者之節調へ手筋にも相成候間是迄定有之候入口之者より駕籠昇候者へ手輕き木札渡置無札のものに駕籠昇せ申間敷候尤駕籠昇人數相極候には不及手狹に不成様いたし札錢など取立申間敷其外諸事前々證文之通無謂過分之賃錢取申間敷旨彌相守且又吉原町出火之節は入口之者右札持候者を召連早速懸付飛火消防可致事

一吉原町髮結之儀は寛政五丑年相定候證文之通持場所弟子人數等之儀迄以來猥之儀無之様申合諸事町内に相隨相勤可申事

右之條々今般仕法相定後來之規定相究候間遊女屋は不及申茶屋其外吉原町一統無違失相守若不相用者も有之候は衆評之上仕來之通其者家業爲相止可申候勿論吉原町之儀は古來より遊女渡世御免地所被下置追々繁昌致候儀に付古來よりの條留等も有之候處處々類燒之節燒失も有之今般前書之通古今を増略いたし候上は格別其外不取上儀容易に取用申間敷候且又吉原町家持之内にて前々年寄役相立置俱に取締等取計來候處近來年寄名目之者相減罷在候に付今般一町一兩人づゝ年寄役相立候間一

統申合相互に無怠慢町内其外共相辨候様可致候井家持遊女屋其外共畢竟遊女之儀故人情輕薄にて身上向手廻候者は分限を忘れ奢修之儀有之其外地借店借等に至りては欺傍候之類も有之自然と若輩者等辨も無之様風儀押移り幼年者等も生立も惡敷相成候儀に付年寄共居町他町之無差別一躰申合物每無造作に一己之趣意不相立家持は不申及遊女屋其外共心緒教諭いたし其渡世向人々難義に不相成様を心切に心懸不義之儀相改候様いたし追々正路に相成候上は猶以永續之基に付一統厚相守可申候爲後證連判致置申候處仍如件

寛政七卯年十二月

前條之趣今般仕法相調後來之規定相立候趣一同相違無之候因茲與印致置候

覺

- 惣花 一金參兩也 大見世
- 同 一金貳兩也 交見世
- 同 一金壹兩貳分也 貳朱見世

惣花 河岸見世

一金貳分也
新造附四人限
夜具三ツ蒲團に限
身揚請合無用

芝居町御觸書

(慶安元年子七月十日御觸連判)

一此以前も如申付候衆道之儀に付無躰成儀堅御法度に被仰付候間違背仕候は、穿鑿之上急度曲事に可被仰付候事

子七月

(慶安二年丑三月)

差上申手形之事

一前かごより被仰付候通少もおごり申間敷候
一踊子役者に至迄何方より呼に参り候共乗物あんなに乘申間敷候若乗候共横合より申上候は、急度曲事に可被仰付候爲後日手形差上申候依如件
慶安二年丑三月

堺町上るり

薩摩

同 七郎左衛門

同 外記

同 源太夫

同 五郎右衛門

同 茂兵衛
枕返し 善次郎
同 武藏

(慶安五年辰六月廿七日御觸連判)

一此度若衆歌舞御法度に被仰付候に付町中にて歌舞妓子之様成悴抱置金銀を取苦界爲致申間敷事
一町中にてばいた女前々より御法度に候間抱置申も
の候は、女をば不及申其家主迄急度曲事に可被仰付候事

辰六月

(承應二年巳五月十一日御觸連判)

一頃日町中にて衆道之出入有之候跡々も御法度に候間衆道之儀申懸候者有之におゐては申懸候者迄急度曲事に可申付候若左様之不法者候は、町中之者随分異見申承引不申候は、早々御番所可申上候事
一前々より如申付候ばいた女抱置ありかせ申間敷候若隠置候もの於有之者其者急度曲事に可申付候家主之儀も穿鑿之上急度可申付事
巳五月十一日

(明曆元年未五月御觸連判)

一跡々より御法度之通狂言盡御大名御屋敷方に御呼候共伺公仕間敷候勿論衣裳結構成物著せ申間敷候其上人多におごりたる狂言仕間敷事放下御屋敷方に被召呼候共放下之外歌舞妓のまね島原之舂少も仕間敷候狂言盡のものたごへ一兩人御屋敷方より御呼候共罷越島原之真似仕間敷事
未五月

(寛文元年丑十二月廿二日御觸)

一諸見物芝居物仕候者は堺町葺屋町木挽町五丁目六丁目此所にて可仕候自今以後他所之町中にて堅仕間敷事
一勘進相撲前々より町中にて御法度に候間彌其旨相心得町中にて爲致申間敷候附めつた的町中にて爲仕申間敷候
一勸進能仕候者於有之者町年寄方迄相斷可申事
丑十二月廿二日
右御觸町年寄衆にて月行事致請判候

(寛文二年寅正月十八日申渡)

一堺町葺屋町木挽町五丁目狂言盡仕方舞せつきやう

のもの共銀之杖突其上唐織など著し奢申候間自今以後左様之風情仕間敷事
正月十八日

一野良共乗物にて方々ありき候由被聞召候間自今以後馬駕籠惣てわきありき仕間敷候事

一葺屋町河岸端に罷仕候壹錢茶屋向後置申間敷事
正月十九日

一野良共宿方々に有之吟味難成候はん間堺町葺屋町ないし木挽町五丁目之内早々宿替可仕候彌仕形舞せつきやう狂言盡之分屋敷方は不及申町方にて一切脇ありき仕間敷事
正月廿日

右四ヶ條奈良屋にて其町々名主月行事并勸進本に被申渡候
(寛文六年午六月十一日御觸町中連判)

一町中に似せ野良をこしらへ付髪裝束など致持參方方々參又借裝束などにて狂言致させ候由相聞候自今以後改之左様之者於有之者捕可差出候若脇より相聞候は、大家五人組可爲曲事者也
午六月

(寛文八年申三月御觸)

一堺町木挽町見せ物不可結構并惣役者衣類絹袖木綿可著之但舞臺衣裳者平島羽二重絹袖可爲紺屋染物紫裏紅うら紫頭巾縫類停止之事
附舞臺にて縮緬木綿之幕不苦
但紫縮緬者無用之事
一人形裝束不可結構何にても金銀之押箔可爲無用事
但大將人形計るばし金銀不苦事
一堺町木挽町野良舞臺之狂言仕廻奉公人と不可出會尤雖爲百姓町人猥に參會長座爲致間敷事
附棧敷に幕簾彌懸ヶ間敷事
申三月

右之通向々の御觸有之

(天和三年亥二月十八日御觸)

一堺町葺屋町木挽町見せ物不可結構并惣役者人形衣類絹袖木綿麻布可著之事
附帶幕同前之事
右之通被仰出候間堅可相守之若相背者於有之者抱之役者は主人迄店借は家主迄家持者五人組名主迄急度曲事に可申付者也

亥二月

右者右町々の御觸

(元祿二年巳五月廿六日御觸町中連判)

一狂言芝居之野良并牢人野良又者役者に不能出候前髪有之者方々に遣し候由相聞候前々より御法度之處に不届に候向後何方にも彌以堅遣し申間敷候若相背何方にも遣し候は、其主人者不及申家主五人組店五人組迄急度曲事に可申付候間此旨堅可相守者也
(元祿二年巳五月廿七日御觸)

一堺町葺屋町木挽町之外に方々の芝居の出申候野良并牢人野良抱置候者有之由相聞候今日中に委細書付町年寄方にて可申來候若隱置重て脇より相知れ候は、急度可被仰付候間有休に可申來候
右之通町中相觸穿鑿いたし有無之返事早々今日中に喜多村役所にて月行事印形持參可申候少も油斷有間敷候以上
町年寄
巳五月廿七日
三人

右御觸有之江戸中野良有之所々より書上候處野良并主人親家主五人組名主翌廿八日甲斐庄飛驒守様

御當所の被召出江戸中之野良共不殘鬚之厚さ五分に剃おろし早々御番所へ召れ御目に懸可申尤向後野良之儀者御法度に被仰付堺町木挽町之野良者右之通り鬚剃おろし只今迄之通り芝居の出候分計御赦免之旨被仰渡其外のかげまの分皆々鬚剃おとし主人方給金は損金に致請人或者親之方へ歸候様被仰付重て野良に賣候は、曲事に可被仰付段御番所にて御證文被仰付翌日いと鬚に剃おろし御番所へ召連罷出懸御目申候

(元祿二年巳五月廿六日晝八ツ時)

一町御奉行所様より御使にて堺町葺屋町木挽町狂言座共表名題看板に有之野良役者ども銘々御書寫御歸り被成同日暮時町年寄樽屋藤左衛門殿へ右三町之座元井町内年寄共御呼被成町内に罷在候野良子供舞臺の出候分其外下地子供井田舎芝居の出候野良浪人野良共不殘其者之生園親兄弟請人所附書付可差出旨被仰渡候

一同六月十八日飛驒守様御内寄合の堺町勘三郎井野良子供年寄太郎兵衛葺屋町竹之丞井野良子供名主庄左衛門木挽町長太夫同町勘彌井野良子供名主彌

右衛門七兵衛被召出被仰渡候者前々より野良子供他所の罷出候儀者御法度に被仰付候所頃日猥に歩行其上役者之外に脇々に野良共數多抱置方々あるかせ候儀役者共乍存隱置候事不届に付此度急度可被仰付候得共御宥免被遊候自今以後脇々に野良抱置候者有之候は、不隱置早々可申上尤野良共他所に罷出候儀井手前の出合之客寄申間敷若相背候はば當人者不及申家主五人組店五人組迄曲事に可被仰付尤狂言座の罷出候野良者月代を糸鬚に剃ひろげ前々之通り相勤候様被仰付候自今以後野良子供抱申間敷旨被仰付其段御證文被仰付候

右之節田舎井宮地芝居の出候野良浪人野良下地子之分者主人手前御取放銘々親共に被下自今以後野良役者井香具賣之奉公に出し申間敷旨被仰付親共井受人の御證文被仰付候右野良之分月代糸鬚に剃ひろげ相渡申候

一同月廿八日飛驒守様御番所へ狂言座の罷出候野良子供被召出月代御覽被遊候

一八月廿四日安房守様御番所へ狂言座の罷出候野良子供被召出月代御覽被遊重て月代たて申間敷旨被

仰付びんの厚さ壹寸六分に定木御渡被遊候

(元祿四年未十月廿四日御觸町中連判)

一頃日町中にて藥賣へびをつかひ候もの有之半舍被仰付候へびに不限縱犬猫鼠等に至迄生類に藝を仕付け見世物に致候儀可爲無用生類をくるしめ不届に候若相背者有之候は、急度曲事たるべき由被仰渡候間此旨堅可相守候

未十月廿四日

(元祿七年戊七月廿六日御觸連判)

一前々も相觸候通り狂言芝居之野良浪人野良又候役者に出ざる前髪有之者井女之踊子かげま女方々の遣し候儀堅御法度之儀に候間向後爾右之者一切何方にも遣し申間敷候若相背右之者共何方にも遣し候は、見合次第捕之其者之主人は不及申家主五人組迄急度曲事に可申付者也

戊七月

(元祿七年戊七月廿八日被仰渡)

前々被仰付候通り狂言座野良子供之儀一座に貳拾人づ、井野良下地之子供拾人づ、座元計抱可申旨被仰付候通向後役者共方に野良井野良下地子供壹

人も抱させ申間敷候野良月代之儀前々被仰付候通剃さげ可申候勿論野良共之儀他所の罷出候儀者不及申出合之客爲致申間敷候役者抱候儀も七月より

十月晦日迄之内抱可申候

右之通堅相守可申旨此度被仰付候若於相背者加判之者共曲事に可被仰付旨座元家主五人組名主御證文被仰付候以上

戊七月廿八日

(元祿七戌年八月十一日申渡)

一堺町勘三郎葺屋町竹之丞木挽町長太夫勘彌井家主五人組名主樽屋藤左衛門殿の被召呼被申渡には先日にも申渡候野良子供月代之儀剃廣げ候様に申渡候處未剃せ不申候由相聞候間如前々月代剃廣げさせ可申旨被申渡候

(元祿八年亥八月廿四日御觸連判)

一前々相觸候狂言芝居野良浪人野良又者役者に不出前髪有之者井女之踊子かげま女方々へ遣候儀堅御法度に候間向後右之者共一切何方へも遣間敷候旨相觸候所に頃日少々外へも又者船にても右之者共出候由相聞不届に候彌以向後右之者共何方へも遣

不申勿論船にても堅出し申間敷候若相背者有之候は、見合次第召捕へ其者之主人は不及申家主五人組迄急度曲事可申付者也

亥八月

(元祿十年丑正月八日御觸町中連判)

一前々も相觸候通狂言芝居野良井浪人野良之儀御法度候間彌相守何方にも堅遣申間敷候若相背何方にも遣し候は、其主人者不及申家主五人組迄急度曲事に可申付候事

一狂言芝居の出ざるもの共大勢爲申合方々へ參役者のごとく藝仕候由相聞候間後大勢爲申合何方にも堅參間敷候若相背におゐては其者は不及申主人又者家主迄急度可申付候事
右之趣堅可相守者也

丑正月

(元祿十二年卯四月廿五日御觸)

一前々も相觸候得共女踊子彌抱置あるかせ申間敷事一堺町木挽町野良月額前々定有之候間兩町之野良彌以定之通撥うす可仕候兩町之野良脇々不遣候に付藝有之者常之町人に成り屋敷方へあるき候由

相聞不届に候左様之族一切無之様に可仕事

以上

卯四月廿五日

右御觸之上同廿八日町年寄に名主月行司參り請判致候

(元祿十四年巳十一月十一日御觸町中連判)

頃日はやり候こま堺町木挽町見物所にては格別其外こま廻し候者之分屋敷方へ遣候儀堅無用たるべし其外町中にてこま廻し候儀令停止候條尤商賣にも一切仕間敷候若於相背は可爲曲事候以上

巳十一月十日

(元祿十六年未四月十八日御觸連判)

一前々より相觸候に付堺町木挽町野良共は外へ不出候得共白人にて藝有之町人共組合屋敷方にあるき又踊子抱置爲致徘徊候由に付是又令停止候所頃々ゆるみ候様相聞不届に候向後左様之類於有之は當人は不及申家主井五人組名主迄急度可申付事
一惣てかわりたる見世もの等彌停止之事
一操人形之衣類美麗に無之惣て目立候人形之仕方等一切仕間敷事

右之通堅可相守者也

未四月

(寶永三年戌三月廿九日御觸連判)

一博奕仕間敷旨前々より度々相觸不用族は御仕置にも申付候得共又々頃日町中におゐて所々近在之旅人持集り致博奕候由相聞不届に候近日同心共相廻し博奕仕候者召捕可申候

一博奕之儀は人大勢集候儀に候間家主五人組も心付可申儀に候所其通り致罷在候段不届に候向後は町切に途吟味名主迄訴之又は直に奉行所にも可申出候若隱置外より相知れ候は、家主五人組名主迄可爲越度候

一狂言芝居之野良井浪人野良又は役者に不出前髪有之者方々致徘徊由相聞候前々より法度之所不届に候向後彌何方へも堅遣申間敷候若相背者於有之は其主人は不及申家主五人組迄急度曲事に可申付候右之條々急度相觸可申候以上

戌三月

(寶永三年戌六月十六日御觸連判)

一女踊子爲致徘徊間敷旨前々相觸候所近年猥に相成

不届に候向後女踊子彌令停止候井娘と申なし屋敷方町方へ遣し候儀も有之様に粗沙汰有之候是又右同前之事

一前々相觸候通り奉公人又は綿摘と名付遊女ケ間敷者彌町中に差置申間敷候事

一狂言芝居之野良浪人役者井白人にて致狂言もの方方あるき候儀制禁之所に又々所々致徘徊由相聞不届に候向後狂言芝居之野良彌以外へあるかせ申間敷候且又浪人野良浪人役者白人之由にて申合致狂言あるき候もの彌令停止候事

戌六月

(寶永四年亥二月十八日)

一堺町葺屋町木挽町芝居御成之日者相止候處御成終日は格別早々還御之節は還御過より芝居相始め可申旨今日松野壹岐守様御内寄合にて仰渡候事

(寶永五年子五月九日御觸町中連判)

宮地其外於所々芝居致座本候者井役者又は町人之内にて奉行所無斷只今迄は芝居取立候得共向後は右之者共月番之番所へ相斷指圖を受可申候若無斷芝居取立又は役者仲ケ間に相加り候は、急度

曲事に可申付候
右之趣町中可相觸候以上

子五月

(寶永五年子十二月十六日申渡)

一樽屋藤左衛門殿の堺町葺屋町木挽町狂言座四人地
主五人組月行事名主被召呼野良役者衣裳之儀毎度
被仰渡有之候處又々此度御奉行所より急度被仰渡
候間御法度之衣類堅著用爲致問敷旨被仰渡其段證
文被仰付候

(寶永六年丑七月六日御觸町中連判)

一狂言芝居野良 非狂言に不出前髪有之者外に堅遣問
敷旨前々より令停止候處頃日右之族方々々に參り藝
致候由相聞不届に候向後木挽町堺町野良子供は不
及申役者共又は白人にて藝致候者一切外に參問敷
候此以後於相背者可爲曲事候間此旨町中へ急度可
相觸候以上

七月

(正徳二巳年五月六日被仰渡)

一松野壹岐守様の木挽町狂言座長太夫被召出被仰渡
候者芝居狂言之仕舞夜に入候迄致候儀火之元無心

之可申事

一狂言幕に懸りあかりを立仕候儀堅無用に仕七半時
分に仕舞候様可致事

一狂言芝居近所之茶屋からく仕座敷々問敷儀一切無
用に可仕候只今迄有來候分も町奉行所可訴之吟
味之上可申付事

右之通急度可守之於相背者當人は不及申其町々名
主五人組迄可爲曲事者也

午三月

差上申手形之事

一私共儀狂言に舞臺に罷出候外見物之者機敷に御呼
又者茶屋等に御呼被成候共罷越申問敷旨被仰付奉
畏候様何様之儀にて御呼候衆有之候共或は機敷或
は茶屋等一切罷越申問敷候尤自分宅にも遊興之
客一切呼申問敷候事

一衣類之儀絹紬木綿を用ひ可申旨被仰付是又奉畏候
向後彌舞臺衣裳 非衣類共絹紬木綿之外美麗之物一
切著申問敷候事

右之通急度相守可申候若相背申者御座候は、何様
之曲事にも可被仰付候爲後日役者連判仕差上申候

元儀に候間向後暮六時前に狂言相仕舞候様被仰渡
候火方御奉行佐久間小左衛門様にも被召呼右同様
被仰渡候

(正徳四年午三月九日)

一中山出雲守様御番所の堺町勘三郎葺屋町竹之丞木
挽町勘彌 非右三町茶屋共被召出松野壹岐守様坪内
能登守様御立合にて向後芝居致方茶屋共住居等之
儀被仰渡御證文被仰付候右御書付寫 非御證文寫
一狂言芝居之機敷近年二階三階に仕候已前之通一階
之外は無用之事

一機敷より内證道を拵へ樂屋又は座元之居宅 非茶屋
等に座敷をしつらる遊興之儀可爲無用候惣て狂言
役者舞臺にて藝致し候外或は機敷又は茶屋等に呼
候共一切差越申問敷候尤自分宅にても遊興之客呼
申問敷候事

一機敷にすだれを懸候事無用に仕幕屏風等何に不依
圍候儀相止め見通し候様可仕候事

一芝居之屋根雨天之節も近年は狂言罷成候様仕候是
も前々之通屋根からく可致候事

一狂言役者衣類近年美麗に罷成候間向後絹紬木綿用

正徳四年午三月

野良 役者 大勢

右之通拙者座に抱置申候役者共不殘召連申候此外
拙者座へ抱置候役者壹人も無御座候以上

座本 竹之丞

浪人役者葺屋町に無之候

右之通竹之丞座之役者共吟味仕證文申付候此外町
内に座元抱之役者 非浪人役者壹人も無御座候以上

正徳四年午三月

葺屋町 月行司 清左衛門

同 清二郎 庄左衛門

右は竹之丞證文勘三郎勘彌も同文言

(正徳四年午三月十二日御觸)

一木挽町長太夫舞臺機敷同建具穴藏 非諸道具其外品
品同居宅同建具土藏穴藏衣類諸道具御拂入札被
仰付候間望之者は明後十五日五半時場所へ參り品
品致見分入札可仕旨町中不殘可被相觸候以上

三月十三日

町年寄 三人

右芝居 井穴藏三つ代金百三拾六兩余土藏居宅代
金貳拾四兩貳分右貳口南鍋町平右衛門善六落札
衣類諸道具一式代金八拾五兩余甚左衛門町七郎
右衛門落札

午二月十八日銘々引渡被仰付候

(正徳四年午三月十八日)

一出雲守様御内寄合の堺町葺屋町木挽町名主被召出
芝居普請致方不宜候段急度被仰渡候

(同月同日)

一江戸中寺社地に有之候芝居九ヶ所御奉行所被召
出向後御停止に被仰付七日限芝居取拂申候様被仰
渡候右御書付之寫

寺社境内に有之候能説經操物まね芝居之事元祿年
中停止候處訴訟之旨有之に付其法を建られ芝居等
をも軽く搦へ衣類等も是に准じ申付候處諸事結構
に及候次第不届之至に候依之自今以後彼芝居等一
切禁制申付候者也

午三月

(正徳四年午四月五日)

一堺町葺屋町名主明六日朝五時前狂言座役者共衣裳

不殘持參座元勘三郎竹之丞召連壹岐守様御内寄合
へ可罷出旨御差紙に付翌六日罷出候處右衣裳御改
被遊候上銘々品書出來右之外狂言に著仕候衣類一
切無御座若御法度之衣類著仕候は、如何様之曲事
にも可被仰付尤狂言替り候節衣類替候は、御訴
可申上旨御證文被仰付已來其本紅其外結構成品は
御停止之旨被仰渡候

(同月九日)

一堺町小芝居中村八十八芝居狂言に相用候衣類道具
不殘持參今七時八十八 井座元長兵衛家主五人組名
主差添壹岐守様御番所被召出右之品々御改之上
被仰渡候は衣類之儀狂言座之格式を以相勤可申箔
之衣類等者仕替候て相用可申旨被仰渡候

(享保二年酉十二月十八日申渡)

一堺町葺屋町木挽町狂言座操座 井名主喜多村彦右衛
門殿被召呼是迄御成當日は芝居相休來候處向後
者御成御當日も芝居無構興行可致旨被申渡候

(享保八年卯二月廿日御觸)

一男女申合にて相果候者之儀自今は死骸取捨一方存
命に候は、下手人に申付尤死骸弔候事停止可申付

候且又双方共存命候は、三日晒之上非人手下に可
申付事

一惣て此類繪双紙 井歌舞妓狂言に作り候事暨仕間敷
候若相背候は、急度可申付候事

右之趣被仰渡候間町中可觸知者也

卯二月

一葺屋町狂言座竹之丞名主庄左衛門喜多村彦右衛門
殿被召呼被仰渡候者此度西御丸にて若君様御誕
生被遊御名を竹千代様と奉申候間竹之丞改名仕候
様被仰渡候間鶴之丞と相改申度段申上候翌九日被
召出外之名前に相改可申旨被仰渡候間先年之名前
宇左衛門と相改申度申上候處可然旨則其段同十一
日兩御番所町年寄衆へも御届申上候

但宇左衛門儀寛延元辰年十月廿二日羽左衛門と
文字相改申度奈良屋市右衛門殿の御願申上候處
同廿九日勝手次第相改候様被申渡候

(延享二丑年二月廿三日申渡)

一葺屋町狂言座宇左衛門名主庄左衛門奈良屋市右衛
門へ被召呼万之字付候名前相改可申旨被仰渡候に
付右宇左衛門悴滿藏儀竹之丞と相改申度御伺申上

候處相濟不申候に付同廿五日龜藏と改名仕候段御
届申上候

(寶曆十二年午十一月二日申渡)

一堺町勘三郎葺屋町羽左衛門木挽町勘彌名主次郎兵
衛同庄左衛門同七左衛門奈良屋市右衛門殿被召
呼左之通被申渡候

申渡

此度御誕生之若君様御儀竹千代様と奉稱候間竹之
字附候名相改可申候尤姓名は不及改候

右之趣從町御奉行所被仰渡候間此旨可存候尤唯今
迄竹之字附候名は有之間敷候得共彌前書之通相心
得可申候

十一月二日

(同年十二月廿七日申渡)

一喜多村彦右衛門殿の堺町名主次郎兵衛葺屋町同庄
左衛門木挽町同七左衛門被召呼被申渡候は此度御
出生様御名松平貞次郎様と奉稱若右之御名に似寄
候名前も有之候は、早々爲相改候様被申渡候

(同十二年九月朔日申渡)

一喜多村彦右衛門殿の堺町名主次郎兵衛葺屋町同庄

左衛門木挽町同七左衛門被召呼左之通り被申渡候
申渡

來る六日若君様山王の御參詣に付堺町葺屋町木挽
町芝居之儀相止に不及候間狂言可致候勿論火之元
大切に可仕候

右之通被申渡候以上

未九月朔日

右古書留紙虫之爲に損じ寫置もの也

弘化二巳年正月

安田氏

燕石十種第三終

明治四十一年十一月廿五日印刷

明治四十一年十一月三十日發行

非賣品

東京市京橋區南傳馬町二丁目十二番地

國書刊行會代表者

編輯者兼 發行所 市島謙吉

東京市神田區蠟燭町八番地

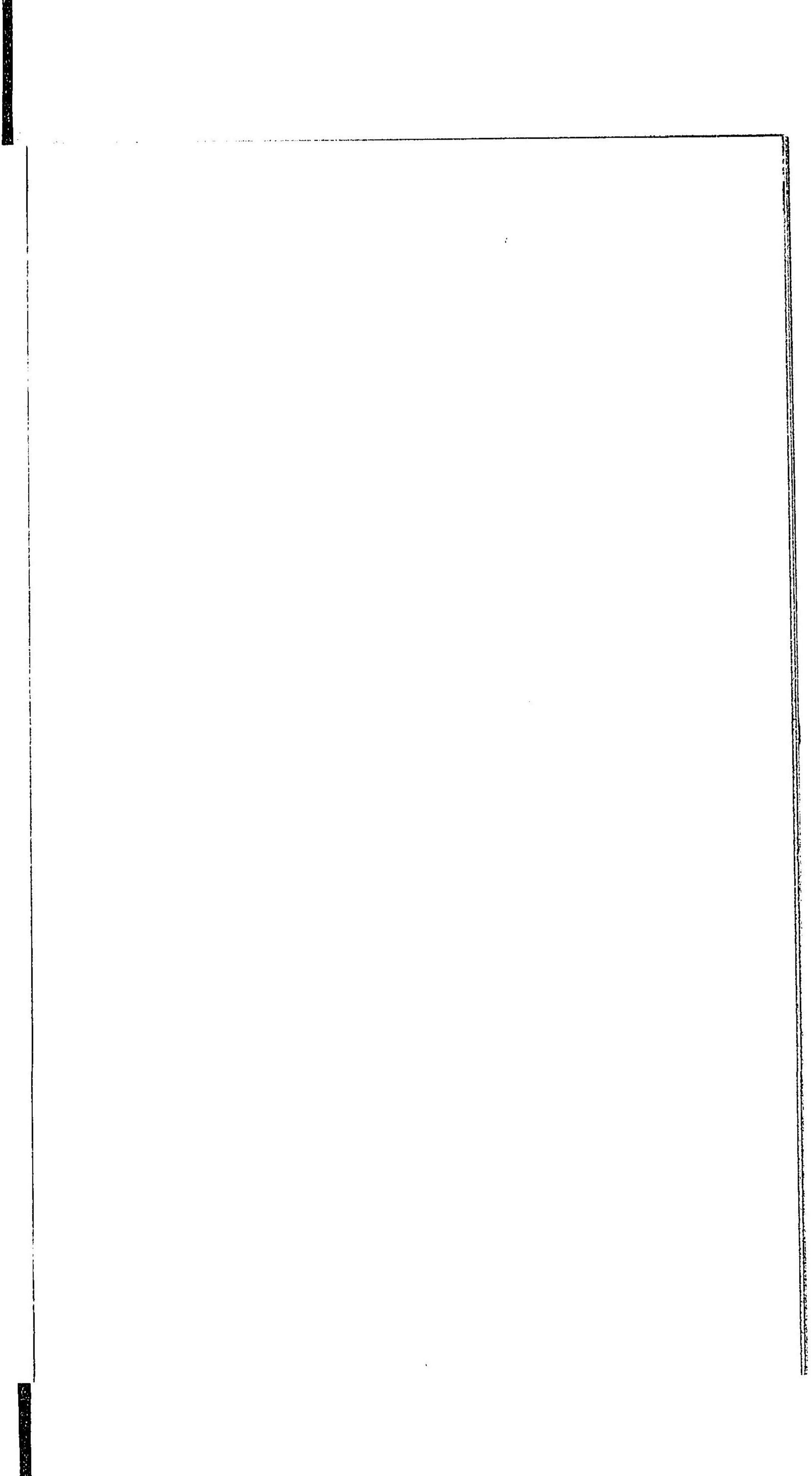
印刷者 武木信賢

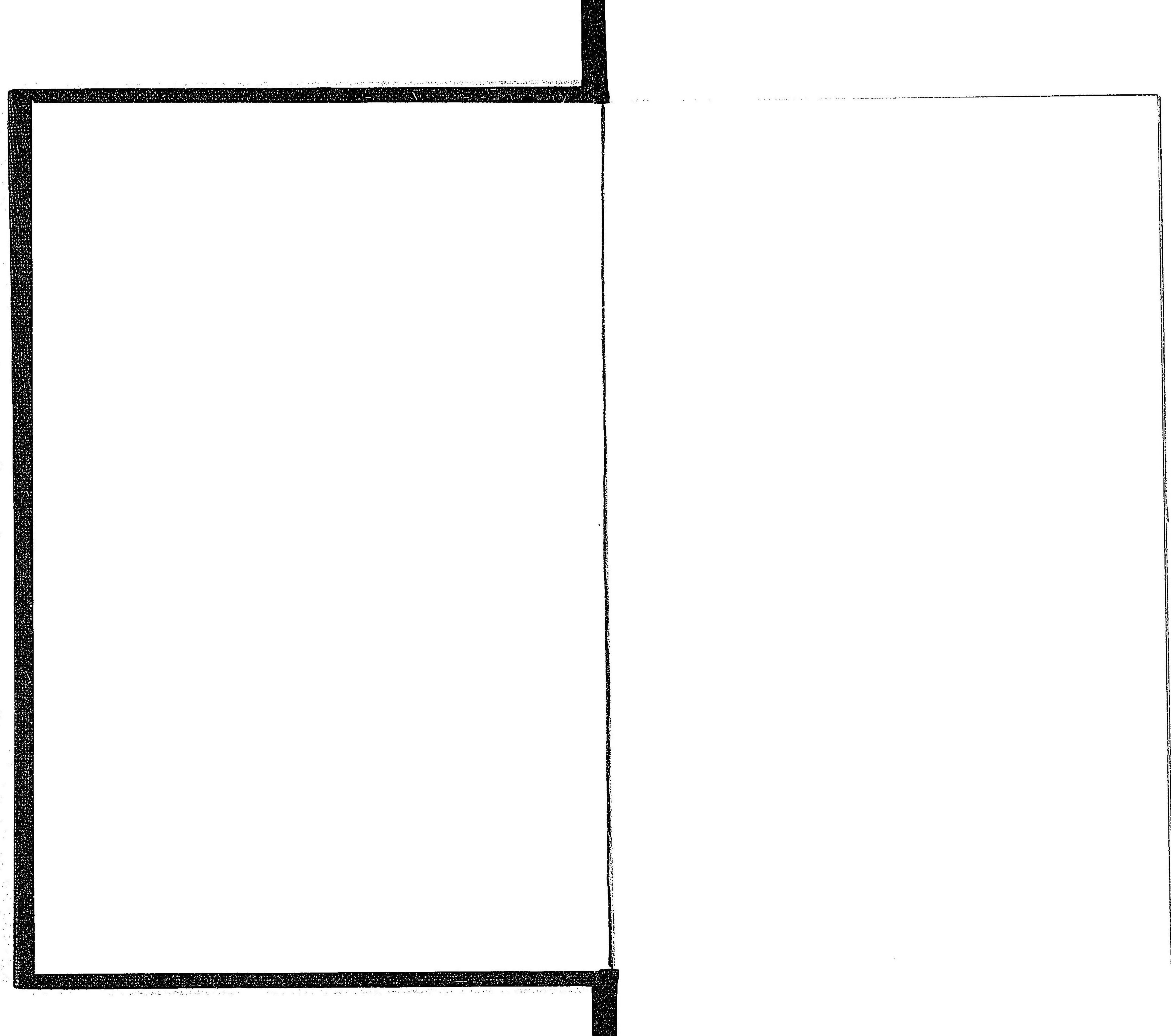
東京市神田區蠟燭町八番地

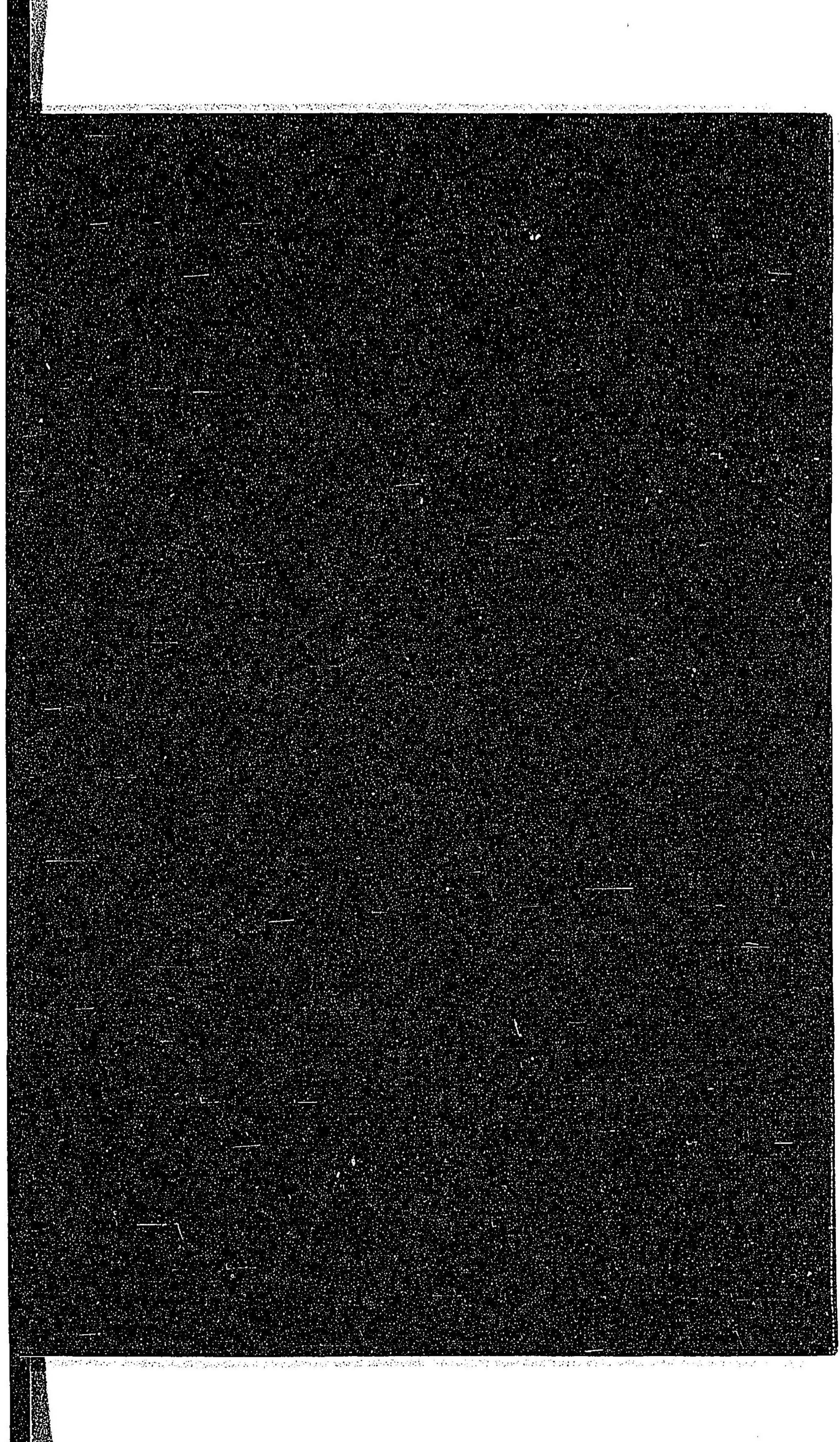
印刷所 武木印刷所

213R5

岡本製







| |
|-------|
| 081.5 |
| E83 |
| I |

